

【参考資料4】

「規制改革集中受付月間」における全国規模での規制改革要望事項（特区特例の全国展開要望を含む）の概要

（注）本概要は、要望主体が記載した要望内容を原則そのまま転記したものです。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>（1）IT分野（70事項）</b>				
5021	5021144	社団法人日本経済団体連合会	電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止	規制改革推進3か年計画（再改定）[平成15年3月28日閣議決定]では、「総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する（平成15年度検討・結論）」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。
5021	5021145	社団法人日本経済団体連合会	IRU（Indefeasible right of user：破棄し得ない使用权）方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和	管路の所有者が、IRU方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す場合、占用目的変更許可を不要とすべきである。
5021	5021146	社団法人日本経済団体連合会	周波数利用目的の緩和	周波数を通信・放送のいずれの用途でも利用できるようにすべきである。
5021	5021147	社団法人日本経済団体連合会	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和	2400MHz帯小電力データ通信システムにおけるスペクトル拡散率を高度小電力データ通信システムと同様の基準（5以上）とすべきである。
5021	5021148	社団法人日本経済団体連合会	微弱無線局の電界強度の緩和	用途や周波数に応じて、微弱無線の3メートルの距離における電界強度の柔軟な運用を認めるべきである。 とりわけ、車載キーレスエントリーやタイヤ空気圧モニタなどに代表される車載微弱通信機器（312MHz帯）の電界強度については、5秒程度の短時間であれば、米国並みの許容値での使用を可能とすべきである。
5021	5021149	社団法人日本経済団体連合会	高周波利用設備の設置許可基準の緩和	許可を要しない高周波出力値を5キロワット程度まで引き上げるべきである。
5021	5021150	社団法人日本経済団体連合会	無線局の免許申請手続の緩和	法人の代表者から委任を受けて事業所長などが代理人となって免許申請する際、委任関係を示した組織規程等を提出する場合は、法人の代表者印や署名は不要である旨を明確にするとともに、各地方総合通信局にその点を徹底すべきである。
5021	5021151	社団法人日本経済団体連合会	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和	委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定するのではなく、利用可能な周波数の範囲内で柔軟にチャンネル編成ができるようにすべきである。
5021	5021152	社団法人日本経済団体連合会	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用	東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。
5021	5021153	社団法人日本経済団体連合会	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、通信扱いとなるサービスの範囲を明らかにすることによって通信から区分される放送の範囲を明確にする方法ではなく、放送扱いとなるサービスの範囲を明確にする方法により、中間領域的な新たなサービスを通信サービスとして速やかに提供できるようにすべきである。
5021	5021154	社団法人日本経済団体連合会	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し	送受信装置のみの申請を認めるべきである。
5021	5021155	社団法人日本経済団体連合会	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し	「回路又はプログラム」の変更（重要な部分の変更は新たな認証の申請が必要）は一部変更の対象となっているが、ごく軽微な変更は一部変更認証を不要とすべきである。
5021	5021156	社団法人日本経済団体連合会	端末設備の接続の技術的条件の廃止	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。
5021	5021157	社団法人日本経済団体連合会	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	届出を不要とすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021158	社団法人日本経済団体 連合会	特定無線設備の技術基準適合自己 確認制度の適用範囲の拡大	特定無線設備全てを自己確認制度の対象とする。仮に自己 確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、そ の理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な 手続を経て決定すべきである。
5021	5021159	社団法人日本経済団体 連合会	電気通信機器の技術基準適合認証 に係る検査記録の作成・保存義務 の撤廃	技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃 すべきである。
5021	5021160	社団法人日本経済団体 連合会	電子申請等のシステムの標準化	各府省間および地方公共団体間で電子申請等のシステムを 統一すべきである。
5021	5021161	社団法人日本経済団体 連合会	電子申請における属性認証の統一 的な方策の提示	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する 統一的な方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電 子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべ きである。
5021	5021162	社団法人日本経済団体 連合会	税務書類の電子保存範囲の拡大	取引の相手方から紙で受け取る契約書等や手書きの帳簿等 についても、スキャナー等を利用した電子保存を認めるべき である。
5021	5021163	社団法人日本経済団体 連合会	税務書類の電子保存のための手続 の改善	既に承認を受けたシステムにより電子保存を行おうとする 場合には、所轄税務署長等に対する届出のみで足りるとする べきである。 例えば、承認した複数のシステムを開示し、そのシステム を導入して電子保存を行う場合は、届出のみで足りるとす る。 電子帳簿保存法取扱通達の趣旨を徹底し、事業部ごとの電 子保存を認める。
5021	5021164	社団法人日本経済団体 連合会	固定資産税の納付様式の統一およ び納付手続等の電子化	固定資産税の納付書の様式を全国的に統一する。また、固 定資産税の納税通知書、課税明細書の交付および納付手続を 電子化すべきである。 償却資産の申告を電子化すべきである。
5021	5021165	社団法人日本経済団体 連合会	自動車登録事項等の請求・交付の 電子化等	自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付お よび照会を可能とすべきである。 保険加入等の手続として車両登録の確認が必要とされる場 合に、電子認証制度等を利用する保険会社等が、契約者（車 両所有者）名、登録番号または車体番号で照会を行い確認す ることで、契約者本人による自動車登録事項等証明書の取得 に代える。
5021	5021166	社団法人日本経済団体 連合会	交通事故証明書の申請・交付の電 子化	書面に加え、電子的手段による申請・交付を可能とすべき である。
5021	5021207	社団法人日本経済団体 連合会	自動車の生産・販売・流通に伴っ て必要となる諸行政手続の電子化 の早期実現等	1．自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる行政諸手 続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確 認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平 成17年を目標に稼働開始（平成15年度中目途に一部地方公共 団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、下 記の事項を含め早急に検討・具体化すべきである。 （1）検査・登録等諸手続 自動車の検査・登録手続等の電 子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明 書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子 化 （2）自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 （3）自動車税・軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還 付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 （4）重量税納付手続等 納付手続等の電子化 （5）保管場所証明申請手続 申請手続の電子化及び電子化 に向けた申請手続の全国統一化 電子化に向けた添付書類 の簡素化等 （6）自賠責保険付保 付保手続の電子化及び電子化に向 けた手続の合理化 （7）所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開 示 2．なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース 会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討 等を行うべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021263	社団法人日本経済団体 連合会	W T O政府調達協定の適用対象機 関からのN T Tグループ各社の除 外	N T Tグループ各社（N T T持株会社、N T T東日本、N T T西日本、N T Tコミュニケーションズ）、特に完全な民 間企業となっているN T Tコミュニケーションズ社を、政府 調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な措置 を講じるべきである。
5033	5033035	社団法人日本損害保険 協会	交通事故証明書の電子発行	書面もしくは電子的記録による交付に変更。
5033	5033036	社団法人日本損害保険 協会	自動車登録事項等証明書の電子的 確認	1．自動車登録事項等証明書の電子交付・照会 2．1が前提となるが、保険会社の手続きとして車両登録の 有無確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が、契約 者名（車両所有者）登録番号又は車体番号で照会を行い、存 在を確認することで書類の取付に代える。
5071	5071001	米国	電気通信 / 競争事業者への規制緩和	総務省が競争の市場において非支配的事業者のために以下の 措置を取ることを米国は提言する。 電気通信サービス提供者によるいかなる申請も義務づけな い分類免許を与える。 約款認可義務をインターネット上の告示に変え、総務省の 事前手続きを撤廃する。 契約サービスについては、全ての許可、届け出義務を撤廃 する。 相互接続、委託及びその他の競争事業者間の事業取り決め については、全ての許可、届け出義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーの最初の免許取得について は、サービスの一般的範囲やネットワークの説明を超えた詳 細なコストの理由付け、経理の推測やネットワーク計画情報 を提供する義務を撤廃する。 固定系サービスプロバイダーのネットワークの拡大につい ては、全ての認可手続きを撤廃し、一般的な短い説明を求め る届け出義務に限定する。 事業者に対して、サービスを提供するために波長ベースの I R U（無効にできない使用権利）を獲得し、使用すること を許す。
5071	5071002	米国	電気通信 / 透明性の促進及び規制 独立性の強化	総務省及びその前身である郵政省は長い間規制決定過程を既得権者の影響か ら守ることの困難を経験してきた。新規参入者の犠牲を基に、政府との結び つきの歴史を持つ大会社へ恩恵をもたらすという最近の決定は規制の独立と アカウントビリティ（説明責任）を支持する措置の大きな必要性を証明して いる。規制の独立性と透明性を強化するために米国は以下の措置を日本がと ることを提言する： 規制機能を直接的な政治のコントロールを受けている省庁の権限から離 し、完全なる独立機関へ移行する。 N T T株の日本政府保有要件や外国資本、管理役割の制限をなくす。 事業計画や人事決定を含むN T Tの経営運営に対する省庁の干渉を排除す る。 反競争的行為を処罰するための意味ある制裁当局（罰金徴収、被害の支払 命令、免許の差し止め等）を確立し、利用する。 これらの目的のために、以下を含める中期的措置をとる： 1) 紛争処理行為の透明性を最大化するなど、日本の電気通信事業紛争処理 委員会の運営及びその実行力を強化する。 2) 特定の電気通信事業者と何らかの金銭的結びつきのある職員がその事業 者の競争の立場に影響を与える決定においていかなる役割も担わないことを 確約する基準を公表する。 3) 規制案件においてなんらかの役割を持つ総務省幹部職員にかからの規制 管轄下にある会社との関係を示す金銭面での宣誓供述書を提出させる。 更なる規制のアカウントビリティの育成のために、規制決定の再考及び司 法によるチェックを可能とする具体的な措置をとり、規制当局者と裁判所が 合理的な時間の枠組みの中で効果的にそのような案件を採り上げられるよう にすることを保証する。特に、 1) 規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を 再考するように請願できる透明な手続きを採用し公表する。 2) 規制当局者の判断や決定によって圧迫を受けたいかなる人もその決定を 司法チェックにかけよう求められる透明な手続きを採用し公表する。 3) 判断や決定の基となる公的記録全てを入手可能とし、特別な利害が規制 過程に優先的に入り込まないよう透明な手続きを採用し公表する。 4) 総務省主催の研究会の入選プロセスをオープンにして、全ての利害関係 者が参加できる機会を与えられるようにする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071003	米国	電気通信 / 支配的事業者規制及び競争セーフガードの確立	<p>米国政府は、改正された電気通信事業法に基づく規則と省令が日本市場において支配的な地位を保持する事業者特に義務を保持させ、適切な組織にこれらの義務を執行させる権威を与えることを提言する。特に、米国は日本が以下の措置をとることを提言する。</p> <p>電柱、管路、とう道、線路敷設権への非差別的なコストベースのアクセスを法律あるいは規則において保証し、それらのアクセスに透明な価格設定方法を適用する。</p> <p>データサービス同様音声サービスについても支配的供給者による価格設定の濫用を評価する方法を確立する（例：インビュテーションテスト）。</p> <p>NTT東西が新しい種類のサービスへ業務拡大する際のパラメータを遵守しているかの毎年の検査の中で、ネットワークアクセス及び競争事業者への扱いに関する十分なデータを公表する。</p> <p>競争事業者によって利用されている専用線が合理的で競争的な価格によって提供されているかを評価するために公表された情報に基づく透明な措置を確立する。</p> <p>支配的事業者が、規制を受けていないサービスを補填するために、規制を受けているサービスからの収入を反競争的に利用することがないように規則を設ける（例えば、関係会社との分離取り引きルール）。</p> <p>報告義務を含め、競争関係実施測定基準及び基準不履行への金銭的罰則を整備する。このような基準は、競争事業者が必要な全てのネットワーク及び施設の提供、サービスの質及び修理や保守において支配的事業者が自分自身あるいはその関係会社への扱いと競争者への扱いを同等にするためのものである。</p> <p>支配的事業者が彼らの伝統的な独占的サービス以上の業務拡大を求めて入る場合、一つの市場における独占的地位を市場力を獲得するために濫用させない適切なセーフガード措置を遵守させるようにする。</p>
5071	5071004	米国	電気通信 / 固定系相互接続における接続料金設定過程の改革	<p>総務省が（専権事項だとして）最近長期増分費用方式（LRIC）の実行方法を変えたため、接続料金が大幅に値上がりし、新規参入者のNTTグループ会社と競争する力が深刻に侵食されることが予測される。効率的な競争を確保するに料金設定過程を改革することは外資系及び国内の全ての競争事業者にとって重要な優先問題である。特に、米国は総務省が以下の措置をとることを提言する。</p> <p>2003年度からの従量接続料金からどのようにNTTコストを排除するかを決定するために、全ての利害関係者のコメント及び見解に公開する形で、接続料金とその体系の一般による見直しを実施する。</p> <p>何らかの新しい制度を導入する前に、NTT東西が既存の月額料金によってNTTコストを吸収できるかどうかを客観的に評価することを開始し結論を出す。</p> <p>NTT東西に対して透明で公的に立証できる方法で以下の項目を文書で証明させる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 正確にどのコストが月額加入者線料金から回収されているのか。</li> <li>2) それらのコストがどのように認定され、異なるサービス間（ISDN、DSL、専用線等）でどのように配分されているのか。</li> <li>3) すでに施設設置負担金や減価償却料金や利用可能な利益マージンで回収されているこれらのコスト回収の前提はなにか。</li> </ol> <p>トラフィックデータが料金精算をすべきと示す場合、清算を行う前に以下の措置をとる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) そのようなデータを独立的に監査し、その評価方法を公的に文書で提出し、公表しコメントを募集する。</li> <li>2) トラフィックデータの入力値の変化と共に、機器単価などの他の入力値も提供させ変更前の全ての変化を盛り込む機会を与える。</li> <li>3) IP電話への移行や他の先進技術サービスなどの変化によって影響を受ける全てのネットワーク費用計算に、そのような新しいサービスの成長を助けているネットワーク要素からNTTが得ている追加的な収入を考慮する。</li> </ol> <p>NTT東西に対してそれぞれの地域におけるコストの違いを考慮して、コストに基づく接続料金をそれぞれに設定させる。地域事業者間で接続料金に違いをもたせる際には反競争的な価格圧縮の危険（及びそれを防止する措置）を検討する。</p> <p>広範囲なネットワークアクセス機能へのビル・アンド・キープコスト回収方法への移行を検討する。</p> <p>NTT東西間の相互補助の源として接続料金収入を利用する現在の体系を廃止し、そのような補助が競争的に中立なユニバーサル・サービス基金によって補助されるようにする。</p> <p>支配的事業者の市場力を考慮して、IP電話を提供する事業者間同様、アナログとIPベースの音声電話ネットワーク間の接続協議に関する紛争を解決するために事業者が電気通信紛争処理委員会に助けを求められるよう確約する。</p>
5071	5071005	米国	電気通信 / 携帯着信料金に係る競争環境の整備	<p>米国は日本が以下の措置をとることを提言する。</p> <p>支配的な無線ネットワークへの競争的な接続料金を保証する日本の電気通信事業法とその2002年の日本の関与に従い、携帯無線着信料金がコストに基づいて設定されているかを評価する客観的で透明な方法を整備し、交渉が失敗した場合仲裁を求められるようにしておく。</p> <p>携帯事業者との相互接続を固定事業者が求める場合、携帯事業者が小売料金を設定している惰性的な権利を排除することによって競争的中立性を整備する。</p>
5071	5071006	米国	電気通信 / サービスの質における非差別的の確立	<p>サービスの質における非差別：アンバンドル化が求められる施設においては、日本がNTT東西に対して以下の措置をとることを要求するよう米国は提言する：</p> <p>11-D-1. NTT東西がサービスの混乱や質の悪化へ対応しなければならぬ期間中、小売顧客へ提供されているものと同様のサービス水準合意（SLA）をその接続約款に盛り込むことを義務づけるべきである。</p> <p>11-D-2. 卸売り顧客に対して施設への合理的なアクセスとともに、その施設を自ら保守する選択肢を与える。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071007	米国	電気通信 / 支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードの確立	日本政府は端末装置市場における競争を保証する目的と一貫する形で、1990年のネットワーク回線端末装置（NCTE）合意を整備することを提案されている。その際、支配的事業者による公的ネットワークに敷設されたインターフェースへの管理濫用に対するセーフガードを含めるべきである。
5071	5071008	米国	日米電気通信作業部会の運営に係る提案	米国は、可能であるならゲストスピーカーとして政府及び民間から専門家を招待してその見解を分け合い、作業部会がその対話を強化することを提案する。
5071	5071009	米国	特区における5GHz帯無線アクセスシステムの利用促進の全国展開	米国は、2003年6月のWRC合意と一貫する形で、日本が特区において5GHz帯における無線アクセスシステムの利用を促進する経験及び、そのようなシステムの全国的拡大計画を報告することを提案する。
5071	5071010	米国	免許不要の小電力機器への電波分配の容認	日本の柔軟な電波配分の政策目標と一貫する形で、日本政府は小電力機器の免許不要で電波を使用することを望む企業に時機を得た客観的で透明な手続き過程を保証する措置を、その周波数帯の現在の利用者に対しても十分な配慮をほかりながら、とることを提案する。総務省はもし十分なデータがない場合、インターフェースを査定するための更なる検査あるいは試験的プロジェクトを認めるべきである。
5071	5071011	米国	電子商取引を妨げる規制の撤廃	事業者間（B to B）や事業者・消費者間（B to C）電子商取引において、対面取引や対面による取引を必要条件とすることやその他の障壁など、電子商取引を妨げる、既存の法律や規制においていまだに存在する障壁を除去する。現在除外されている分野における電子通知や電子取引を認めるよう、法律や規制を改正する。
5071	5071012	米国	2003年重点計画及び「e-Japan II」の実行における民間自主規制の原則等の担保	2003年重点計画及び「e-Japan II」を実行するための新しい法律、省令、指針が日米が相互に認識している民間自主規制の原則に則り、技術中立性を維持し、またIT利用を促進する真の具体的な改革を提供し、過度に規制したり、電子商取引を阻害することがないように担保する。
5071	5071013	米国	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開	IT促進のための特区及び電子教育活用のための教育特区を作る現在の規制緩和措置を適切に全国的に拡大し恒久化する。
5071	5071014	米国	IT戦略本部機能の強化	IT戦略本部に関係省庁間で「e-Japan」のための必要な措置を実行するための管理や調整に必要な資源と調整メカニズムを提供し、支持する。
5071	5071015	米国	民間意見を取り入れるための措置の実行	以下に掲げるものを含め、構想から実施に至るまで、政策決定プロセスにおけるすべての段階で、民間の意見の取り入れを拡大するための措置を講じる： 官民間の対話を双方向かつ透明性のあるものにするよう、情報技術を活用する。 2003年重点計画、「e-Japan II」の政策目標及び全ての関係措置及び目的を実行するために準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等はパブリックコメントにかける。最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映させることを確保する。 IT戦略本部の新しい専門調査会に日本人以外の団体からの専門家を選出し、参加させることを確保する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071018	米国	デジタル・コンテンツの保護の強化	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を妨げるため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく： 全ての政府機関及び公的期間が著作権侵害によって複製された作品あるいは政府支援のIT資源においてその他の付随行為の蓄積や発信を効果的に防止し、罰することを確保する措置をとる。 プロバイダー責任規則等のデジタルコンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニター強化する。 日本政府が「一時的蓄積」を認識する公的声明を公表することは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者へ明確な指針を示す。 技術的保護措置を強化する。
5071	5071020	米国	e - J a p a n I Iにある「著作権契約システム」に放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる義務的、非自主的あるいは法的な免許を含まないことの保証	e - J a p a n I Iにある著作権契約システム」には放送TV信号及びコンテンツをインターネット上に配信できる義務的、非自主的あるいは法的な免許を含まないことを保証する。インターネット配信のための著作権契約システムは放送事業者及び著作権保持者双方の同意が必要であり、そのようなシステムへの特別な措置は意味あるパブリックコメントにかけるべきものである。
5071	5071021	米国	デジタル権利管理システムにおける市場主導の保証	いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを保証する。
5071	5071023	米国	プライバシーに係るB to B及びB to C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止	2003年5月23日、国会は民間における個人情報を保護するための基本的枠組みを確立するために個人情報保護法を成立させた。米国は以下の措置を日本がとることを提言する： B to B及びB to C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件を防止するために透明で調整された形で執行のためのガイドラインを作ることを保証する。透明性を保持し、民間からのインプットを最大限に活用するために、出来るだけ速やかにどの官庁が執行指針をだすのか明らかにして、全ての執行指針案は最終指針に適切に反映されるよう意味あるパブリックコメントにかけるようにすることを米国は日本に求める。 個人情報保護法及びその執行指針が全ての現在及び将来の技術によって共有されるあらゆる個人情報に適用されるのかを明確にする。業界及び非政府団体からのインプットを新しい技術に対するいかなるプライバシー指針の執行においても真剣に考慮することを米国は日本に求める。 2004年末までにプライバシーに関する案件について日米共同官民ラウンド・テーブルを開催する機会を検討する。
5071	5071025	米国	ネットワーク・セキュリティの確立	米国は日本が中央及び地方政府機関によって使用される情報システムの安全性と信頼性の改善及び確保を改善する努力を称賛する。2003年9月9日のグローバル・サイバー・セキュリティの促進に関する日米共同声明の精神に基づいて、米国と日本は適切な二国間及び他国間の場で民間とさらなる協力をしていくべきである。さらに、米国は幾つかの省庁が既に彼ら自身の使用のためにネットワーク・セキュリティ標準や指針を作成しはじめていることを認識している。標準や指針が一貫しており、民間に対して良い前例を与えることが重要である。そのため、色々な別々の省庁が前進する際、日本はその標準や指針が以下のものであることを保証するよう米国は求める： 調整された形で作られ、中央政府の機能や財産を支える情報資源への効果的な管理を確立し保証する包括的な枠組みを保証する。 技術的に中立で、取引制限がなく、電子商取引の利用を促進する。 国際標準機構（ISO）等の自主的業界標準団体によって作られた標準と出来る限り現実的に調和するようにする。 透明な方法で作成し執行する。国内外の全ての利害関係者が意味あるパブリックコメント過程に参加できることを確保する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071026	米国	情報システムの調達改革の促進	<p>2003年5月19日に省庁によって採用された合意書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。</p> <p>CIO連絡会議に対して、省庁間の調整を改善し、非差別、透明で公平な情報システムの調達（製品及びサービス）を確保するために、IT調達を監督する権限を与える。</p> <p>低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を整備する。</p> <p>（2003年の両国首脳への報告書に従い）省庁が全ての新しい手続きをどのように実行するかのフォローアップ調査から得たデータを公表する。</p> <p>メモランダムによって実行されているIT調達手続きを改善する方法を民間からフィードバックを得るために2003年度中にパブリックコメント手続きを行う。</p> <p>政府に価値ある民間の経験をもたらすCIOの補佐がその職務を公平にまた客観的に行うための明確な指針を作る。</p>
5071	5071027	米国	政府のIT調達改革を強化するための措置の追加実施	<p>政府のIT調達改革を強化するために、以下の措置を含め追加的措置を実行する：</p> <p>調達獲得に関する情報をタイミング良く、透明で誰でも入手できる形で公開する。</p> <p>総合評価落札方式（OGVM）調達のためのSDRを引き下げ、より広く実行可能とする。</p> <p>入札評価を年初の計画予算ではなく所有権の全てのコストによって行うことによって、情報システムの調達においてライフ・サイクルコストの使用を奨励するためにより柔軟な予算手続き（例：複数年契約）を促進する。</p>
5072	5072020	欧州委員会（EU）	NTT法の廃止	<p>電気通信規制当局は事業の供給者から完全に独立し、公正であるべきである。そして日本市場における競争の促進に専念すべきである。規制当局は規制（競争、ユニバーサルサービス、ライセンスの促進）にのみ関わり、事業者の経営管理に関して干渉しない、ということを法的文書に明記することが重要である。それゆえ、EUは、電気通信事業法（適宜改定）に鑑みてユニバーサルサービスの支配的な供給者に対してあらゆる必要な規制管理が行われるべきなので、NTT法は廃止されなければならない、国家もしくは公的な株式保有者が通信分野において他の分野とは異なる扱いを受けてはならない、と考える。</p>
5072	5072021	欧州委員会（EU）	接続料金に関するLRICモデルの見直し	<p>接続料金に関するLRICモデルの適用は、NTT西日本・東日本の競合他社にとって結果としてより高いコストにつながるような、通信量に関係しない要素の不適切な配分を是正する方向で、見直されるべきである。同様に、トラフィックの減少によって生ずる収入の潜在的損失を補填するために確立された清算メカニズムを撤廃すべきである。NTTの固定接続料金に関する最近の見直しは、経済的および規制的観点から、また特に、日本の規制当局による決定の不公平性に関して、深刻な懸念を生み出している。</p>
5072	5072022	欧州委員会（EU）	電気通信サービスの技術的に中立な規制枠組みの確立	<p>ローカルおよび/もしくは長距離有線市場および無線市場事業における指定事業者が、特に非競争的な行為や接続の防止に関して、同等な権利と義務を得ることができるようにするために、電子通信サービスの技術的に中立な規制枠組みを確立する。まさしく支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべきである。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない（移動体市場の場合のように）。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5072	5072023	欧州委員会（EU）	電気通信事業の競争政策の促進	市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、とりわけ長距離および移動体市場において競争調査に従うべきである。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべきである。電気通信市場の競争状況を検討する研究会が2002年9月に設置されたことは、この方向での最初のステップであると見受けられるが、逆に言えば、これはまた、長距離有線および無線市場における競争に関するこのような調査がこれまで確立されていなかったことを裏付けるものでもある。それゆえ、EUは、日本における現在の規制枠組みの基本的構造、およびその結果生ずる、NTT-CCを指定しないとする決定は、透明、客観的かつ非差別的条件に基づいていないと考える。「市場の失敗」を是正するためのあらゆる手段が、あらゆる関連市場における支配的事業者を律する法によって、利用できるようにすべきである。また、この点に関して、法はあらかじめテクノロジーによる差別をしてはならない。「市場の失敗」を是正するための規制政策はこのような「失敗」に実質的に対応すべきである。
5072	5072024	欧州委員会（EU）	電気通信事業における共同支配の概念の取込み	現在は改正電気通信事業法には含まれていないが、共同支配の概念も日本の規制枠組みにおいて考慮されるべきである。
5072	5072025	欧州委員会（EU）	第 一 種 指 定 事 業 者 の 卸 お よ び 小 売 料 金 告 知 要 件 の 存 続	市場において重要な力をもち、かつ/あるいは基本的設備を管理する事業者に対しては、卸および小売料金告知要件を存続すべきである。最近のTBL改正は、第I種指定事業者が卸および小売料金を告知する義務を撤廃したことによって、規制当局が、支配的事業者の料金行為を監視し、略奪的料金行為を行うことのないよう確保することを妨げるものである。日本の新たな改正枠組みにしたがって、第I種指定事業者は、こうして例えば、選択的に競合他社に損害を与えるために、値引きをしたり、あるいは料金圧縮戦略をとったりすることができるのである。料金告知と会計分離の義務は、非支配的事業者も含むあらゆる事業者の「ユニバーサルサービス」として分類されるサービスに対して、継続して適用されるもの、とEUは理解している。非対称規制および比例の原則に沿って、非支配的事業者もしくはユニバーサルサービス提供者として選ばれていない事業者には、これらの義務が撤廃されるべきである、とEUは考える。なぜなら、そのことが、これらの事業者が指定事業者と有効的に競争する能力に影響を与え、不当なコストの発生を招くからである。また、このことは公正かつ効果的な競争環境を損なうような不必要な手続きをも巻き込むものである。
5072	5072026	欧州委員会（EU）	東西NTT間での平均システムの見直し	ユニバーサルサービスは、通常の商慣習によって網羅されないコストに対応するために、必要に応じてのみ実施されるべきである。日本国内における単一料金設定の目的は、ユニバーサルサービス基金の確立によって達成されるべきであり、特に、透明性、非差別および競争的中立の原則を充足しなければならない。国内に（収益の少ない地域も含む）単一料金を確保するためのユニバーサルサービスを提供するためのコストは、それよりもLRICに基づくべきであり、ユニバーサルサービスを提供する上での便益（ネットワーク外部性、ブランド名およびプレゼンス）は、費用の計算に十分考慮されるべきである。現行の東西NTT間での平均システムは、そのことがNTT東日本とNTT西日本間での内部補助につながることから憂慮すべき事柄である。NTT東日本とNTT西日本は組織的には分離しており、原則的には、妥当な会計分離を確保するために、競争的な保護を課すことによってそのような慣習に参画することが妨げられているにもかかわらずである。その結果、接続料金はもはやコスト指向ではなくなっている。
5072	5072027	欧州委員会（EU）	周波数帯割当ての調和	補足的なIMT-2000帯域（特に2.5GHz帯域）と3G移動通信システム後の帯域に対する周波数帯割り当てを調和させる。
5073	5073012	オーストラリア	接続料に係る長期増分費用（LRIC）モデルの見直し（NTSコストの除外）	日本は、接続料が適切なコストに基づいて算定され、差別のない方法で競争する電気通信事業者に課されることを確保すべきである。LRICモデルにおいて、NTT東会社とNTT西会社の接続料の中で多くを占めているNTSコストを接続料の計算から除外すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5073	5073013	オーストラリア	電気通信事業におけるエッセンシャル施設のサービス宣言制度の導入	地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスをアンバンドル化されれば、サービス提供における競争が高まる。日本も、パイヤーに対する、サービスの供給に関する特定の条件の規制を認める、サービス宣言の制度を導入すべきである。
5073	5073014	オーストラリア	電気通信市場における競争政策の推進（CPS制度とNP制度の普及促進）	オーストラリア政府は、日本が、CPSとNPが更なる競争の促進を通じて、消費者、ビジネス、日本経済などにもたらす利益を認識し、両方の方式を日本で確実に普及させることを要望する。
5073	5073015	オーストラリア	電気通信に係る規制機関の独立性の担保	日本は、電気通信に責任のある規制当局が、公平かつ迅速に行動できるように法的な責任を持ち、法的にも機構的にも確実に独立するべきである。
5073	5073016	オーストラリア	電気通信政策の見直しに係る審議会等の透明性・開放性の改善	日本政府は、政府の見直し、特に電気通信分野の見直しへの参加を、影響を受ける関係者にまで拡大すべきであり、情報通信審議会に影響を受ける関係者により大きな透明性との参加を可能にすべきである。
5074	5074001	カナダ	電気通信分野に係る規制の緩和	法律により通信規制当局に通信事業者からの完全な独立を保証し、日本の通信市場の競争力を高めるため公平性を確保する。NTTと他の通信業者に対して公平な規制措置を実施し、新たに改正された「電気通信事業法」（2003）に沿って規制する。それゆえ、改正法の恩恵をすべての通信業者に等しく、かつ当局の介入を受けずに行き渡らせるためにNTT法を撤廃する。 相互接続料金を真にコストに基づいたものにするために相互の補助金を撤廃する。現行のNTT東西間のコスト均等化のシステムは、両者の相互補助慣行を促し、通信業界の真の競争を阻害する結果になっています。 市場の明確な競争と自由な市場参入を許容するために、（顕著な市場支配力を持つ）支配的通信事業者による非支配的通信事業者やローカルな通信事業者に対する力の乱用の回避を可能にする、非対称的かつ均衡のとれた原則を日本の規制の枠組みの中に確立し、適用する。
5074	5074002	カナダ	電子商取引の進展を妨げる残存障壁の撤廃	カナダは、対面取引や書面による取引要件など、電子商取引を妨げている残存障壁を撤廃するよう日本政府に強く要請致します。
5085	5085017	オリックス株式会社	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に移動開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。
5086	5086017	社団法人リース事業協会	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に移動開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たったの検討等を行うこと。
5111	5111036	社団法人日本自動車工業会	微弱電波法の放射雑音許容値について	短期：輸出用のタイヤ空気圧モニターについて、国内輸送中は、微弱電波法適用に対して柔軟な対応をお願いしたい。 長期：国内市場向けシステムと米国市場向けシステムの仕様統一ができるように、微弱電波法の改定の可能性について検討をお願いしたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5126	5126001	愛知県	ドクターヘリにおける携帯電話の使用の容認	ドクターヘリの患者搬送は、基地病院以外の病院の場合、基地病院無線局経由により依頼確認を行っているが、より迅速に対応するためには、携帯電話が有効である。携帯電話は、電波法上では「陸上移動局」と整理されており、ドクターヘリから使用することは電波法違反となり使用できない。救急患者の搬送には、ドクターヘリから直接に搬送先病院へ携帯電話での連絡は必要不可欠である。
5139	5139006	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	電波法では事業会社に航空無線の割り当てがあり会社基地と飛行中の自社機と連絡が取れるようになっている。ドクターヘリの現場では担当機体の都合により他社に急遽代行を依頼することがある。又他社機が患者を当該基地に搬送することもある。そのような場合に異免許人間の通信が許されていないため当該基地との通信ができないため所要の連絡が取れない。ドクターヘリの現場では異免許人間の通信が許されるべきである。
5143	5143045	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	一定の民間事業者が行うタイムスタンプへの確定日付としての効力の付与	民法施行法第5条第2項の電磁的方法により確定日付が認められる者として、指定公証人に加え、同法同条第1項第5号の者に加え、郵便局における電子内容証明についても確定日付の効力を認める。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>（２）競争政策・金融・法務分野（３６５事項）</b>				
5001	5001001	社団法人全国信用組合 中央協会	自己資本比率算出の際の貸倒引当 金の繰入限度額の引上げ	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子（自己資本額） 算入割合を国際統一基準行と同レベル（１．２５％）まで緩和 すること。
5001	5001002	社団法人全国信用組合 中央協会	信用組合による保険窓販商品の範 囲の拡大等	窓販できる保険商品を限定するのではなく、窓販できない保 険商品を列挙し、原則自由とすること。
5001	5001003	社団法人全国信用組合 中央協会	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票又はこれ に代わる書類の提出を不要とすること。
5001	5001004	社団法人全国信用組合 中央協会	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員に 対する募集禁止の規制（構成員契約規制の廃止）を廃止し ること。
5001	5001005	社団法人全国信用組合 中央協会	コミットメントライン契約の適用 対象企業の拡大	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を 拡大し、中小企業（資本金３億円以下等）、地方公共団体や 特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。
5001	5001006	社団法人全国信用組合 中央協会	全国信用協同組合連合会の会員以 外の者に対する貸付限度にかかる 規定の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の 定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除す る。
5001	5001007	社団法人全国信用組合 中央協会	協金法に基づく業務内容方法書の 廃止	協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏 しいので、これを廃止すること。
5001	5001008	社団法人全国信用組合 中央協会	脱退組合員の出資持分の一時取得 について	信用組合においても組合員の脱退（自由脱退）に際し、当該 組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同 様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるように すること。
5001	5001009	社団法人全国信用組合 中央協会	事業報告書の総（代）会承認制の 廃止	商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総（代）会承認を不 要とし、報告事項とすること。（商法第２８１条では、営業 報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されてお り、さらに第２８３条において総会に報告することが定めら れている）
5001	5001010	社団法人全国信用組合 中央協会	附属明細書の総（代）会への報告 の廃止	商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総（代）会への報告 を不要とすること。
5001	5001011	社団法人全国信用組合 中央協会	定款への従たる事務所の記載の廃 止	商法第１６６条第１項第８号と同様に主たる事務所のみ記 載とすること。
5001	5001012	社団法人全国信用組合 中央協会	事業用不動産の有効活用に関する 規制緩和の徹底	事業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運 用上徹底する。とくに、リストラ等により廃止した店舗等の 遊休不動産を賃貸することは営業用不動産の有効活用に該当 することを明確にすること。
5001	5001013	社団法人全国信用組合 中央協会	業務取扱い時間変更届出の簡素化	インスタブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務 取扱い時間変更届出については、届出不要、もしくは半期ご との一括届出の対象とすること。
5001	5001018	社団法人全国信用組合 中央協会	協金法に基づくリスク管理債権の 開示と金融再生法に基づく資産査 定の開示の一本化	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく 資産査定の開示を一本化すること。
5001	5001019	社団法人全国信用組合 中央協会	協金法第２条第３項に基づく「自 己資本率規制」の廃止	金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対 する自己資本の額が４％以上（国際基準を採用する金融機関 は８％以上）とする統一された「自己資本比率規制」があ る。敢えて二重に規制する必要性はないため、これを廃止す ること。
5001	5001020	社団法人全国信用組合 中央協会	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限 り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり 方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導から 事後監視型に移行している中において、現状では業務方法書 を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止すること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5001	5001021	社団法人全国信用組合 中央協会	民事保全規則第2条の支払保証委 託契約の取扱い	民事保全規則第2条の金融機関に全国を地区とする信用協同 組合連合会、信用組合を加え、仮差押え、保証金等の保管金 融機関になれるようにすること。
5001	5001022	社団法人全国信用組合 中央協会	地方道路公社及び地方住宅供給公 社等の余裕金運用について	地方道路公社及び地方住宅供給公社等の余裕金について取扱 いを可能とすること
5006	5006001	社団法人信託協会	投資一任業務を行う信託銀行が、 委託者指図型投資信託および投資 法人から委託される資産の運用に つき、制限を設けないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託委託業者が委託者指図型投資信託および投資法人に 係る運用の権限を一定の者に委託することができるが、当該委託を信託銀行が受ける場合、運用資産の50%超を有価証券に運用することができないとされている。他方、投資一任業務の認可を受けた「認可投資顧問業者」が委託を受ける場合には、このような制限はない。</li> <li>平成16年4月施行予定の改正投資顧問業法において、信託銀行も投資一任業務の認可を受けて「認可投資顧問業者」となることができるが、「認可投資顧問業者」となった信託銀行が運用資産の50%超を有価証券に運用することができるかどうか不明である。</li> <li>投資一任業務を行う信託銀行が、特段の制約なく委託者指図型投資信託及び投資法人から運用の委託を受けられるよう、法令上の手当を行うこと。</li> </ul>
5006	5006002	社団法人信託協会	投信法における委託者非指図型投資 信託の運用規制を撤廃すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託銀行は、委託者非指図型投資信託の信託財産の50%超を有価証券に運用することが禁止されている。</li> <li>委託者非指図型投資信託において、信託銀行が信託財産の50%超を有価証券に運用する投資信託契約の締結を禁止する規制を撤廃すること。</li> </ul>
5006	5006003	社団法人信託協会	銀行における投資信託等の窓口販 売業務において、J-REIT (上場した不動産投資信託)を含 む全てのの上場した投資信託受益証 券および投資証券の取扱制限を撤 廃すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>J-REITをはじめ、ETF以外の上場した投資信託受益証券および投資証券について、既に流通している受益証券等を顧客は銀行で購入（銀行による買付けの委託の取次ぎ等）することができないほか、顧客が銀行で売却する場合（銀行による売付けの委託の取次ぎ等）は、当該銀行が発行時に募集の取扱いをした受益証券等に限定されている。</li> <li>ETF（株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託）の受益証券についても、顧客が銀行で売却する場合（銀行による売付けの委託の取次ぎ等）は、当該銀行において購入した受益証券（当該銀行が当該受益証券の買付けに係る委託の取次ぎ等を行った場合）に限定されている。</li> <li>証券市場の活性化および投資家の利便性向上の観点から、銀行における投資信託等の窓口販売業務において、全てのの上場投信および投資証券について取扱制限を撤廃するよう要望するものである。</li> </ul>
5006	5006004	社団法人信託協会	信託業務のみを取り扱う施設・設 備（「信託専門店舗等」という） の設置を可能とすること。また、 信託専門店舗等は銀行法上の営業 所に係る休日・営業時間の規制の 適用がないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託専門店舗等の設置を可能とすること。</li> <li>信託専門店舗等は銀行法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことを確認すること。</li> </ul>
5006	5006005	社団法人信託協会	更なる信託スキームの活用にあ ずかる商事（営業）信託関連法 制の見直しを行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>商事（営業）信託関連法制において、例えば以下の点を緩和するよう、見直しを行うこと。</li> <li>自己執行義務（信託法26条）の緩和</li> <li>一定の要件を充たす場合の忠実義務（信託法22条）の緩和</li> <li>受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルール明確化</li> <li>信託の併合・分割に関する規定の整備</li> <li>受託者の第三者に対する有限責任の明確化</li> </ul>
5006	5006006	社団法人信託協会	地方公共団体の保有する金銭債権 の信託を可能とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が信託できる財産として、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は明文の規定により可能であるが、金銭債権については信託できるかどうか明確でない。</li> <li>地方自治法の改正等により、金銭債権の信託を行えることを明確にしていきたい。</li> </ul>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5006	5006007	社団法人信託協会	投資顧問契約（投資一任契約）に係る信託財産間の取引（いわゆるインターナル・クロス取引）における規制の不存在を確認すること。	投資一任契約に係る信託財産（受託者が同一信託銀行でない場合を含む。）と他の投資一任契約、及び投資一任契約以外の信託業務に係る信託財産との間の、証券会社を介さずに行う売買取引（いわゆるインターナル・クロス取引）につき、規制が存在しないことを確認すること。
5006	5006011	社団法人信託協会	電磁的方法（インターネット）による信託業務に係る公告につき、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用して行えるようにすること。	・信託業務に係る公告を電磁的方法（インターネット）を用いて行うことが可能となった場合に、「電子公告制度の導入に関する要綱」における「調査機関」を利用できるようにすること。
5006	5006012	社団法人信託協会	銀行法における信託銀行の議決権保有規制について、信託勘定で保有する議決権の取扱いに関し、独禁法と平仄のあった規制とすること。	・現行の銀行法では、原則として、「元本補てんのない信託勘定で保有する議決権のある株式」（ ）、 「元本補てんのある信託勘定で保有する議決権のある株式」（ ）及び「銀行勘定で保有する議決権のある株式」（ ）の合計は、議決権のある株式全体の5%以内とされている。ただし、例外として、 の増加により（ + + ）が5%超となることは可能ではあるが、又は の増加で（ + + ）が5%超となることは、たとえ + 5%であったとしても不可となっている。 ・上記の規制を緩和し、「 + 5% かつ + + 10%」とすることを要望。
5006	5006013	社団法人信託協会	出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に係る規制の緩和、および営業時間に係る規制を撤廃すること。	・銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が休日とすることができる日は、「営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日」および「営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として金融庁長官が承認した日」に限られている。 ・銀行の営業所の営業時間は「午前9時から午後3時まで」と規定されており、その営業時間の変更は、延長の場合を除き、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合に限られている。 ・出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）について、休日に係る規定を緩和し、「設置場所の特殊事情によりやむを得ない」場合以外でも銀行が独自に「休日」を定めることが出来るようになることを要望する。 ・同じく、出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）について、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合以外でも、銀行が独自に当該営業所の営業時間を「午前9時から午後3時まで」が確保されていない時間帯に変更出来るようになることを要望する。
5006	5006014	社団法人信託協会	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲を拡大すること。	・銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 ・銀行の子会社等が、所謂事業性ローンに係る債務保証業務を営めるようにすること。 ・銀行の子会社等が保証業務以外の業務も兼業できるようにすること。
5010	5010001	社団法人第二地方銀行協会	銀行およびその子会社等による保険商品の販売規制の全面撤廃	銀行およびその子会社等による保険商品の販売に係る制限を早期に全面撤廃する。
5010	5010002	社団法人第二地方銀行協会	信託代理店の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。
5010	5010003	社団法人第二地方銀行協会	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下）のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。
5010	5010004	社団法人第二地方銀行協会	資産運用アドバイス業務の銀行法上の位置付けの明確化	資産運用アドバイス業務を銀行法第10条第2項の「その他の銀行業務に付随する業務」に該当する業務として、事務ガイドライン等において取扱いの明確化を図る。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5010	5010005	社団法人第二地方銀行協会	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	店舗の営業時間の規制（午前9時から午後3時まで）を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。
5010	5010006	社団法人第二地方銀行協会	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。
5010	5010007	社団法人第二地方銀行協会	資本金超過法定準備金の取崩しに係る債権者保護手続きの簡素化	法定準備金の減少に際しての債権者保護手続きについて、預金者等への個別の催告を不要とする措置を、現在進められている電子公告制度導入に伴う商法の改正によるものを含め、検討していただきたい。
5010	5010008	社団法人第二地方銀行協会	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。
5010	5010010	社団法人第二地方銀行協会	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。
5010	5010011	社団法人第二地方銀行協会	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけではなく、子会社・関連会社の担保物件も可とする。
5010	5010012	社団法人第二地方銀行協会	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	銀行法施行規則第17条の3第1項第1号～第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。
5010	5010013	社団法人第二地方銀行協会	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務（現金・小切手輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務）について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。
5010	5010014	社団法人第二地方銀行協会	証券外務員登録の簡素化	証券外務員が異動等により、職務を行わなくなった場合でも、外務員登録の維持を可能とする（抹消及び新規登録申請手続を不要とする）。
5010	5010015	社団法人第二地方銀行協会	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票またはこれに代わる書類の提出を不要とする。
5010	5010017	社団法人第二地方銀行協会	金融先物取引業に係る役員等の変更時の提出書類の簡素化	履歴書、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の添付を廃止する（「本人署名押印のある履歴書」については、本人の署名押印不要の履歴書で可とする）。届出の対象を「担当役員」とする。
5019	5019001	在日米国商工会議所	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。即時に全面的な自由化を行わない場合は、3年以内の完全解禁に向けた具体的かつ公平なスケジュールを策定すべきである。
5019	5019002	在日米国商工会議所	銀行の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により、銀行等が知り得た顧客情報を有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5019	5019003	在日米国商工会議所	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化	万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり、直ちに明確にすべきである。 1. 保険募集に利用されると弊害が発生するおそれの高い「非公開情報」を具体的に例示すること。又、顧客の氏名・性別・住所・電話番号・メールアドレス等は銀行等の「特別の情報」ではなく、銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないこと意思表示をしたときにこれに応ずる方法も「その他の適切な方法による同意」に該当することを明確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・インターネットなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。
5021	5021167	社団法人日本経済団体連合会	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。
5021	5021169	社団法人日本経済団体連合会	郵便貯金の見直し	「民間にできることは民間に委ねる」との行政改革の基本原則に則り、国民経済的観点から、廃止もしくは民間金融機関との間の公平・公正な競争条件を確保したうえで分割・民営化による抜本的な改革を行うべきである。また、少なくとも公社形態である間は、業務範囲の拡大を凍結すべきである。
5021	5021170	社団法人日本経済団体連合会	簡易保険の見直し	(1) 郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するために必要な措置を講じるべきである。 (2) 本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、新契約業務を取りやめ、既契約維持管理業務に特化して段階的に縮小・廃止すべきである。 (3) 仮に将来的にも簡保事業を継続するのであれば、官業としての特典を全廃し、民間生命保険会社との間で競争条件を完全に同一化したうえで民営化を行う。その際、契約者保護の観点等から、簡保事業を既契約維持管理を行う法人と新契約募集を行う法人に分離すべきである。
5021	5021171	社団法人日本経済団体連合会	特償法の廃止	特償法を廃止する。その上で、投資家保護のために必要な措置を整備すべきである。
5021	5021172	社団法人日本経済団体連合会	債権譲渡登記制度の拡充	オンライン申請システムの拡充を図り、申請可能な債権数又は情報量の上限を引き上げる。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に拡大する。
5021	5021173	社団法人日本経済団体連合会	信託業法における受託財産制限の撤廃	信託業法における受託財産制限を撤廃すべきである。
5021	5021174	社団法人日本経済団体連合会	信託代理店の範囲の拡大	信託代理店につき、「代理店となることができる者」の範囲を、一般事業会社、保険会社、証券会社等に拡大すべきである。また、信託代理店の設置及び廃止について、認可制を廃止して届出制若しくは登録制とすべきである。
5021	5021175	社団法人日本経済団体連合会	地方公共団体の保有する金銭債権の信託を可能とすること	金銭債権の信託を可能とすべきである。
5021	5021176	社団法人日本経済団体連合会	特定目的会社の借入先制限の緩和	特定目的会社の借入先に、貸金業者を追加すべきである。
5021	5021177	社団法人日本経済団体連合会	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにすべきである。
5021	5021178	社団法人日本経済団体連合会	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が、CPを発行することを可能とすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021179	社団法人日本経済団体 連合会	従属業務を営む保険会社の子会社 等の収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務子会社等の設立、保有を認めるべきである。
5021	5021180	社団法人日本経済団体 連合会	保険契約の包括移転に係る手続き の簡素化	包括移転する契約に対応する責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合（例えば20分の1以内）は、保険契約の包括移転に要する移転先会社の決議を不要とすべきである。
5021	5021181	社団法人日本経済団体 連合会	保険会社の経営破綻時における特 別勘定の保全	保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することを認めるべきである。このために、保険業法等、法令上の必要な手当てを行うべきである。
5021	5021182	社団法人日本経済団体 連合会	特別勘定に関する現物資産による 保険料受入、移受管、及び特別勘 定への直接投入	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への保険料の直接投入を可能とするよう、法令上の措置を行うべきである。
5021	5021183	社団法人日本経済団体 連合会	保険会社の子会社による不動産投 資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認めるべきである。
5021	5021184	社団法人日本経済団体 連合会	信用保証業務を営む銀行の子会社 の業務範囲の拡大	銀行の子会社が、事業性ローンに係る債務保証業務を営めるよう認めるべきである。但し、対象となるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 また、保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を兼業できるようにすべきである。
5021	5021185	社団法人日本経済団体 連合会	保険業に係る業務の代理または事 務の代行を営む保険会社の子会社 による兼営業務の拡大	保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認めるべきである。
5021	5021186	社団法人日本経済団体 連合会	法人である損害保険代理店の組織 変更における代理店登録の特例	代理店業務を承継する法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める。 例えば、やむを得ず被承継代理店の業務廃止日と承継代理店の登録日が異なる場合には、新設、合併等の予定日の一定期間前に予備登録を認め、新たな法人の発足と同時に代理店登録を発効させる、などの手続きを導入すべきである。
5021	5021187	社団法人日本経済団体 連合会	保険業における「その他金融業を 行う者の業務の代理又は事務の代 行」の認可制の撤廃	保険業法における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可を不要とすべきである。
5021	5021188	社団法人日本経済団体 連合会	銀行の出張所の休日に係る規制の 緩和、及び営業時間に係る規制の 撤廃	銀行の出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日及び営業時間を、銀行が独自に定めることを可能とすべきである。
5021	5021189	社団法人日本経済団体 連合会	銀行の広告業参入	銀行がインターネットのホームページ上を広告媒体として他者のために使用させることを、「その他の銀行業に付随する業務」として認めるべきである。
5021	5021190	社団法人日本経済団体 連合会	インターネットを活用した保険商 品の販売	生命保険契約、医療保険契約について、インターネットによる販売（契約締結）の取扱を認めるべきである。
5021	5021191	社団法人日本経済団体 連合会	電磁的方法による信託業務に係る 公告における「調査機関」の活用	信託業務に係る公告を電磁的方法を用いて行う際に、「電子公告制度の導入に関する要綱案（案）」における「調査機関」を利用できるよう認めるべきである。
5021	5021192	社団法人日本経済団体 連合会	短期社債（電子CP）発行手続の 緩和	短期社債発行時に、取締役会の関与なく短期社債を発行できるようにすべきである。
5021	5021193	社団法人日本経済団体 連合会	現先取引にかかる売買規制の適用 除外	現先取引については、証券取引法163、164条の適用除外とすべきである。
5021	5021194	社団法人日本経済団体 連合会	適格機関投資家の申請手続の緩和	「適格機関投資家」の届出を随時可能とすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021196	社団法人日本経済団体 連合会	参照方式・発行登録制度の適用範 囲の拡大（その1）	投資法人も参照方式・発行登録制度を利用可能とすべきで ある。
5021	5021197	社団法人日本経済団体 連合会	参照方式・発行登録制度の適用範 囲の拡大（その2）	資産流動化法上のSPCも発行登録制度を利用可能とすべ きであり、その旨を法令上明示すべきである。
5021	5021198	社団法人日本経済団体 連合会	「外国投資信託」、「外国投信証 券」の国内販売における規制緩和	「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場 合、外国にいる発行者に課せられている事前届出義務、「運 用報告書」の交付義務を不要とし、国内販売業者が代わりに 行うことを認めるべきである。
5021	5021201	社団法人日本経済団体 連合会	ブックビルディングを実施した場 合の申込期間の廃止に関する規定 整備	有価証券の上場・店頭登録申請時のブックビルディングに おいて、投資家による需要の意思表示を基に割り当て、別途 の申込期間を不要とすることを可能とすべきである。
5021	5021284	社団法人日本経済団体 連合会	商工中金における出資持分の払戻 の実現	商工中金による出資者への出資持分払戻を可能とすべきで ある。
5022	5022001	任意団体	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により 銀行等が知り得た顧客に関す る情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これ を撤廃する。
5022	5022002	任意団体	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の即時明確化	金融庁は 本措置の内容を事務ガイドライン等で明確化する必 要がある。 具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開 情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・住所・電話番号・E-メールアドレス は、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認するこ と。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく、郵便・電話・ インターネット等 他の募集方法に拡大することも考えられる ので、募集方法毎の顧客同意取得方法 それにその時期を明確 にすること。
5026	5026001	都銀懇話会	銀行による証券仲介業務の解禁	・銀行本体による 証券仲介業務 発行会社に対する直接金 融に関するアドバイス業務、を解禁する（証券取引法第65条 の見直し）
5026	5026002	都銀懇話会	銀行による投資助言業務の解禁	・顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認め、 投資顧問業法の適用除外とする取扱い
5026	5026003	都銀懇話会	銀行と証券子会社との弊害防止措 置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を 加える 証券会社の役員による親銀行等又は子銀行等の役員の兼任 を、親銀行等又は子銀行等の取締役、執行役、監査役及びそ れらに準ずるものそれぞれについて過半数未満まで可とする 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止 電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止
5026	5026004	都銀懇話会	都銀等による信託業務に係る規制 緩和	・都銀本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤 廃
5026	5026005	都銀懇話会	銀行による資産運用アドバイス業 務の取扱い	・銀行が行う顧客の金融資産に対する総合的アドバイス業務 を、付随業務として位置付ける（銀行法施行規則第17条の3第 2項第17号が規定する子会社の業務を銀行本体にも認める）
5026	5026006	都銀懇話会	銀行の代理店に係る規制緩和	・法人代理店における100%出資規制の撤廃 ・代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、第11条、第12 条に定める業務全般への拡大
5026	5026007	都銀懇話会	銀行子会社が行う集配金業務に係 る収入依存度規制の緩和	・銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業 務（現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡 し業務）について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規 制を撤廃（銀行法施行規則第17条の3第1項第22号～第26号と 同等の取扱い）

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5026	5026008	都銀懇話会	銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化	・金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットについて、銀行法での位置付けを明確化する
5026	5026009	都銀懇話会	銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁	・ネットワーク上でのプリペイド事業について、金融関連業務の対象とする取扱い
5026	5026010	都銀懇話会	銀行等が販売可能な保険商品の全面解禁	・銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等における販売商品の制限の撤廃
5026	5026011	都銀懇話会	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	・コミットメント・ライン契約（特定融資枠契約）に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）等に加え、以下のような借主を追加する 地方公共団体 独立行政法人 学校法人 医療法人 共済組合 消費生活協同組合 市街地再開発組合 特別目的会社（「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人）
5026	5026012	都銀懇話会	銀行社債の商品性改善	・売出發行を認める ・割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備
5026	5026013	都銀懇話会	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	・売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託営業者に対する信託が譲り受ける場合、又は特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む（併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める
5026	5026014	都銀懇話会	資産流動化に際しての信託宣言の許容	・信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する
5026	5026015	都銀懇話会	特定債権法の見直し	最低販売単位の撤廃又は最低限度額の引下げ 指定格付期間で一定以上の格付けを取得した場合における指定調査機関の調査の免除又は簡素化及び特債法第4条の適用除外 特定債権譲受業者の余裕金の運用規制の緩和 債権譲受業者が資産担保発行の代替として借入れできるようにする取扱い 特定債権等の範囲の明確化（特債法第2条第1項第1号、第3号、同法施行令第1条第5号、第6号に関して、一部役務を含む商品の場合に該当するかの明確化） 特定投資者のみにA B社債、A B C Pを発行する場合の第3条届出免除
5026	5026016	都銀懇話会	特定目的会社による特定目的借入の借入先の拡大	・特定目的会社による特定目的借入の借入先として、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人を加える
5026	5026017	都銀懇話会	貸金債権譲渡時における債務者への通知要件の緩和	兼営認可を受けた金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になると、債務者保護に適切な配慮がなされている場合 預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約時における債権譲受人の債務者に対する通知義務を不要とする扱い（貸金業法第17条の債権譲受人への適用除外）
5026	5026018	都銀懇話会	国債のT B / F Bに係る非居住者の保有制限の撤廃	・T B / F Bに係る非居住者の保有制限の撤廃

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5026	5026019	都銀懇話会	自己競落会社の対象物件に係る規制緩和	・競落対象物件を拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする
5026	5026020	都銀懇話会	ファクタリング業務に係る規制緩和	・債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係（ファクタリング債権関係）に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える
5026	5026021	都銀懇話会	金融再生法第53条に基づく買取対象の拡大	・金融再生法第53条の買取対象に預金保険法第2条にて定められた金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を加える
5026	5026022	都銀懇話会	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義を同一にする 主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする 証券会社に関する内閣府令第16条及び第19条を、証券取引法施行令の内容に合わせる
5026	5026023	都銀懇話会	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制緩和	・資本金超過法定準備金の取崩しに際し必要となる債権者保護手続きにおいて、預金者等への個別催告を不要とする
5026	5026024	都銀懇話会	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	・銀行においても電磁的方法による決算公告を認める
5026	5026025	都銀懇話会	証券外務員登録の簡素化	・銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする（抹消及び新規登録申請手続を不要とする）
5026	5026026	都銀懇話会	銀行持株会社および銀行による届出手続きの簡素化	・銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化
5026	5026027	都銀懇話会	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化	・身分証明書、成年被後見人、被保佐人について登記されていないことの証明書、本人の署名押印のある履歴書の提出を不要（については、本人の署名押印不要の履歴書でも可）とする ・届出の対象を「担当役員」とする
5030	5030001	社団法人全国地方銀行協会	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。
5030	5030002	社団法人全国地方銀行協会	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。
5030	5030003	社団法人全国地方銀行協会	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制の廃止
5030	5030004	社団法人全国地方銀行協会	普通銀行本体及び信託代理店における信託併營業務の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における遺言信託、不動産業務等の信託併營業務の取扱いを解禁する。
5030	5030005	社団法人全国地方銀行協会	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認める（投資顧問業法の適用除外の取扱いとする）
5030	5030006	社団法人全国地方銀行協会	資産運用アドバイス業務の付随業務への追加	顧客に対する資産運用アドバイス業務を付随業務として認める。
5030	5030009	社団法人全国地方銀行協会	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）の適用対象を拡大し、a. 中小企業（資本金3億円以下等）、b. 地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。
5030	5030010	社団法人全国地方銀行協会	店舗の営業時間規制（午前9時～午後3時）の緩和	店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を緩和する。
5030	5030011	社団法人全国地方銀行協会	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5030	5030012	社団法人全国地方銀行協会	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a.業務範囲の拡大、b.100%出資規制の緩和（法人代理店）、の措置を講じる。
5030	5030013	社団法人全国地方銀行協会	子会社における労働者派遣事業に係る規制の緩和	労働者派遣事業に関して、a.専門的な知識・技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって政令で定める業務（いわゆる26業務）に係る規定等の見直し、b.事前面接の禁止規制の緩和、の措置を講じる。
5030	5030014	社団法人全国地方銀行協会	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。
5030	5030015	社団法人全国地方銀行協会	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	自己競落会社について競落対象物件を拡大する。
5030	5030016	社団法人全国地方銀行協会	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告（ホームページへの掲載）を解禁する。
5030	5030018	社団法人全国地方銀行協会	法定準備金取崩しの際の債権者保護手続の簡素化	銀行が、配当財源確保等のために法定準備金の取崩しを行う際の債権者保護手続（特に預金者への催告）を簡素化する。
5031	5031001	民間企業	自動車保険における特約自由方式の取扱いの緩和	証券取引法が適用されない企業グループの場合にも、合算制度を用いて特約自由方式の対象にする。
5032	5032002	社団法人不動産証券化協会	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにする。
5032	5032003	社団法人不動産証券化協会	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外の明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化する。
5032	5032004	社団法人不動産証券化協会	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が、CPを発行することを可能とする。
5032	5032005	社団法人不動産証券化協会	参照方式・発行登録制度の適用範囲の拡大	投資法人も参照方式・発行登録制度を利用可能とすべきである。
5032	5032006	社団法人不動産証券化協会	適格機関投資家の申請手続の緩和	「適格機関投資家」の届出を随時可能とすべきである。
5032	5032007	社団法人不動産証券化協会	宅建業法における取引一任代理の最低資本金および純資産額基準の緩和	宅地建物取引業法施行規則第19条2の2第1号の最低資本金額および純資産額を現行の1億円から引き下げるよう認めるべきである。
5033	5033001	社団法人日本損害保険協会	複数の保険会社等による従属業務子会社等の保有	複数の金融機関が従属業務会社を共同出資により設立・保有することを、当該金融機関からの合計収入が総収入の50%以上であることを条件として、解禁して頂きたい。
5033	5033002	社団法人日本損害保険協会	根拠法のない共済に対する保険業法適用基準の明確化	「共済」の名称を用いても実質的に不特定の者を対象としている場合には保険業法第2条第1項の「保険業」の定義に該当し、無免許営業となることを、同条項における「不特定の者」の解釈を事務ガイドライン等で示すことにより明確にして頂きたい。
5033	5033003	社団法人日本損害保険協会	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化（電子公告の導入）	株式会社、有限会社の公告事項の公告手段として、電子公告制度を導入する商法改正が予定されているが、保険業法上特に日刊新聞紙への公告が必要とされている事項（組織変更、契約移転、合併など）についても、同様に電子公告を認めて頂きたい。
5033	5033004	社団法人日本損害保険協会	保険契約者保護機構における保険計理人の選任条件の見直し	保険契約者保護機構については、保護機構における計理人の職務の実態を考慮し、非常勤等の計理人の選任を認めて頂きたい。
5033	5033005	社団法人日本損害保険協会	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止	保険契約者保護機構が、毎事業年度毎に作成、報告を求められている収入支出予算の対象から、保険契約に係る特別勘定を除外し、同勘定に係る収入支出決算書の作成を不要として頂きたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5033	5033006	社団法人日本損害保険協会	保険契約者保護機構の中間業務報告書提出義務の適用除外又は報告書の簡素化	保険契約者保護機構の特別勘定については、中間業務報告書の作成を不要とするか、報告書の内容を簡素化して頂きたい。
5033	5033007	社団法人日本損害保険協会	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合（例えば20分の1以内）は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。
5033	5033008	社団法人日本損害保険協会	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める（新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ取消すといったもの）か、一定期間の登録猶予を認めていただきたい。
5033	5033009	社団法人日本損害保険協会	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を保険業法第98条第1項第1の2号とし認可不要とする。
5033	5033010	社団法人日本損害保険協会	書面の電磁的方法による提供等における交付ルール等の簡素化	上記要件の、を満したか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。
5033	5033011	社団法人日本損害保険協会	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行	損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認める。
5033	5033012	社団法人日本損害保険協会	申請・届出の電子化	早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。
5033	5033013	社団法人日本損害保険協会	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行	届出制対象種目については、事業方法書の変更もすべて届出によることとする（保険業法施行規則8条1・2項に規定する事業方法書必須記載事項以外についても、届出による変更を可能とする。）。
5033	5033014	社団法人日本損害保険協会	企業向け保険商品の普通約款の自由化	特約自由方式の企業向けの保険商品については、普通保険約款を自由化していただきたい。
5033	5033015	社団法人日本損害保険協会	商品の届出における事前審査権の廃止	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。
5033	5033016	社団法人日本損害保険協会	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。
5033	5033017	社団法人日本損害保険協会	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し	業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等（＝証取法上の子会社）までとし、関連法人等を除外する。
5033	5033018	社団法人日本損害保険協会	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」を追加する。
5033	5033019	社団法人日本損害保険協会	保険契約移転単位の見直し	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。
5033	5033020	社団法人日本損害保険協会	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。
5033	5033021	社団法人日本損害保険協会	保険会社による資産別運用比率規制（いわゆる3-3-2規制）の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制を撤廃する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5033	5033022	社団法人日本損害保険協会	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方に J P I も加える。
5033	5033023	社団法人日本損害保険協会	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続きスケジュールの短縮	登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。
5033	5033025	社団法人日本損害保険協会	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の承継	一定の条件（店主死亡の場合の承継人を届け出しておくなど）の下で、店主死亡の場合に一定期間（具体的には府令等で規定する）の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にしていきたい。
5033	5033026	社団法人日本損害保険協会	代理店登録事項（使用人届）の猶予期間設定	一定の要件を満たす代理店の場合（すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど）、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。
5033	5033027	社団法人日本損害保険協会	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有	代理店の登録情報を閲覧可能とする。また、各財務局で更新された使用人名簿を、当該代理店に委託関係を有する保険会社が電子的にアクセスできる仕組み（自社の代理店マスターデータとの照合等のために）を検討いただきたい。
5033	5033028	社団法人日本損害保険協会	損害保険セーフティーネットの在り方の見直し	迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。
5035	5035004	社団法人日本船主協会	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化	1996年より、日本籍船の船体保険は海外付保が自由化されたが、不稼働損失保険は海外付保を自由化されていない。このため不稼働損失保険についても海外付保を自由化する。
5071	5071063	米国	金融サービスに係る個別措置の早期実施（基準の明確化、簡素化）	米国は、以下の分野における規制改革が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 投資顧問や投資信託管理活動を規定する規則の枠組みを見直し、不整合や重複を排除する。 グローバル・ベストプラクティスに基づいた基準を設定することにより、投資信託パフォーマンスの開示ルールを強化する。 MMF（マネー・マネジメント・ファンド）の時価評価、組み入れ資産の償還期間、格付け、および組み入れ資産の分散化などのルールをさらに改善する。
5071	5071065	米国	金融サービスに係る個別措置の早期実施（貸金業法に係る開示要求事項における電子認証の容認）	米国は、以下の分野における規制改革が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 利用者が合意している場合、電子認証により、貸金業法に定められている開示要求事項を貸し手が満たすことを認める。この改定は下記の点からしても適切である。1) データ保護へのアプローチに関して、利用者の選択を拡大する個人情報保護法案が新しく成立、2) ローンを保証人に関する開示要求事項の改正が行われてから3年経過、3) 貸金業者の行為を改善する法律が新たに成立。
5071	5071066	米国	金融分野での規制・監督に関する透明性の改善	金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 特殊法人等の事業を詳細に見直し、民間との競争を回避するとの公表された目標に整合するよう、既存の競争状況に影響を与えるような、郵便金融機関（郵貯ならびに簡保）による新たな金融サービス事業案に関連するすべての報告書、商品やサービスに対する認可要求や立法措置は、導入前に、時宜にながうようにかつ完全に公示されパブリック・コメントや検討の対象となるよう要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071067	米国	金融分野での規制・監督に関する 透明性の改善	金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 自主規制や投資家保護など公共政策的な役割を担う業界団体の運営と意思決定は、透明かつ開かれた方法で行われるべきである。具体的には、米国は以下の提言を行う。 1) 業界団体による規則性提案すべてにパブリック・コメント手続を取り入れるべきである。業界団体の会員規則の最終的な取りまとめに際しては、一般から受け取ったコメントを真剣に検討すべきである。 2) 規制、監督基準、指針、運営規則・手続、市場調査、その他の統計表を含む文書類は、一般の人々が適正な制作・複製費用で、文書の形で入手できるようにすべきである。
5071	5071068	米国	金融分野での規制・監督に関する 透明性の改善	金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 自主規制機関を補うため、日本の金融当局が、会員企業の見解や専門的意見を全面的に代表するために設置された民間の金融業界団体を支援し、協力することを米国は要望する。
5071	5071069	米国	金融分野での規制・監督に関する 透明性の改善	金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 導入されているノーアクションレター制度は限定的であり、広範には利用されていない。そのような状況で、ノーアクションレター制度は、革新的な商品等に対する規制障壁を緩和したり、日本金融市場の効率改善には十分寄与していない。ノーアクションレター制度を金融サービス部門の規制の透明性を促進するための効果的な手段にするために、本要望書の「透明性およびその他の政府慣行」でも推奨されている方策も含めて、必要な方策を日本政府が取ることを米国は要望する。
5071	5071070	米国	金融分野での規制・監督に関する 透明性の改善	金融分野での規制・監督に関する慣行の透明性を改善するため、米国は以下の措置が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 金融庁が新しい金融規則が採択されたり、実施されたりする際によりどころとなっている方法は、透明性が不十分であり、焦点は限定的となっている。（その方法では、選ばれた金融企業のみが、時折相談を受けるのみである。）この方法を、既存および新しい規則やガイドラインと関連させ、行政手続法の下で、聴聞も含めた公式の金融庁規則決定手続を採択するよう求める提言を、日本政府は検討することを米国は要望する。
5071	5071081	米国	郵貯・簡保の見直し	郵便金融機関（郵便貯金「郵貯」、簡易保険「簡保」）が日本の金融市場の効率的な運営に与える影響について経団連、その他の機関が表明している懸念を、米国政府は引き続き共有する。 透明性：簡保商品および日本郵政公社による元本無保証型の「郵貯」投資商品の開発及び販売に係る法律の改正案の策定につき、米国政府は、総務省が、関連分野における民間活動に影響を及ぼしうるあらゆる面について、一般市民（外国保険会社も含む）への十分な情報提供および意見の収集を行う手続を講じることを要請する。それは、保険業界や他の民間関係機関（国内外を含む）が、以下の事項に関し、意見を述べ、また総務省の職員と意見交換する有意義な機会を提供する事を含む。 1) 国会提出前の総務省のプランや法案。 2) パブリックコメント手続の最大限の活用と実施を伴う実施段階前のガイドライン案や他の規制措置。 拡大抑制：米国は日本に対し、郵便金融機関（簡保と郵貯）が民間が提供できるいかなる新規の保険商品の引き受け、或いは新規の元本無保証の投資商品を提供することを、これらの金融機関が享受してきた競争上の利点が取り除かれるまでは、禁ずることを求める。そのために、米国は日本政府に対し、新規の商品に関し、1994年の日米保険協定に規定されている新規商品の検討及び認可手続に関する日本の約束を再確認するよう要請する。 同一スタンダード：米国は日本に対し、郵便金融機関と民間の競合会社間の公正な競争確保のため、郵便金融機関に民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準、及び規制監視を適用することを提言する。 民営化：米国政府は、2007年4月の郵政民営化を目標に、小泉首相が竹中経済財政金融担当大臣に、簡保、郵貯を含む郵政3事業の民営化プランを、2004年秋までに作成するよう指示したことを特筆する。現行制度のいかなる変更も日本の広範な保険市場における競争及びその効果的な運営に重要な影響を与えるため、民営化に関するすべての意志決定及び実施についてはオープンで透明性のある方法で行われることが重要である。これには、上記V-Aに述べられているものと同等の措置が含まれる。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071082	米国	共済に対する規制の強化（民間競 合会社との同－スタンダードの確 立）	共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共 済事業者にも民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコ スト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用するこ とを提言する。
5071	5071102	米国	クレジット/デビットカードおよ びA T Mサービスの利用および受 入れ促進	ビジネスによるクレジット/デビットカードの利用と、政 府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。 日本のA T Mネットワークが国際P I Nセキュリティ およびネットワーク暗号化標準に強制的に準拠するようにす る。 日本クレジットカード協会（J C C A）が有するクレ ジットカード取引ターミナルの標準化と管理の役割を排除 し、「クレジット認証ターミナル」システム（C A T共同利 用システム）より、国際的に受け入れられているシステムの 利用を促進させる。 クレジットカード不正利用に関する法・規制を厳しく施 行する。
5072	5072028	欧州委員会（E U）	保険商品、及び料率の認可制の廃 止	届出制への移行を完了し、商品および料率の認可制を廃止す ること。このことは、サ－ビスの提供者が営利ベ－スで経営 できるようにするために重要である。「ファイル・アンド・ ユース」制は、個人向け商品に拡大すべきである。また、処 理期間を30日に短縮すべきである。損害保険への届出の採用 を歓迎する。生命保険にも届出を採用することを日本に求め る。
5072	5072029	欧州委員会（E U）	国際基準に準ずる規制システムへ の移行の推進	日本が、国際基準に準ずるソルベンシ－・レシオならびに全 般的な財務の安定性に基づいた規制システムに移行するよ う、EUは求める。保険契約者保護制度を現在見直している過 程において、企業が資金を出す安全網（生命保険契約者保護 機構）は厳密に最後の手段としてのみ利用し、主としてマク ロレベルの監督に基づいた解決を見出すことを優先すること をEUは求める。
5072	5072030	欧州委員会（E U）	簡保並びに共済への民間保険会社 と同様の規制制度の適用	簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるの と同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活 動を展開するために規制上および税制上の特典を利用するこ とを慎むべきである。
5072	5072031	欧州委員会（E U）	金融機関による保険商品販売に係 る規制の撤廃	金融機関による保険商品の残存販売制限は撤廃されるべきで ある（後述の銀行分野も参照）。
5072	5072032	欧州委員会（E U）	国政標準に合致したブローカー制 度の確立に向けたブローカー業務 に係る法整備の推進	ブローカーが代理店と一緒に活動し、正規な活動の一部とし て保険料を徴収することを可能にすべく、ブローカー業務に 関する法律および関連規則を改正すること。個人よりもむしろ、 事業を行っている経験豊かな顧客の立場にブローカーが 立つということを念頭において、ブローカーが特別仕立ての 保険商品を保険会社を経由せずに金融庁に直接届け出ること が認められるべきである。
5072	5072033	欧州委員会（E U）	証券取引法第65条の撤廃	銀行および証券業務の統合化された経営を禁止する証券取引 法第65条の条項を廃止すること。
5072	5072034	欧州委員会（E U）	金融機関による保険商品販売に係 る規制の撤廃	銀行や証券会社などの金融機関を通じて保険商品が販売され ることを妨げている制限を廃止すべきである。ユニバーサ ル・バンキング（保険、銀行業、証券、資産運用を含む）を 認めること。
5072	5072035	欧州委員会（E U）	政府と自主規制機関間の重複職務 の撤廃による規制制度の簡素化、 明確化	政府と自主規制機関との間の規制に関する職務の重複を取り 除き、銀行および証券部門に関する簡素化された、明確な規 制制度を創設すること。
5072	5072036	欧州委員会（E U）	郵貯・簡保資金への投資顧問アク セスに関する透明性、公平性の確 保	郵貯・簡保資金の投資一任運用に対する投資顧問のアクセス に関する運用規則はオープンで透明な競争入札を可能とする ようなものでなくてはならず、すべての関係者に向けたパブ リックコメント手続きを事前に実施すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5072	5072037	欧州委員会（EU）	金融機関の資産運用部門向けの単一規制枠組みの創設等（重複規制の排除）	資産運用部門向けの単一規制枠組みを創設すること。 グループ関連会社が日本国外で運用する商品を販促・販売するのに必要とされる付随業務免許や関連会社に代わって取引するための証券業免許の要求のような費用がかさみ煩雑な規制要件を廃止すること。 フィーダー・ファンドが単一のオフショア・ファンドにすべて投資することを認めること。 資産運用会社とは無関係に受託者がNEVを算出することを義務付け、不必要なNAV算出の重複を廃止すること。
5074	5074003	カナダ	銀行・証券分野における相乗効果を許容すべき規制枠組みの確立	カナダは金融庁が、中小金融機関のコスト抑制のニーズに沿った、柔軟な制度を確立するよう今後も要請します。金融庁が現在作成している金融部門の中期的「ビジョン」に沿った長期的な目標として、上記の業種間の壁を取り去る必要があります。
5074	5074004	カナダ	簡保と民間生命保険とのイコールフィッティングの確立、及び簡保による民間市場侵食の抑制	カナダは、簡保の運営が国内、国外の民間生命保険会社と同じ条件で行われるよう要請致します。 また、簡保が現行の形態のままこれ以上民間部門の活動を侵食しないようにするため、日本政府は簡保に対して、民間保険会社が提供できる新商品の開発をしないよう指導する必要があります。これができなければ、日本郵政公社（簡保であれ郵貯であれ）による新規金融サービスはすべて導入前に一般に公表し、意見を求め、当局がそれらの意見を十分考慮し、その上で導入するよう要請します。また、カナダは、郵貯の金融サービスに関連した報告又は法案はすべて、政府により政策決定される前に、一般に公表し、意見を求め、それらを考慮するよう要請致します。
5074	5074005	カナダ	国内外の保険会社による生命保険契約者保護機構に関するコンサルティングの実施	上記の生命保険契約者保護機構の資金調達に関して、現行の枠組みは2006年初めに期限切れとなります。カナダは、日本政府に対して、生命保険契約者保護機構の改編に伴う法律の作成・施行に際しては、国内外の生命保険会社と透明かつオープンに話し合うよう強く要請致します。
5074	5074006	カナダ	新製品の開発を促す金融庁の規制のあり方の推進	カナダは、金融庁設立以降の進捗状況を評価していますが、ディスクロージャの基準を明確にすると共に、事前商品認可システムから事後届出システムへ移行する一層の努力をするよう要請致します。ソルベンシー・マージン比率、自己資本比率、適切な会計原則に焦点を合わせた監督体制が求められています。
5074	5074007	カナダ	変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの計算方式の国際慣行化の実施	変額年金に使用される積立金、ソルベンシー・マージンの現行の計算方式は、適切ではないことを銘記する必要があります。
5074	5074008	カナダ	保険商品販売に係る流通の規制緩和の推進	付け加えて銘記したいのは、募集代理店が社内で販売できる商品を制限している「構成員契約規制」を撤廃したり、保険会社が、保険商品を募集代理店（あるいはその関連会社）に販売する法人代理店に手数料を支払うことができるようになる必要があります。
5075	5075001	社団法人日本証券投資顧問業協会	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	投資一任（顧問）契約における投資（助言）対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資（助言）対象として認めて頂きたい。
5075	5075002	社団法人日本証券投資顧問業協会	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行い得る旨を法令上明記して頂きたい。外国為替取引については、外国証券売買に付随する取引だけでなく、為替相場の変動を利用して収益を得ることを目的とする取引を認めることにより、為替オーバーレイ業務を内閣総理大臣の承認を要する兼業としてではなく、投資一任契約の範囲内で行えるようにして頂きたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5075	5075003	社団法人日本証券投資 顧問業協会	投資顧問業者が行える事務の外部 委託の明確化	投資顧問業法において、投資一任契約が民法上の委任契約であるとの性格から自己が事務を執行することが前提とされ、投資顧問業者が事務の外部委託を行い得る範囲については明確にされていない。投資者保護等に支障が生じない範囲で、その業務を営むために必要な全ての事務について外部委託が可能であることを明確にして頂きたい。
5075	5075004	社団法人日本証券投資 顧問業協会	証券会社および信託銀行の投資一 任業務兼業に係る同一ルールの適用	証券会社および信託銀行が投資一任業務を兼業する場合、投資者保護の観点から認可投資顧問業者に課されている開示・行為規制について適用除外とされているが、同一の取引行為を担う主体に適用されるルールは同一であることが原則である。同一のルールで競争が行えるよう法規制を改めて頂きたい。
5075	5075005	社団法人日本証券投資 顧問業協会	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続きが必要とされているが、当該業者が証券業または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券業または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制として頂きたい。
5075	5075006	社団法人日本証券投資 顧問業協会	役員又は重要な使用人の住所に関 する公衆縦覧の廃止等	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から1ヶ月以内に届出ることと改めて頂きたい。
5075	5075007	社団法人日本証券投資 顧問業協会	グループ会社のために行う発注の 実現	日本の認可投資顧問業者が、日本の証券会社に対し、グループ内の他の会社に代わって有価証券の売買注文を行うことにより、グループ内の全ての顧客からの売買注文を合同的に行うことを認めて頂きたい。
5075	5075008	社団法人日本証券投資 顧問業協会	利害関係人の範囲の限定	利害関係人の範囲を旧施行規則第26条第2項第3号に定められていた「投資顧問業者の経営を実質的に支配しているもの」と同等の程度までに限定して頂きたい。投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、少なくとも投信法施行令の投資信託委託業者の利害関係人等に係る規定と同一にして頂きたい。業務方法書における利害関係人の変更届出を変更予定日の1週間前までに提出するとの事務ガイドライン上の規定を、投信と同じように年1回一定の基準日現在のリストを作成し保管するとの規定に改めて頂きたい。
5075	5075009	社団法人日本証券投資 顧問業協会	赤字、赤枠、8ポイント規制の廃 止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める、赤字、赤枠、8ポイント以上の文字という規定を削除して頂きたい。
5075	5075010	社団法人日本証券投資 顧問業協会	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。
5080	5080001	農林中央金庫	信託業務にかかる規制の緩和	農林中央金庫本体、信託銀行子会社及び信託代理店における信託業法第5条に定める併營業務（とりわけ「遺言執行・遺産整理業務、不動産関連業務」）の開放 農林中央金庫本体、信託銀行子会社及び信託代理店における信託業務にかかる規制（「処分型」不動産信託にかかる規制）の撤廃
5080	5080002	農林中央金庫	資産運用アドバイス業務の取扱い	顧客の金融資産に対する運用アドバイス業務を、農林中央金庫および信託銀行子会社の業務の付随業務として位置づけるとともに、投資にかかる「助言業務」について、投資顧問業法の適用除外とする取扱い。
5080	5080003	農林中央金庫	コミットメントライン契約の特例 適用を受ける借主対象先の拡大	コミットメントライン契約の手数料につき利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象先に資本の額が3億円を超える協同組合を追加する。
5080	5080004	農林中央金庫	優先出資の自己取得等の緩和	・協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法）第27条第1項に定める自己の優先出資の取得等を、平成13年度に改正された商法第210条にならひ、一定の範囲内で自由に行えるよう措置する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5080	5080005	農林中央金庫	収入依存度規制の緩和	従属業務を営む子会社対象会社のうち、「農林中央金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らない」会社については認可不要とされているが、収入の対象に農林中央金庫のほか農林中央金庫の子会社（出資比率50%以上）も含めるよう措置する。
5080	5080006	農林中央金庫	従たる事務所の定款への記載省略	農林中央金庫の事務所の定款への記載について、これを商法（第166条第1項8号）の株式会社の規定に合わせ本店（主たる事務所のみ）とし、従たる事務所については記載不要とする。
5081	5081001	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	信託代理店における遺言関連業務の解禁	信託代理店の取扱業務に遺言関連業務を認める。
5081	5081002	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	地方道路公社等の資金運用先範囲の拡大	地方道路公社・地方住宅供給公社の2地方公社の資金運用先として農協及び信連を追加すること。
5081	5081003	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	定款への従たる事務所の所在地の記載の廃止	定款に記載する事務所の所在地を、本店（所）の所在地のみに変更する。
5082	5082001	社団法人生命保険協会	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。
5082	5082002	社団法人生命保険協会	保険業の代理・代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認める。
5082	5082003	社団法人生命保険協会	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。
5082	5082004	社団法人生命保険協会	保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。
5082	5082005	社団法人生命保険協会	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。
5082	5082006	社団法人生命保険協会	簡易保険の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵政公社において、可能な限り民間生命保険会社との競争条件の同一化を図るとともに、国家保証等の事業特典が存置されることによる影響を排除するため、必要な措置を講じる。</li> <li>・本来的には、簡保事業は、既に役割を終えていることから、縮小・廃止。</li> <li>・仮に将来的にも簡保事業を継続することとされた場合には、官業としての特典を全廃するとともに、規模等の面も含め、民間生保との間で競争条件を完全に同一化した上で民営化。</li> <li>・上記抜本的な改革が行われるまでは、民間が担うべき事業領域への進出を企図することがないよう、簡易保険の商品種類の拡充、商品改定など更なる業務範囲の拡大を禁止する。</li> </ul>
5082	5082007	社団法人生命保険協会	「根拠法のない共済」への保険業法適用基準の明確化	保険業法第2条第1項の「不特定の者」の定義を事務ガイドライン等で示すことにより、「保険業」の定義を明確化する。
5082	5082008	社団法人生命保険協会	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。
5082	5082009	社団法人生命保険協会	保険会社本体による介護関連業務の解禁	保険会社本体での介護業務（居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助言等）の実施を可能とする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5082	5082010	社団法人生命保険協会	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務代理、事務代行	・次の業務について、付随業務としての認可の可否を法令上明確化する。(1)他の金融機関の資産運用受託関連（記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務）(2)他の金融機関のバック・オフィス業務受託関連（他の金融機関の情報処理業務の受託）・その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。
5082	5082011	社団法人生命保険協会	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁	・保険会社本体で、私募債の引受業務を行えるようにしていただきたい。
5082	5082012	社団法人生命保険協会	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁	保険業法第99条第7項に定める認可の申請にかかる審査基準および標準処理期間を定めるとともにこれを適当な方法により公にすること。
5082	5082014	社団法人生命保険協会	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	法定目論見書の交付等を条件とせず過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用可能とする。
5083	5083001	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	事業向け融資における個人保証の禁止	事業向け融資において個人に責任を負わせる保証制度自体を廃止する
5083	5083002	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	先取特権の改正	一般の先取特権順位は租税債権が最上位であるが、従業員への未払い賃金、退職給与等の労働債権、及び取引先や金融機関等の売掛債権や貸金債権を優先して弁済を受けられるように改正する。
5083	5083004	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃（無制限）
5083	5083005	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	銀行の証券業務解禁	自行株式・転換社債の窓販
5083	5083006	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	銀行の証券業務解禁	私募型事業ファンドの組成と窓販の解禁
5083	5083007	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	銀行の他業禁止規制の緩和	不動産担保物件の運用による物上代位権の行使（不動産事業への一部参入）
5083	5083008	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保運用対象規制の手法改革	生保の運用対象資産はリーガル・リスト方式によっているが、原則的に投資資産を限定列挙することを撤廃する。フェデューシャリー原則に基づく各社の運用裁量を高める。
5083	5083009	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保の運用割合規制の見直し	生保の投資資産運用割合規制の撤廃による、各社自由裁量の拡大
5083	5083010	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保資産運用における同一人規制見直し	生保資産運用における同一人規制見直しによる脱サイレント・パートナー地位の確立。生保の一般勘定の10%を超過する事業投資の緩和。10%を超える同一人への投資の届出制の排除。
5083	5083011	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保本体での証券発行業務実施	生保の他業禁止規制の緩和（本体での証券発行業務実施）。保険会社による自社以外の債券発行業務を本体でおこなえる規制緩和をする。
5083	5083012	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の他業禁止規制の緩和	資産運用先への原則的にあらゆる事業介入を実行できるようにする。本体・持ち株会社・子会社の業務範囲のリーガル・リスト方式から禁止業務原則の徹底と列記式への変更
5083	5083013	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険会社本体での不動産事業認可。
5083	5083014	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険会社本体、持ち株会社、子会社に介護事業を認める。あわせて人材派遣業務も認可する。
5083	5083015	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の商品約款（給付方法）の拡幅	保険会社に金銭以外（サービス・現物）給付商品を認可する 旨明文化。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5083	5083016	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の他業禁止規制の緩和	持ち株会社・子会社の業務範囲に医療法人を認可する。
5083	5083017	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険商品の定義拡幅	生保による完全生存保険・トンチン年金の実施を認可し、税法上の取り扱いも保険商品として明確化する。現在保険商品の定義は生死に関わる給付をするのみ業法に記載されているのみで、内閣府令によって商品が列記されるものを生命保険としている。しかし、当該列記に定義される商品概念を超えるリスク分散機能をもつ金融商品が生命保険として認知されない場合もありうる状況にある。また生保商品定義が税法の取り扱い基準とマッチしていないために、生保商品の開発が抑制されている弊害も起こりうる。
5083	5083018	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生命保険募集人に係る制限	1社専属制による、募集人の抱え込みを緩和し、専属営業職員が他社商品を販売することを実現する。
5083	5083019	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保募集人の登録と登録抹消等の 管理の規制緩和	生保募集免許は個人が登録し、保有することができる資格として取り扱う。保険会社を退職しても、登録資格を他の保険会社で使用を認定できる手段を高める。
5083	5083020	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保事業の譲渡円滑化を促す規制 緩和	保険会社の事業譲渡は金融庁への事前届出制にする。この事前届出制は、許可を妨げる問題がなければ、M & Aを有効とするものとする。
5083	5083021	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	生保破綻時の削減対象債務から特別 勘定債務の除外	生保が破綻した際に削減される保険債務から特別勘定を除くことを明文化する。
5083	5083022	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	保険会社の現物資産譲渡の実行	企業保険のシェア変更や営業譲渡にあたって、金銭以外の現物資産による譲渡の実行
5085	5085009	オリックス株式会社	金融業者の貸付業務のための社債 の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。
5085	5085011	オリックス株式会社	貸金業法の抜本的見直し	本年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。
5085	5085012	オリックス株式会社	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に 限定した代理店の貸金業者への解 禁	【規制内容】 銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあつては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。 【改革要望内容】 銀行業務のうち貸付業務に限り、銀行子会社でない貸金業者（貸金業規制法の登録を受けた者）の代理を認める。
5085	5085013	オリックス株式会社	資産流動化法の改正	同一特定目的会社での同種の追加資産購入およびそれに伴う特定社債の追加発行やABCPプログラムのような多数のCPを発行して多数の同種資産を購入する仕組みを可能とすべき。
5085	5085014	オリックス株式会社	信託法第58条の見直し・信託宣言 やチャリタブルトラストの制度の 創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。
5085	5085018	オリックス株式会社	生命保険募集人が使用人に対して 行なう保険契約の申込をさせる行 為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。
5085	5085019	オリックス株式会社	生命保険の自己契約及び特定契約 に係る規制の明確化	生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5086	5086009	社団法人リース事業協会	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。
5086	5086011	社団法人リース事業協会	貸金業法の抜本的見直し	本年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。
5086	5086012	社団法人リース事業協会	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】 銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。 【改革要望内容】 銀行業務のうち貸付業務に限り、銀行子会社でない貸金業者（貸金業規制法の登録を受けた者）の代理を認める。
5086	5086013	社団法人リース事業協会	資産流動化法の改正	同一特定目的会社での同種の追加資産購入およびそれに伴う特定社債の追加発行やABCPプログラムのような多数のCPを発行して多数の同種資産を購入する仕組みを可能とすべき。
5086	5086014	社団法人リース事業協会	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。
5086	5086018	社団法人リース事業協会	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。
5086	5086019	社団法人リース事業協会	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。
5086	5086030	社団法人リース事業協会	銀行関連会社の業務範囲規制（付随業務）の見直し	銀行のグループ会社が営める付随業務は、銀行法第10条第2項第1～17号に列挙されている業務に限定されている。銀行本体は、限定列挙されている業務の他にその他銀行業に付随する業務を営むことができるが、グループ会社にも当該業務を認めること。
5119	5119003	長野県	貸金業の規制等に関する法律の登録事務等に関する事務移管等	「都道府県知事が行う貸金業登録事務及び指導監督業務（貸金業協会の認可及び指導監督も含む）の金融庁若しくは公安委員会へ移管する。」
5137	5137001	厚生年金基金連合会 理事長 多田 宏	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	・特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資家が全て負うことになっており、保証利率のある一般勘定商品とは商品特性が全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の要因になる得るか否かという点で一般勘定とは全く異なっているにも拘わらず、過去の生保会社経営破綻においては、一般勘定と全く同様の補償率が適用されているなどの不合理がみられる。このため特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。
5142	5142001	個人	供託積立金制度の改廃	供託積立金制度を廃止又は改正すべきである。
5143	5143001	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	劣後債の発行	自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5143	5143002	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	普通出資の消却	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。
5143	5143003	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	出資による配当の導入	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。
5143	5143004	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入れ限度額の引上げ	自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル（1.25%）まで緩和する。
5143	5143005	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	会員の法定脱退事由の拡大	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。
5143	5143006	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	業務報告書の総（代）会承認制の廃止	信金法で定める業務報告書を総代会の報告事由とする。
5143	5143007	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	附属明細書の総（代）会報告の廃止	総代会の報告事項である附属明細書の取扱いを、理事会の承認事項とし、定時総会の承認・報告の対象としないこととする。
5143	5143008	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。
5143	5143009	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。
5143	5143010	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録化	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。
5143	5143011	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を早期に整備する必要があるため株式と同様の制度とする。
5143	5143012	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとする際、協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。
5143	5143013	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	新優先出資予約権の発行解禁	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権に相当する制度を導入する。
5143	5143014	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信用金庫による保険窓販商品の範囲の拡大等	保険窓販できる商品を限定せずに、原則として全ての保険商品の窓販を行えるようにする。 また、火災保険及び債務返済支援保険については、借入金の用途目的及び期間などを限定しない取扱いとする。
5143	5143015	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	保険募集の総代理店制度の創設	保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外部委託する総代理店制度を創設する。
5143	5143016	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	信用金庫及び信用金庫と密接な関係を有する者の役員又は使用人に対する信用金庫の保険募集については、一部の第三分野商品を除いて、原則として禁止されている（構成員契約規制）が、この規制の信用金庫への適用を除外する。
5143	5143017	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	生命保険募集人に係る制限（一社専属制の例外の適用手続き）の簡素化	生命保険募集人に係る制限として一社専属制が規定され、代理店には例外措置が講じられているが、損害保険代理店制度に準じた取扱いとする。
5143	5143018	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	保険会社破綻時の特別勘定の保全	保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5143	5143019	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	卒業生金融の見直し	会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことによつて脱退した者（卒業生）が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。
5143	5143020	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	信金中金代理貸付に係る債務保証について大口信用供与規制の対象から除外する。
5143	5143021	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	コミットメントライン契約の適用 対象企業の拡大	コミットメントライン契約（特例融資枠契約）の適用対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。
5143	5143022	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行いうることを明確化する。
5143	5143023	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	員外貸出先の拡充	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。
5143	5143024	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	定款への従たる事務所の記載の廃止	信用金庫の本店（主たる事務所）のみを、定款の絶対的記載事項とする。
5143	5143025	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	事業用不動産の有効活用に関する 規制緩和の徹底（他業禁止の判断 基準の明確化）	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。
5143	5143026	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	業務取扱時間変更届出の簡素化	インスタブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更の届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。
5143	5143027	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	法人代理店の100%出資規制の 緩和	信用金庫の法人代理店への金庫による出資比率（100%）を引下げる。
5143	5143028	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	代理店業務の拡大	信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。
5143	5143029	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信用金庫法に基づく国債等の引 受け又は当該引受けに係る国債等 の募集の取扱いについての認可制 の廃止	信用金庫法に基づく国債等の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いについての認可制を廃止するため、信用金庫法第53条第9項を削除する。
5143	5143030	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	証券取引法第65条第2項各号に 掲げる有価証券又は取引につい て、同項各号に定める行為を行 う業務についての認可制の廃止	証券取引法第65条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務についての認可制を廃止するため、信用金庫法第53条第11項を削除する。
5143	5143031	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	上記項目が認められない場合、 信用金庫法に基づく証券業務に 関する業務内容方法書の廃止	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書について定めている信用金庫法第53条第11項及び信用金庫法施行規則第8条の3から業務内容方法書に関する部分を削除する。
5143	5143032	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	国債等のディーリング業務につ いて本部担当職員の専任制の廃 止又は緩和	証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項についての5-2（2）の緩和又は廃止
5143	5143033	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	投資信託の目論見書等の電子交 付における投資家の利便性向上 及び提供者の実務負担軽減	最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の改変を行う。
5143	5143034	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	有価証券指数先物取引の対象有 価証券の範囲拡大	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。
5143	5143041	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	信金法に基づくリスク管理債権 の開示と金融再生法に基づく資 産査定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示に一本化する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5143	5143042	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	業務方法書の廃止	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。
5143	5143043	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	独立行政法人の余裕金の運用先に 係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連 合会」を加える。また、政府関係機関等の余裕金と同様に独 立行政法人の運用先を拡大する。
5143	5143044	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。
5143	5143046	社団法人全国信用金庫 協会 信金中央金庫	「業務の代理」先の拡充	協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金 庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。
5145	5145013	東京都	商品ファンド法上の商品投資販売 業者の許可要件の緩和	映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易な ものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許 可要件（3年以上の業務経験を有する者の配置等）を撤廃す ること。
5009	5009001	企業の資金調達の円滑 化に関する協議会(略 称：企業財務協議会)	外為法で義務と規定している一定 の取引の事後報告制度の簡素化・ 省力化をお願いしたい	2005年に予定されている報告の電子化を待たずに、報告制 度の見直しや簡素化が図られるべきである。また、それが できない場合は、そのできない理由も開示されるべきである。 簡素化に当たっては、各種取引の報告の必要性につき再検 討を願うと共に、必要とされるものについては、ウェブサイ トのリニューアルを行うなどの方法で、その理由を分かりや すく開示願いたい。 (例えば以下の環境整備が必要である。) ・わかりやすいルールの設定 ・報告体系を一覧できるような早見表の作成 ・自己の取引につき（YES/NO）をクリックしていくと、当該 取引につき、どの報告が必要/不必要なのか、一目で理解で きるようなウェブサイトの作成等、報告者の利便性を高める 措置
5009	5009002	企業の資金調達の円滑 化に関する協議会(略 称：企業財務協議会)	外為法で義務と規定している一定 の取引の事後報告制度の簡素化・ 省力化をお願いしたい	「資本取引」に関する各種報告（様式9～11）の必要性を見直 していただきたい。
5021	5021195	社団法人日本経済団体 連合会	公開買付けの適用除外範囲の拡大	B社が、A社の議決権を過半数有しているかの判定は、B 社単独で行うのではなく、B社の子会社等も含めて判定す べきである。（ある会社単独では、A社の議決権の過半数を有 していなくても、子会社等を含めて過半数を有していれば、 公開買付の適用除外とすべきである。）
5021	5021199	社団法人日本経済団体 連合会	有価証券報告書の提出義務の緩和	非公開会社（非上場で店頭売買もしていない）について、 相当の長期間にわたって有価証券を発行していない場合に は、内閣総理大臣の判断により有価証券報告書の提出を不要 とすることを可能とすべきである。
5021	5021200	社団法人日本経済団体 連合会	インサイダー取引規制の適用除外 の対象拡大	取引先持株会は、インサイダー取引規制の適用除外とす べきである。
5021	5021297	社団法人日本経済団体 連合会	持株会社規制における総資産基準 の撤廃	持株会社の設立・転化については、原則自由とし、「事後 チェック」により、問題のある場合に対処する方向にすべ きである。少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃す べきである。
5021	5021298	社団法人日本経済団体 連合会	株式所有報告書制度の改善	株式所有報告書を提出する場合は、報告の対象となる当該 会社に関する事項のみとし、報告様式の項目2（提出会社に 関する事項）を簡素化すべきである。
5033	5033024	社団法人日本損害保険 協会	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認めら れる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他 の法律の規定によって行なわせることが適当でない法律事務 （訴訟の代理など）は弁護士法において明確化する。
5033	5033034	社団法人日本損害保険 協会	帳簿保存方法等の緩和	当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データ による保存を認めてもらいたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071016	米国	著作権保護期間の延長	一般的な著作物については著作者の死後70年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物発表後95年という、現在の世界的な傾向との整合性を保つよう、日本の著作権法の下、音声録音及びその他の作品の著作権保護期間の延長を行う。
5071	5071019	米国	著作権法への教育例外条項の実施	日本の著作権法第35条及び36条への改正によって再生産及び発信の例外に限界があることを明確にし、説明する権威ある政府規則或いは指針、または教育機関、教師及び生徒への例示となるものを発表する。
5071	5071024	米国	裁判外紛争処理（ADR）の促進	2003年8月、司法制度改革推進本部はADRについての報告書をパブリックコメントにかけるために発表した。報告書とパブリックコメントはADR法案の基礎を作っていくものである。全ての最終法律および規則において適切なコメントと提言を反映することによって、関係団体からのコメントそれぞれに対応するよう米国は日本に求める。オンラインのB to B及びB to C取引の発展に必要なオンラインでの紛争処理の枠組みを促進する目的のために、開かれた、そして柔軟なADR体系を日本が採用することを米国は提言する。オンライン紛争処理の枠組みは以下のことが可能であるべきである： III-B-1. ADR中立者及び組織について自己規則及び自由意志による私的認定に主に依存する。 III-B-2. 当事者が一般的に、ADR手続についての進めの規則、プロセス、標準を決定する。
5071	5071071	米国	独占禁止法違反の防止に向けた独占禁止法の強化	課徴金の支払金額の水準を大幅に引き上げる。（共謀による売上の約20%） 課徴金の支払命令を現在の独禁法の規定する過去3年間のみではなく、違法な談合のあった全期間の売上に適用する。 独禁法違反を繰り返す企業に対し、さらに厳しい措置を課す方法を検討する。 もっと積極的に独禁法の刑事規定を執行する。また、独禁法の刑事違反を犯した個人に対して、同法が有罪と宣告された個人を実際に刑務所で服役させることを要求しているとおり、懲役を課すことを裁判官に勧奨する。
5071	5071072	米国	公正取引委員会の執行力の強化	公取が内部告発者に対し、課徴金支払命令を減免または全免することならびに刑事告発を差し控えることを認める法人措置減免制度計画を公取が採用することを許可する。 公取の調査権限を現在日本の国税庁や証券取引等監視委員会が享受しているもの並に強化する。 公取の経済分析能力の更なる向上のための努力を強化する。 刑事告発手続きを国内の他の経済犯罪に使われる手続きと矛盾しないよう見直す。 公取の調査への妨害や非協力行為に対する罰則を強化する。また、公取が発動する排除措置命令を違法行為の終了後3年まで認める。
5071	5071073	米国	談合の排除	談合に関与した企業に対する指名停止期間を最低9ヶ月間まで実質的に引き伸ばす。 談合の関与が発覚した企業へ課された指名停止は、全国を対象にする必要がある。 省庁や地方政府の長による政府職員の談合関与調査の終了後、入札談合等関与の排除及び防止に関する法律によって要求されているとおり、調査の最終報告書を公表することを保証する。また、国土交通省が財団法人経済調査会および財団法人建設物価調査会による違法談合行為の再発防止のために講じた措置ならびに同違法行為について責任を負うべき職員に対してとった処置の報告書を公表する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071074	米国	規制緩和中の産業の競争促進	<p>通信やエネルギー等の規制緩和中の産業において新規参入が既存の支配的企業  の反競争的・排他行為により締め出されないよう保証するために、公取が効果的に  独禁法を執行するのに必要な措置を講じる。</p> <p>競争原理および分析が、規制緩和の過程で十分に取り入れられることを保証するために、日本の規制改革計画の開発と履行に関する公取の役割を支持する。</p>
5071	5071075	米国	公正取引委員会の人的資源の拡充	<p>米国は、日本に対して、引き続き公取の職員と予算を十分に、着実に増やし、高度な法律や経済の教育を受けた人員および通信やエネルギーを含む公共事業市場の詳しい知識を持った職員の数を増やすことを要望する。</p>
5071	5071086	米国	改正外弁法に伴う措置の円滑な実施	<p>改正外弁法の提携の自由に関わる条項が、2004年9月までに施行されるように、必要なすべての措置を講じる。</p> <p>日本弁護士連合会（日弁連）および地方弁護士会が、登録された外国法事務弁護士（外弁）が投票権を有する会員となることを認めること、また、外弁が外弁法および弁護士法の改正に伴う規則、規制の素案作成にたずさわる全ての委員会、研究会に完全なかたちで参加することを認めること、さらに、日弁連がそのような規則および規制の素案をパブリック・コメントに付するために、最終決定がなされる代議員会および（あるいは）総会に相当期間先立って公表することを担保する。</p>
5071	5071087	米国	外国法事務弁護士による専門職法人設立の制度化推進	<p>外国法事務弁護士が、原資格国における組織の支店を日本において開設することの代案として、日本弁護士による専門職法人と同一の位置づけ、また、利便をそなえた専門職法人を設立することを許可する。</p> <p>外国法事務弁護士による法律事務所および“共同事業”が、日本弁護士による専門職法人と同一の位置づけで、その支所を日本全国に設置することを可能とする。</p>
5071	5071088	米国	外弁に関する資格基準の最小化	<p>日本に対して長期的な関心を有し、外国法事務弁護士資格を取得しようとする外国弁護士を励ますために、外国弁護士が日本において原資格国法に関する業務をおこなった全ての期間を、外国法事務弁護士資格の3年間の職務経験要件に算入することを認めることを要請する。</p>
5071	5071089	米国	行政機関に対する司法による監視の改善	<p>包括的見直しに、行政による規則や決定に対する司法による再審理を求める者に課せられた既存の要件に必要な修正を加え、行政による規制行為の結果、根本をなす法制度の広範にわたる利害関係の範疇に属する損害を被った者は、そのような行為を適切な裁判所に提訴することができるものとする。</p> <p>司法制度改革推進本部がこの分野において提起する改正案の詳細をパブリック・コメントに付するため公表する。</p>
5071	5071090	米国	近代的な合併手法の採用	<p>2003年末までにパブリック・コメント手続に付するために公表される2004年度商法改正の中間試案の中に、三角合併およびキャッシュ・マージャー手法を利用可能とするため、合併対価に対する柔軟性を導入する旨、また、ショート・フォーム（スクイーズ）マージャーを導入する旨の提案を含める。</p> <p>改正産業活力再生特別措置法における関連条項の実施状況を点検し、国内及びクロス・ボーダー取引の双方において、前述のような合併手法を最大限に利用することを阻害している障害を検証し、2003年度末までに、改正産業活力再生特別措置法あるいは改正予定の商法において、前述の合併手法の利用に対する障害を低減あるいは除去するために適切な行動を執る。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071091	米国	積極的な委任投票による株主利益の増進	<p>公的年金基金、年金資金運用基金、国民年金基金、厚生年金基金、その他の政府系年金基金が、受益者を代表し彼らの投資価値を最大化するための株主委任投票に関する政策あるいは指針を採択、あるいは、基金運用責任者に採択を義務付け、そのような政策・指針、また実際におこなった委任投票の記録を公表することを確保する。</p> <p>民間年金基金運用責任者：民間年金基金運用責任者に対して、委任投票政策あるいは指針を採択し、それらを彼らの顧客および受益者に知らせ、受益者の利益のために議決権を代理行使することを勧奨する。</p> <p>投資信託および登録された投資運用会社：投資信託および登録された投資運用会社に対して、委任議決権行使に関する政策および手続を採択、公表すること、また実際の委任投票の結果を保管、公表することを義務付けること。</p>
5071	5071092	米国	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進	<p>従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、あるいは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。</p> <p>1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事的救済。</p> <p>2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。</p> <p>株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。</p>
5071	5071093	米国	裁判外紛争処理手続（ADR）の育成	<p>非弁護士が、調停、仲裁あるいはその他のADR手続において、一般的に、中立的立場で行動することを容認する法案を2004年に提出する。</p> <p>「原則自由、例外規制」の方針に基づき、一般的に自己規制または高い水準のADRサービスが利用できることを確保しようとする市場の圧力に依存するADR体制に向けて歩を進める。特に、新しいIADR体制は、以下の点を満たすべきである。</p> <p>1) ADR中立者あるいはADRサービス機関に対して、強制的ADR中立免許制を制度化することを差し控える。</p> <p>2) ADR手続を使用しようとする関係者が、一般的に、適用される規則、手順、基準について合意することを容認することによって、ADR手続が個々の状況に柔軟に対応することが出来ることを確保する。</p>
5072	5072002	欧州委員会（EU）	企業再編の促進に資する施策の容認、明確化	<p>EUは日本政府に対して企業再編（合併および買収を含む）の促進の必要性を指摘する。</p> <p>すべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めること。</p> <p>合併あるいは買収の際の税評価のために、「営業」あるいは「営業継続性テスト」といった重要な概念の明確化を図ること。</p> <p>納税者が、予定されている再編が適確再編の条件を満たすかどうかを公式認可を事前に取得することを可能とさせること。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5072	5072003	欧州委員会（EU）	連結決算制度の改善	EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結決算制度を効果的に活用が可能となるよう、以下の措置をとることを要請する。 連結決算を選択した企業に課されている2%の付加税を撤廃すること。この種の税は欧州には存在しない。 連結納税の対象を100%出資子会社に限定するという制約を、50%にまで引き下げること 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は通算されないこと。 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。
5072	5072004	欧州委員会（EU）	外形標準課税の廃止	EUは、企業事業税から外形標準課税を廃止することを提案する。
5072	5072005	欧州委員会（EU）	移転価格制度の明確化等	移転価格に関して、EUは以下の提案を行う。 移転価格評価の標準を納税者がアクセス可能な情報のみ に求め、公表されていない類似の情報によらないこと。 会計監査に用いられる移転価格方式と事前確認制度に用 いられる方式との間に一貫性を確保すること。 売り上げに対する一般販売管理（SG&A）費比率の粗利益 水準への影響を明らかにするため、一般販売管理費（SG&A） 調整の利用においてより大きな柔軟性を認めること。 日本市場の特殊性を重視しないこと。
5073	5073005	オーストラリア	第三国法の助言に関する外国人弁護士に対する規制の見直し	登録された外国法事務弁護士が、第三国の法律に関しては日本の弁護士と同じ基準で助言することを認め、第三国で許可を行う機関や専門あるいは規制機関が、能力を判断するのに適切な機関であること認めるべきである。オーストラリアは、この問題が司法制度改革の議題として取り上げられることを希望する。
5073	5073006	オーストラリア	外国法事務弁護士の資格取得に係る職務経験要件の見直し	日本は、外国人弁護士が、自国で法律事務を限りなく行える資格を取得するために得た職務経験を、日本でその当該原資格の法律に関する事務を行う目的で登録するために、充分であるとして認めるべきである。 日本で外国の法律に関する事務を行うために登録の申請をする場合、その外国の弁護士の監督の下で、日本で得た全ての職務経験を認めるべきである。
5073	5073007	オーストラリア	外国法事務弁護士の法務事務所の法人化の容認	日本は、外国法事務弁護士が法務事務所法人を設立し、日本でこのような法人を通じて外国法や国際的なサービスを提供が出来るように、同様の法人化の権利を外国法事務弁護士に認めるべきである。
5073	5073008	オーストラリア	外国法事務弁護士に係る在留要件、並びに商業施設要件の撤廃	日本は、国境を越えるサービスの提供、海外でのサービス提供や一時入国というサービス様式で、外国の弁護士が外国法の業務提供を行うためには、外国の弁護士に課されている6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を撤廃すべきである。
5074	5074009	カナダ	外国弁護士に係る規制の見直し	特に、業務上の拠点の要件や、国境を超える取引、海外における消費、業務上の拠点を通じてのサービス提供により、外国の法律や国際公法に関して助言する外国の法律コンサルタントの滞在期間の規制を撤去するよう日本に強く要請致します。
5077	5077016	任意団体	債権者異議申述期間の短縮	債権者異議申述期間短縮のため、公告掲載後「二週間を下ることを得ず」に改正することを希望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5077	5077017	任意団体	非公開会社向け特別法の制定	英米系の会社にみられるように、非公開会社に適用される特別法を制定する。非公開会社の株式を不特定多数の株主が自由に取引することはあり得ず、譲渡制限が必要である。現在の監査特例法とは別に、非公開会社を対象とした決算に係る立法措置をとる。
5083	5083003	慶應義塾大学ビジネス スクール許斐研究室	差押禁止財産の範囲の見直し	必要生活費の拡大 財産内容（持ち家、生命保険等）の拡大
5085	5085010	オリックス株式会社	詐欺的金融犯罪の取締制度の根本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<*1>  【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、
5085	5085015	オリックス株式会社	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粹なビークル法制とするべき。
5086	5086010	社団法人リース事業協会	詐欺的金融犯罪の取締制度の根本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。<*1>  【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、
5086	5086015	社団法人リース事業協会	有限責任組合制度の整備/取得財産の限定の廃止	次期通常国会に法案提出が予定される「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められる見込みである。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粹なビークル法制とするべき。
5086	5086028	社団法人リース事業協会	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡登記制度において、オンライン申請は、申請可能な債権数が限定されている。また、出頭による申請の窓口は、東京法務局民事行政部債権登録課のみとされている。オンライン申請システムの拡充を図り、申請可能な情報量の上限を引き上げること。また、出頭による申請窓口を各法務局出張所に拡大すること。
5111	5111009	社団法人日本自動車工業会	単元未満株主の共益権	従来(単元株制度)と同様に、単元未満株主の共益権はないものとすべき。
5111	5111010	社団法人日本自動車工業会	監査役制度採用会社における利益処分の取締役会権限化	監査役制度採用会社も利益処分を取締役会の権限とすべき。
5111	5111011	社団法人日本自動車工業会	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	規制を撤廃すべき。
5111	5111012	社団法人日本自動車工業会	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書は直ちに廃止すべきである。少なくとも有価証券報告書等の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5116	5116001	有限責任中間法人	エンジェル税制の対象範囲の拡大	エンジェル税制が適用されるためには、エンジェルの出資が金銭によるものであること、エンジェルの投資先が特定中小企業であり、かつその先と投資契約を締結していることなどの条件を満たしていることが必要。 現物出資でも認めること、VCの資本が入っている中小企業であれば、特に投資契約が無くとも対象とするなどの条件緩和を希望する。
5116	5116002	有限責任中間法人	エンジェル税制における損益通算の範囲拡大	現状、エンジェルの投資損失は、他の株式譲渡益としか損益通算できない。米国では、投資損失を一般所得と損益通算できるし、英国では、投資額自体の一定割合を税額控除できるので、同様の措置を希望する。
5116	5116003	有限責任中間法人	ベンチャー企業に対する税制優遇措置の適用条件緩和	税制優遇の適用対象は、中小企業創造活動促進法、中小企業経営革新支援法などの認定企業に限られている。VCが投資している先など、現実的なベンチャー企業を対象としてもらいたい。
5116	5116004	有限責任中間法人	ベンチャー企業（特に開発型）に対する、大会社基準の緩和	特に開発型のベンチャー企業に対しては、資本金5億円を超えれば大会社と認定される、現在の枠をはずし、総資産だけの基準としてもらいたい。
5116	5116005	有限責任中間法人	信用リスク検査マニュアルにおける未公開株式の分類基準の緩和	VCが投資していることでベンチャー企業と認められる先については、他の未公開株式と同様の形式基準で分類基準を決めるのではなく、将来性の評価も織り込むことが望ましい。
5116	5116006	有限責任中間法人	未公開株の譲渡所得税率の緩和	未上場株式の譲渡所得の税率も、上場株式と同水準まで引き下げて頂きたい。
5116	5116007	有限責任中間法人	日本でもLLC的な組織形態を認めてもらいたい	米国では、VCファンドにおいて最も一般的にLLCが使われているが、日本では同様の組織形態を認める法制度が無い。特にファンドのGPとして有用な制度であり、ぜひ日本でも認めてもらいたい。
5116	5116010	有限責任中間法人	未公開企業の株式発行手続きの簡素化	未上場会社の株式の新規発行手続きを簡素短縮化し、機動的な新株の発行による資金調達を可能にしていきたい。
5116	5116011	有限責任中間法人	免許、許可業種に関する営業譲渡の柔軟な対応	特定の免許、許可業種に関して、別な企業がその営業譲渡を受ける際に、譲り受け企業の簡易審査のみで免許、許可を引継ぎを認めていただきたい。
5116	5116012	有限責任中間法人	債務超過会社の会社分割の柔軟な対応	債務超過の会社の会社分割について、商法は「債務の履行の見込みがあること」と定めているのであって「債務超過でないこと」とは定めていませんので、分割会社が債務超過であっても、債務の履行の見込みがありさえすれば会社分割はできると考えられます。これをより機動的に使えるようにしていきたい。
5142	5142002	個人	弁護士法の改正	調査権の事件当事者側の委譲及び取得報酬規定を設置すべきである。
5142	5142003	個人	裁判官への職責義務の拡大、裁判所の責務明確化・事務の規正	裁判官の職権に対する更新制度の設置を要望する。また、裁判所職員の部外人との内通を防止するため、裁判所職員等に対する指導と監督制度の設置を要望する。
5142	5142004	個人	裁判等における証拠の基準、証拠に対する定義新設	裁判等における証拠の基準、証拠に対する定義新設を要望する。
5145	5145009	東京都	事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5145	5145010	東京都	事業用相続時の土地の評価方法の見直し又は土地の減額評価の実施	相続税路線価格の決定にあたり、比較事例方式と収益還元方式の選択適用を可能とすること。 中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。 土地の評価額から、譲渡所得分相当額を減額すること。
5145	5145011	東京都	事業用資産相続時の自社株評価方式の見直し	同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。 純資産価額方式での土地評価にも、小規模宅地等の評価減額制度を採用すること。
5145	5145012	東京都	中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和	中小企業における知的財産の取得を促進させるため、中小企業に対する特許料等の減免措置の拡充及び対象要件等の緩和を下記のとおり図ること。 創業後5年以内の中小企業や中小企業が主体となる民間研究所や協同組合等を特許料減免の対象とすること。 中小企業が初めて出願する特許について特許料の減免を行うこと。
5021	5021295	社団法人日本経済団体連合会	独占禁止法上のアライアンス関連規制の緩和	共同研究開発や共同生産等に関わる規制の独占禁止法上の基準については、「判断にあたっては考慮事項が総合的に勘案される」という指針および運用上の実態を踏まえ、合計20%以下としている市場シェア要件について削除すべきである。
5021	5021296	社団法人日本経済団体連合会	独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和	取引形態が複雑化していることから、下請法の適用基準について、「資本金額」という外形基準のみによる規定を見直し、企業規模を実質的に反映し得る基準を設け、下請法の不公平な適用をなくすべきである。 また、下請事業者への部材の有償支給代金の相殺は、相互合意の下であれば、1品毎に符合させるのではなく、一定期間における符合とすべきである。
5071	5071017	米国	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に保証されることを確保し、また実際の損害額を計算するという、費用がかかり、かつ困難な負担から司法関係者を開放するような法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。
5071	5071022	米国	知的財産促進計画及び知的財産政策に係る提言	知的財産戦略本部は「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画案」を2003年6月20日にパブリックコメントにかけた。最終的な推進計画及びその他の知的財産政策を実行する際に、日本政府が以下の措置をとることを米国は提言する： 最終知的財産推進計画、「知的財産政策大綱」の政策目標及びその他の知的財産関係措置及び目的を実行するために準備されるいかなる内閣令、省令、通告、指針等はパブリックコメントにかけ、最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真剣に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映させることを確保する。 措置及び政策目標の実行は国際義務、標準及び規範を遵守する。 特に重要な知的財産政策案件を見直し議論するための政令第45号に基づく新しい専門調査会に日本以外の団体から専門家を招待する。 知的財産戦略本部に關係省庁間で措置を実行するための管理や調整に必要な資源と調整メカニズムを提供し、支持する。
5072	5072009	欧州委員会（EU）	競争法を効力あるものとするための課徴金額引き上げの検討	競争法をより効力のあるものにする努力を継続し、とりわけ、法定限度を拡張し、課徴金額を引き上げることによって、その実施を改善すること。
5107	5107001	小熊竹彦	音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤の再販売価格維持制度について	独占禁止法の適用除外制度のひとつである著作物再版制度のうち、「音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤」を本制度の対象品目から削除すること

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5117	5117001	個人	新規起業の促進	新規起業においてこれまで金融機関主体の資金調達手段の他に一般市民からの小口の賭け金を集約した形での資金調達手段を設け、新規起業を促進していく。これにより起業のアーリー段階の対象企業を資金的にサポートする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(3) 教育分野 (19 事項)</b>				
5021	5021058	社団法人日本経済団体 連合会	大学設置基準改正（運動場設置規 定の改正）	運動場の設置が不要となるよう、大学設置基準第35条を以 下のように改正すべきである。 「教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合、運動場を 設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携に よる措置をおこなう。 ただし、教育課程の編成上、運動場を必要としない場合は、 この限りでない。」
5028	5028001	宮山博明（個人）	『教育のコンポーネント化』の研 究、及び将来においての実施	『教育のコンポーネント化』とは、学校の期間を数日とか数 週間とか数ヶ月ぐらいに分割して、試行錯誤しながら自分に 必要な学問を一生をかけて集めていく柔軟な社会システム。 中学卒業（昔の元服くらい？）の年齢から、開始していけば いいと思います。これの研究、及び将来においての実施。
5116	5116008	有限責任中間法人	ヒトES細胞の研究についての規 制緩和	ヒトES細胞（クローン胚）については、研究すること自体 に文部科学省の認可が必要だが、欧米並みに緩和する必要が あるのではないかと。
5119	5119008	長野県	職業能力開発短期大学校卒業生 の大学への編入学受験資格の認定に ついて	「大学への編入学資格が認められていない職業能力開発短 期大学校卒業生に編入学受験資格を認定する。」
5120	5120001	任意団体	学校構造改革と6334制の変革 （修業年限について）	修業年限を別に割り振ることが出来る。19条小学校舎で1 0年。37条中学校舎で7年。46条高校校舎で3年。55 条大学校舎で2年。 ・6334制から10・7・3・2制へ変革。
5120	5120002	任意団体	学校構造改革と目的別学校名	新しい学校名を許可する。 ・小学校舎を総合子育て学園。 ・中学校舎を社会自立職業学校。 ・高校校舎を専門専攻マイスター学校。
5120	5120003	任意団体	10・7・3・2制と17年の 義務教育（その1）幼児の義務教 育	幼児教育は義務教育に出来る。 親には乳幼児教育を受けさせる権利があり国家はそれを保障 する。
5120	5120004	任意団体	学校構造改革（入試撤廃と卒業試 験重視）	47条56条の解釈の規制を変える。 ・高校や大学の入学選抜試験は必要としない。学校は自校の 目的を達成する為、生徒の学習成果に責任と主体性を持たね ばならない。そのための実力や研修に責任を持ち、次の学校 に生徒の学習成果認定（入試）を委ねるべきではない、とい う学校構造改革が必要である。
5120	5120005	任意団体	10・7・3・2制と17年の 義務教育（その2）	社会自立職業学校までは義務教育とする。教育基本法4条 変更。
5150	5150001	株式会社東京リーガル マインド	高等学校における職業指導の実施	「文部科学省告示第130号」一総則（2）「学校においては、現 行高等学校学習指導要領第1章第2款の3及び4の規定にか かわらず、次に定めるところにより、地域、学校及び生徒の 実態、学科の特色ある教育課程の編成に資するよう、各教 科・科目を設けることができる」と規定しています。この規定 の運用について、「職業教育」教科を導入し、担当する教育職 員として社会人を活用することを提案します。
5150	5150007	株式会社東京リーガル マインド	大学における通信制単位認定の基 準緩和	「大学設置基準」の中の「多様なメディアを高度に利用し て、当該授業を行う教室等以外の場所で修得する単位数は卒 業の要件として修得すべき百二十四単位のうち六十単位を超 えないものとする。」を撤廃する。
5150	5150008	株式会社東京リーガル マインド	大学における通信制単位認定の基 準緩和	「大学設置基準」の中の「他の大学又は短期大学において履 修した授業科目について習得した単位を三十単位を超えない 範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したもの とみなすことができる。」を撤廃する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5150	5150011	株式会社東京リーガルマインド	大学設置基準の緩和	大学設置にあたって運動場の設置が不要となることを認めるよう、大学設置基準第35条を改正し、教育課程の編成上、保健体育科目を設ける場合に限り、運動場を設置するか、あるいは学外のスポーツクラブなどとの提携による措置をおこなうこととします。
5150	5150012	株式会社東京リーガルマインド	大学通信教育の認可制度の撤廃	現行法令上、新たに大学通信教育を実施する場合には文部科学大臣の認可が必要となるが、既に大学設置認可を取得している株式会社立大学の場合は、現行の認可制度を撤廃します。
5150	5150023	株式会社東京リーガルマインド	学校評議会制度の大学・高校等への導入	大学等においても、高等学校以下においても、学校評議員制度を明確に義務付けます。
5150	5150026	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準緩和	文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」の第二条は、「日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。」と規定しています。この最低修業期間を緩和することを提案します。
5150	5150027	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準緩和	文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第四条は、「日本語教育施設の授業時数は、1年にわたり760時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」と規定しています。この最低授業時数を修業期間の緩和と整合するように改めることを提案します。
5150	5150045	株式会社東京リーガルマインド	学校教育法第八条の規定の一部除外	幼稚園教員資格を付与する基準を自治体が独自に創設し、長の名において資格付与できるようこととします。
5150	5150048	株式会社東京リーガルマインド	入園年齢の緩和	幼稚園入園年齢要件を満3歳以下に引き下げます。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>（４）医療・福祉分野（９２事項）</b>				
5015	5015008	日本チェーンストア協会	薬事法関連 / 薬剤師配置義務の緩和等	・医薬品販売に関する規制緩和 一般販売業における管理薬剤師の配置義務の緩和 通信販売における品目拡大
5015	5015009	日本チェーンストア協会	薬事法関連 ・医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和 ・配送センターにおける管理薬剤師配置及び試験室設置の不要化	・医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和 ・配送センターにおける管理薬剤師配置及び試験室設置の不要
5015	5015010	日本チェーンストア協会	薬事法関連 ・都道府県における薬局構造設備の基準の統一	・都道府県における薬局構造設備の基準の統一
5015	5015011	日本チェーンストア協会	薬事法関連 ・薬局における構造設備の見直し	・薬局における構造設備の見直し
5015	5015012	日本チェーンストア協会	薬事法関連 ・地方自治体における一般販売業の許可基準、指示の統一化、簡素化	・地方自治体における一般販売業の許可基準、指示について（同一の法律において、その運用が地方自治体において異なることは許可申請を行なう際に結果として事務負担が増大することから、運用の統一及び申請の簡素化を図っていただきたい。）
5021	5021022	社団法人日本経済団体連合会	社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化	支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を図るべきである。検討の速度を早めて、実施時期を明確にすべきである。
5021	5021023	社団法人日本経済団体連合会	調剤報酬明細書の審査請求の見直し	調剤報酬明細書については、保険者が医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義がある場合には、合計点数が2000点未満であっても支払基金等に対して審査請求ができるようにすべきである。 厚生労働省では、審査の方策と事務費負担のあり方について検討し、2004年度中に結論を得るとのことであるが、早急に審査請求を認めるべきであり、また、その際に支払基金等に対して支払う審査事務費は、保険者に過重な負担を課さないようにすべきである。
5021	5021025	社団法人日本経済団体連合会	保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和	契約医療機関の運営状況、各都道府県に設置される委員会による審議、契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務（毎月）など、契約条件等の規制を緩和すべきである。
5021	5021029	社団法人日本経済団体連合会	電子化された診療録の外部保存と情報活用	電子化された診療録の保存場所については、情報の漏洩防止など一定の安全管理要件を満たしていれば、医療機関、医療法人等に限定せず、民間施設などの外部での保存を認めるべきである。
5021	5021030	社団法人日本経済団体連合会	特殊ＣＴ撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における施設基準の特定機能病院に対する緩和	特定機能病院については、診療報酬上の特殊ＣＴ撮影、特殊MRI撮影の施設基準（共同利用率５％）を適用除外、または共同利用率の解釈を変更するなど規制緩和すべきである。
5021	5021031	社団法人日本経済団体連合会	医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和	患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品（特に医療用医薬品）に関する広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである（例えば、各医療機関の診療方針、診療体制、これまでの実績等）。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021033	社団法人日本経済団体 連合会	医療用具製造承認の一部変更承認 に伴う保険適用希望書の簡略化	一部変更が認められ、保険適用の希望内容に変更がない場合、「保険適用希望書」については、簡略記載の提出を認めるべきである。 具体的には、「保険適用希望書」の備考欄に一部変更の概要と保険適用希望内容の変更有無を記載するだけで受理すべきである（「医療用具保険適用希望資料」、「類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠」、「承認書の写し」の添付は不要もしくは簡略化）。
5021	5021034	社団法人日本経済団体 連合会	在宅医療で使用する注射薬の規制 緩和	医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、例えば高圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬（注射薬）については、患者への投与を認めるべきである。
5021	5021060	社団法人日本経済団体 連合会	医療用配合剤に関する規制緩和	医療用配合剤の承認事由を緩和して医療ニーズに応じた医療用配合剤の提供を可能とすべきである。医薬審666号で規定されている承認要件のうち、「その他特に必要と認められるもの」という要件は非常に厳格に解釈されており、これまで同要件によって認められたケースはない。医療用配合剤の承認要件を欧米並みに緩和するため、「複数の薬物治療を並行して行う必要のある患者人口が相当程度存在する場合」、あるいは患者のコンプライアンスの改善をもたらす治療の単純化等が認められれば承認するなど、承認要件の追加をすべきである。
5021	5021061	社団法人日本経済団体 連合会	Fast Track開発プログラムの確立	米国のFast Track 開発プログラムと同様のプログラムを策定し、難治療性の疾患の治療分野で有効性を示す可能性がある医薬品について臨床試験から承認審査に至る総合的な体制を確立すべきである。
5021	5021062	社団法人日本経済団体 連合会	公的細胞バンクの創設	医薬品開発研究ならびにヒト細胞利用医薬品の製造を目的とした、ヒト細胞を供給出来る公的な細胞バンクを設立すべきである。
5021	5021063	社団法人日本経済団体 連合会	薬局、薬店における自己血糖測定 器の広告規制の緩和、自己血糖測 定用試験紙の販売解禁	簡易血糖測定器の広告規制を緩和すべきである。 自己血糖測定用の試験紙については、一般用医薬品たる検査薬として薬局、薬店での販売を認めるべきである。
5021	5021064	社団法人日本経済団体 連合会	卸売一般販売業の設備要件（毒薬 保管庫）の簡素化	医薬品製造業者の出張所等における卸売一般販売業（サンプル卸）において毒薬を扱わない出張所等については「かぎのかかる貯蔵設備」の設置を不要とすべきである。
5021	5021065	社団法人日本経済団体 連合会	医療用具研究開発促進のための臨 床研究の規制緩和	メーカー主導による臨床研究を認めるべきである。
5021	5021066	社団法人日本経済団体 連合会	電子体温計、電子血圧計の規制の 一元化	電子体温計、電子血圧計を規制する法律体系を一本化すべきである。
5021	5021067	社団法人日本経済団体 連合会	生物由来材料医療機器に関する承 認申請手続きの緩和	生物由来材料医療機器の承認申請を行うにあたり、確認申請を不要とし、他の医療機器と同様の審査基準に基づく承認審査とすべきである。
5023	5023001	田中昌平	使い捨てコンタクトレンズの個人 輸入の範囲を2ヶ月から3ヶ月へ の拡大	薬事法で定められているコンタクトレンズ（使い捨て）に関して、現状2ヶ月分までとされているところを3ヶ月分までに緩和して頂きたい。
5024	5024001	個人	柔道整復業務範囲におけるX線 検査（ポータブル）の導入	柔道整復師養成制度改革（養成教育課程にX線に関する教科・課の導入）又は、免許取得後の実務経験等を含む一定条件下による業務範囲内X線取扱い受験資格の創設等により、現行の整復師業務にX線検査を行うことができるよう、整復師法一部改正等による「診療放射線技師法適用除外規定」を要望いたします。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071042	米国	製品の売上高に基づく市場拡大の再算定基準の廃止	製品の売上高に基づく市場拡大の再算定基準は、適応（効能・効果）に変更があった場合の再算定も含めて廃止する。また、比較薬が市場拡大再算定を受けた場合の再算定も廃止する。再算定における市場拡大基準の利用は、革新を促進するという日本の目標に反するものである。というのは、それは、市場で成功し需要の高い革新的製品に対して、価格削減を行うことで、罰する結果となるからである。
5071	5071043	米国	加算ルールを含む価格算定ルールの最大限利用	医薬品研究や医療技術の進歩など、革新性を認識し促進する為に、加算ルールを含む価格算定ルールを最大限に利用する。新しく拡大された加算ルール適用の結果を、それらが革新性を十分に認識し促進する為に使われたかどうかを確認する為に定期的に見直す。加算は、全ての算定ルールと計算がされた後に適用する。これにより、加算がその後の計算により減少する事を妨げる。
5071	5071044	米国	市場導入順位により製品の革新性を評価する方法の廃止	市場導入順位により製品の革新性を評価する方法を止める。新しい製品の価格を決定する際、製品の導入日ではなく、その製品の特質一式を考量する。革新性は市場導入の順番に左右されないの、その様な政策は、革新性の価値を評価する価格制度の機能を高める。
5071	5071045	米国	新たな価格区分の適応数の拡大、及び更に透明で時機を得た新製品の保険収載制度の利用	医療機器分野の革新を促進する為に、新たな価格区分の適応数を増やし、そして、更に透明で時機を得た新製品の保険収載制度を利用する。C1の医療機器を1年に4回、C2の医療機器を1年に1回保険適用する。
5071	5071046	米国	診断機器（例えば体外診断薬、画像診断機器）の透明性のある償還方法の確立	診断機器（例えば体外診断薬、画像診断機器）の透明性のある償還方法を確立する。革新的で、医師や患者により価値を与える診断機器が、適切に評価される事を保証する。
5071	5071047	米国	価格データの採取方法を含め、償還価格設定手続きの透明性の改善	価格データの採取方法を含め、償還価格設定手続きの透明性を改善する。その過程において、以下の措置を取る事により、業界に積極的な意見表明と参加の機会を提供する。 算定価格を提案する過程において、申請者に、価格算定に係わる全ての厚生労働省の職員と協議をする機会を提供する。 薬価算定組織と保険医療材料専門組織の最初の会合にて、申請者に、意見の表明をさせることにより効率性と透明性の向上を図る。
5071	5071048	米国	価格算定政策変更前の意見表明機会の確保	価格算定の政策が変更される前に、米国産業を含む業界に対し、意見を表明する有意義な機会を与える。
5071	5071049	米国	日本市場に製品導入をする際の特定の費用を考慮しない上限価格の賦課の廃止	日本市場に製品導入をする際の特定の費用を考慮しない上限価格を課すのをやめる。
5071	5071050	米国	後発品が存在しない長期収載品の再算定の可能性の否定	後発品が存在しない長期収載品の再算定の可能性を否定する事により、革新的なバイオロジック製品の開発と導入を促進する。
5071	5071051	米国	支払制度に関する意見表明機会の確保	特定機能病院医療包括制度（DPC）や診断郡別支払方式（DRG）、定額支払方式（PPS）、その他可能性のある支払い制度について、米国業界を含む業界に対し、意見を表明する有意義な機会を与える。
5071	5071052	米国	医薬品医療機器総合機構の設立、手数料の構築、そして、薬事法の改正に関する意見表明機会の継続確保	医薬品医療機器総合機構の設立、手数料の構築、そして、薬事法の改正について、既に行われている、業界との開かれた対話を続ける。規制の改革について、業界が意見を表明する有意義な機会が与えられる事を保証する。
5071	5071053	米国	医薬品医療機器総合機構の果たす機能の明確化	医薬品医療機器総合機構が、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの、市場導入前と審査活動の全面的な機能的統合により設立される事を保証する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071054	米国	全ての手数料の用途の明確化、体系の明確化、及び意見表明機会の確保	全ての手数料を、新たな医療機器と医薬品の審査の迅速化に専念する、適切な専門的知識を持つ人材を含む、資源の増加を目的として、新たな審査機関の予算を補充する為に利用する。様々なサービスに対する、容易で明確に定義された手数料体系を確立し、手数料を公表する。手数料体系のいかなる変更については、業界と議論し、それは、医薬品医療機器総合機構が合意された評価指標を実現する為に直接関連するものである事を保証する。
5071	5071055	米国	医薬品・医療機器に関する明確な基準に基づく透明な評価指標の構築	確立された基準のある、透明な評価指標を構築し、2004年4月より実施する。そこには、申請品目の承認期間の改善の明確な基準と数量的な目標を含める。評価指標の達成度と手数料収入の利用率について毎年報告する。 医薬品の評価指標：新規申請（NDA）の様々な評価指標の中に最大180日の申請から面接審査会までの期間を含める。新規化合物（NCE）が、2004年4月から5年間の段階的な改善を経て、12ヶ月の経過時間で承認される事を保証する。例えば、12ヶ月以内に2004年度までに全体の10%、2006年度までに60%、そして2008年度までに90%。審査が審査・承認時間の基準より遅れない事を保証する。業界との協議を通じて6ヶ月の経過時間で承認される優先審査の基準を構築する。新規化合物（NCE）と同様の5年の評価目標を使う。 医療機器の評価指標：医療機器申請の様々な評価指標の中に、新医療機器について、最大150日の申請から中間審査会までの期間を含める。2004年4月から5年間の段階的な改善を経て、全ての種類の申請が、特定の期間内に承認される事を保証する。
5071	5071056	米国	不服申し立ての仕組みの設立	開発、承認審査、市販後の段階で、申請者と医薬品医療機器総合機構の意見の相違を仲裁する、時機を得た、透明で効率的な不服申し立ての仕組みを設立する。
5071	5071057	米国	製造業者の協議への関与の保証	有害反応を評価し対応する過程を通して、製造業者が中心的な役割を果たし、厚生労働省・医薬品医療機器総合機構の安全問題の担当官（内部および外部専門家）との協議に明確に関与する事を保証する。
5071	5071058	米国	品質管理制度の設立に関する提案	品質管理制度（QS）が設立されるに当たり、米国政府は以下の措置を講じるよう提案する。 限られた査察の人的資源を節約する為に、例えば、承認前の品質管理査察を臨床データが求められる高リスクの製品に限って行う。 第三者機関のサービスを、外国製造所の査察と適合性評価の報告書を入力する意味で利用する。そして、さらなる国際整合性の為に、その様な第三者機関に査察をさせ、医療用具規制国際整合化会議の提案に基づいて、査察結果を報告する。
5071	5071059	米国	統一書式概念の遵守	統一書式概念（例えば、新薬承認申請の共通・テクニカル・ドキュメントや新医療機器申請のサマリー・テクニカル・ドキュメント）を遵守し、追加の概要や資料の要求を差し控える。
5071	5071060	米国	血液製剤に関する需給計画における公平性の確保	日本は「日本の患者への血液製剤の安定的供給の確保」に寄与することを目的に需給計画を導入した。米国政府は以下の措置を講じるよう求める。 需給計画の実施が外国製品を差別せず、日本の国際貿易の義務と完全に一致している事を保証する。 価格ルールを公平に透明性をもって適応する。 米国業界を含む業界に対し、血液及び血液製剤の規制について、意義のある意見や情報の提供の機会、そして、定期的に透明性のある相談の機会を提供する。
5071	5071061	米国	栄養補助食品市場の規制緩和	日本が栄養補助食品市場の規制緩和措置を続けるに当たり、米国政府は以下の措置を講じるよう求める。 米国業界を含む業界に対し、栄養補助食品の規制について、意義のある意見や情報の提供の機会、そして、定期的に透明性のある相談の機会を提供する。 厚生労働省の承認リスト（食品添加物、新規成分等）に成分を含めるかどうかについての決定は、健全な科学に基づく事を保証する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5072	5072045	欧州委員会（EU）	医薬品承認に係る質と効率性の改善	新薬申請のレビューおよび相談プロセスの質と効率性をさらに改善し、また開発からレビューの段階まで完全に一貫したアプローチを可能とし、さらに新薬承認にかかる手数料に見合ったサービスを提供すること。
5072	5072046	欧州委員会（EU）	ICH E5ガイドラインの活用	ICH E5ガイドラインの一貫性がありかつ科学的に根拠に基づいた実施を確実にすること。
5072	5072047	欧州委員会（EU）	薬価制度の見直し	薬価制度において明確な政策を確立し、その政策に基づいて薬価を見直すこと。革新的な新薬に対しては適切な報酬を確保すること。
5072	5072048	欧州委員会（EU）	新薬に係る知的所有権保護の確立	新薬申請承認に関し適切な知的所有権の保護を提供すること。
5072	5072049	欧州委員会（EU）	医療機器の承認に係る国際整合性の確立	確固とした科学的かつリスクと有益性の評価に基づき世界的に認知されているデータに基づいた製品の承認、(ii)医療技術の専門家により、市場投入後の監視システムが透明性のある形で実行されること。EUは、追加的な国内要件なしに国際的に認知された基準の早期採用とその活用を奨励する。
5072	5072050	欧州委員会（EU）	新医療技術の市場投入に要する時間の短縮	規制と払い戻しのための承認を同時に行うことにより、新医療技術の市場投入までの時間を短縮し、海外の臨床試験のデータに基づく対費用効果の高い情報の受け入れによって、新製品のアクセスをさらに改善すること。払い戻し水準の決定は、日本市場におけるコスト条件を反映したものでなければならない。
5072	5072051	欧州委員会（EU）	日本で医薬部外品とされ海外で化粧品とされている製品の日本における区分の見直し	EUは、脱臭剤、染髪料など一般的な製品が化粧品として規制されることを要請する。そして、どの活性成分を含む製品が「医薬部外品」として分類されるかを示す明確な意思表明と、このカテゴリーにおける新成分の承認基準の明確化を要望する。そのためには、新しい活性成分のより簡便な登録、新しい化粧品成分の使用、化粧品に適用されるのと類似した完全表示への移行を考慮に入れながら、ノメンクラチャー・リスト、仕様書、服用量、製品カテゴリーおよび関係する権利の公表が有用な第一歩となるだろう。
5072	5072052	欧州委員会（EU）	化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進	ポジティブリストとネガティブリストの国際的調和化を図るとともに、こうした品目リストに新成分を追加する場合の試験および承認基準の相互承認を確立することを目的として、EUの規制当局との協議を日本政府に求める。そして外国の製造者がこれらのリストにより簡単にアクセスできるよう、同リストの公式英語版を提供することを求める。
5072	5072053	欧州委員会（EU）	化粧品に係る非動物大体試験データ受入基準の明確化	化粧品について非動物代替試験データを受け入れる条件に関する情報の提供を要望する。
5072	5072054	欧州委員会（EU）	化粧品に係る製造者自己責任による製品効用記載の容認	製造者が自己責任に基づき正当な市場化の際に製品効用を記載することを認め、また、EUで認められた方式と慣行に基づき、そうした効用を証明できるようにすること。
5073	5073009	オーストラリア	使い捨てコンタクトレンズの個人輸入に関する量的規制（2ヶ月）の見直し	電子商取引の発達に伴って、使い捨てコンタクトレンズのような医療器具を直接マーケティングすることにより成長する可能性が高いことを考慮すると、オーストラリア政府は、日本政府が、この新しい貿易分野を制限し、禁止するような現在のガイドラインによって生じている問題に対処する必要があると考える。 オーストラリア政府は、日本政府が、医薬品や医療器具の輸入に関し、特に、個人使用のために電子メールやその他の手段で、1回に12ヶ月分まで、日本での使用を承認された使い捨てコンタクトレンズを輸入出来るよう、厚生労働省のガイドラインの個人輸入規定を改正することを要望する。更に、消費者に輸入書類の作成を要求して、負担を負わせるべきではない。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5074	5074023	カナダ	医療機器、医薬品の審査・承認過程の改善	「新薬申請」の審査・協議過程を改善し、開発から審査段階まで総合的な措置を取り、医薬品の認可料金に、提供されるサービスを反映させる。 革新的な医療機器・医薬品の価値を認め、公正な価格設定規程を作成することにより、患者のニーズに応える。 医薬品医療機器総合機構を通して医療機器と医薬品の承認過程を迅速化する。
5127	5127001	福岡県北九州市	診療報酬における評価の充実	現行の診療報酬制度においては、「看護補助者」は、当該保険医療機関に雇用されていることが前提とされている。 この看護補助業務について、直接雇用でなく、民間委託等を行っても、診療報酬の対象となるよう提案する。
5004	5004003	個人	介護サービスのうち「ごみ出し」を他の事業者へ委託することの承認	介護保険法に定める指定居宅介護サービスのうち、家事援助の「ごみ出し」業務について、介護保険事業者は市町村が指定する「ごみ出し代行サービス」事業者へ委託して実施することができるようにする。
5012	5012002	千葉県野田市	年金請求先の県外承認	第3号被保険者（サラリーマンの妻等）に係る国民年金請求は、住所地を管轄する社会保険事務所で手続きすることとなっているが、管轄外の事務所での請求を可能とする。
5012	5012003	千葉県野田市	DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和	公営住宅の入居資格は、単身者においては、50歳以上等が入居条件となっているが、DV被害者が公営住宅に入居を希望するときは、50歳未満の単身者であっても、入居の資格を与える。
5012	5012004	千葉県野田市	母子福祉貸付事業の父子家庭への拡大	母子家庭・寡婦を対象として実施されている母子・寡婦福祉資金貸付事業を、父子家庭においても支給できるよう対象を拡大する。
5021	5021035	社団法人日本経済団体連合会	介護保険の給付対象となる福祉用具等の指定制度の弾力化	新たな用具が開発された場合に、迅速に給付対象への指定が行われる仕組みとすべきである。例えば、現行の「用具名」による指定方法を弾力化し、用途・便益・機能等による指定に変更すべきである（例えば、寝返り支援関連機器など）。
5021	5021036	社団法人日本経済団体連合会	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大	ポータブルトイレは、近年、技術革新が進み、防臭機能や水洗式でシャワー洗浄機能が付加されるなど清潔なものが販売されるようになっている。安全衛生面など一定の基準を満たす高機能ポータブルトイレについては、便座など肌に直接触れるものを除き、本体部分は貸与対象品にすべきである。
5021	5021037	社団法人日本経済団体連合会	保育所の施設基準の見直し	特に都市部の待機児童問題を解消するために、「保育所の部屋にある窓の総面積は、保育所の床面積に対して1/5以上」と定める規定は、廃止すべきである。
5021	5021052	社団法人日本経済団体連合会	任意継続被保険者制度の見直し	任意継続被保険者制度の維持あるいは廃止を健保組合が選択できるようにすべきである。 制度の維持を選択する場合でも、健保組合が、a) 任意継続期間（2年以内）、b) 資格取得のために必要な健康保険被保険者期間、c) 前納額から金利分を割り引くか否かについて、それぞれ自由に設定できるようにすべきである。さらに、d) 総報酬制にふさわしい保険料算定方式にすべきである。
5021	5021053	社団法人日本経済団体連合会	特例退職被保険者制度の資格喪失要件等の緩和	(1) 現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。 特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認める。 平成14年10月までの特退制度の既加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認める。 (2) 特例退職被保険者の年間収入に基づいた保険料算定方式など、負担の平等が確保されるように、新たな保険料算定方式を構築すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021054	社団法人日本経済団体 連合会	新規事業所編入（同一健保組合内 事業所における会社設立）に関す る規約変更の緩和	当該健保組合に既に参加している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである（認可事項から届出事項への変更）。
5021	5021055	社団法人日本経済団体 連合会	健康保険組合の事業所編入基準の 緩和	当事者間の合意に基づく編入を認めるなど、健康保険組合における事業所編入基準を一層緩和すべきである。
5021	5021056	社団法人日本経済団体 連合会	国民年金第3号被保険者の届出方 法の一部見直し	第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。
5021	5021057	社団法人日本経済団体 連合会	児童手当受給（資格）者に対する 年金加入証明書の提出回数の削減	児童手当受給（資格）者に対して、事業主が発行する「年金加入証明書」は、初回の申請時に限って発行するものとするべきである。
5119	5119001	長野県	知的障害者デイサービスの対象年 齢の引下げ	知的障害者デイサービスの対象者の年齢を、15歳以上に引下げ、義務教育卒業後の障害のある者のデイサービス利用を可能にする。
5119	5119002	長野県	知的障害者生活支援ワーカーの支援対 象者の拡大	知的障害者生活支援ワーカーの支援対象者は知的障害者に限定されているが、身体・精神障害者も支援対象とする。
5121	5121001	埼玉県戸田市	保育料・介護保険料収納事務の私 人委託	地方自治法施行令において、保育料については児童福祉法第56条第3項に規定する費用（分担金及び負担金）、介護保険料については介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の保険料の収納を私人に委託できる規定を入れていただきたい。
5121	5121003	埼玉県戸田市	知的障害者小規模通所授産施設の 支援費対象施設化及び定員枠の拡 大	知的障害者福祉法において、支援費の対象となる特定知的障害者授産施設に、知的障害者小規模通所授産施設を加えていただきたい。 また、施設面積規模により、知的障害者小規模通所授産施設の定員枠の拡大を図っていただきたい。
5127	5127002	福岡県北九州市	介護保険要介護認定の有効期間の 延長	介護保険法施行規則で定められている介護保険要介護認定の有効期間を延長するもの。 [現状]・新規 原則6か月 ・更新 原則6か月（12か月まで延長可） [要望]有効期間を被保険者の状態に応じ、・新規 最長12か月まで延長可能 ・更新 最長24か月まで延長可能とする。
5128	5128001	栃木県	12歳以上18歳未満の障害児による 児童デイサービス事業の利用可能 化	障害児の自立や社会性を養い地域生活を支援するため、児童デイサービス事業の対象者について未就学児（特例で学齢児まで）に制限しているのを撤廃し、18歳未満の障害児全てに拡大する。
5145	5145001	東京都	認証保育所の制度化	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること。
5145	5145002	東京都	認可保育所制度の改革	多様な事業者の参入を促し、サービス競い合いによる利用者本位の制度となるよう現行の認可保育所制度を下記のとおり改革すること。 保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約できる制度とすること。 保育料を一定の基準の下に、保育所が自由に設定できるようにすること。 施設整備について民間事業者も補助対象とすること。 保育所設置基準を緩和すること。
5145	5145003	東京都	痴呆性高齢者グループホームの設 置促進を目的とした規制の緩和	痴呆性高齢者グループのユニット数の制限（現行2ユニットまで）を緩和すること。
5145	5145004	東京都	介護休業時の勤労者及び事業主の 負担軽減	介護休業時の勤労者及び事業主の負担軽減のため、介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料を免除すること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5145	5145005	東京都	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」（以下「医療費助成制度」という。）の審査支払業務を社会保険診療報酬支払基金が取り扱う業務範囲とすること。
5146	5146007	東京都千代田区	「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件の緩和	近年、少子化や核家族化の進行で家庭での育児不安が高まりつつある。「保育に欠ける」児童だけでなく、「保育を必要とする」児童も保育を受けられるよう「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件を緩和し、0歳から就学前までの児童を総合的に育成できるようにする。
5150	5150028	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、保育所の設備基準として、乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けなければならないとされていますが、宿泊保育を行う場合には、医務室、調理室を当該規定から除外し、乳児室、便所を設けることで足りるとします。
5150	5150029	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、乳児室の面積は乳児又は前号の幼児（満二歳に満たない幼児）一人につき一・六五平方メートル以上であることとされていますが、宿泊保育を行う場合には、この規定を三分の二である一・一平方メートル以上とします。
5150	5150030	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であることとされていますが、ベビーホテル（宿泊を伴う保育）を設置するにあたっては、この規定を緩和し一人あたり二・二平方メートル以上であることとします。
5150	5150032	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、乳児室又はほふく室には保育に必要な用具を備えることとされていますが、宿泊保育を行う場合には、乳児室には保育に必要な用具を備えることとします。
5150	5150033	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上とされていますが、ベビーホテル（宿泊を伴う保育）を設置するにあたっては、この規定における保育室又は遊戯室の面積を幼児一人につき一・三二平方メートルとし、屋外遊技場の面積基準を撤廃します。
5150	5150044	株式会社東京リーガルマインド	保育士資格付与の要件緩和	保育士資格を付与する基準を自治体が独自に創設し、長の名において資格付与できるようこととします。
5150	5150046	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉法第二十四条の「保育に欠ける」要件の一部除外	公立認可保育所以外の保育所については児童福祉法第二十四条規定の「保育に欠ける」という入所要件の適用を除外します。
5150	5150047	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉法第三十九条の「保育に欠ける」要件の一部除外	公立認可保育所以外の保育所においては児童福祉法第三十九条規定の「保育に欠ける」を適用除外とします。
5150	5150049	株式会社東京リーガルマインド	放課後児童健全育成事業の年齢制限を緩和	放課後児童健全育成事業の年齢制限要件を撤廃することでさまざまな年齢の子どもと交流できるようにします。
5150	5150050	株式会社東京リーガルマインド	地方自治体による保育所認可基準の作成	児童福祉法第三十五条第四項の適用を除外し、特区認定自治体が独自保育所の認可基準を作成し、長が認可を与えることとします。
5150	5150051	株式会社東京リーガルマインド	保育所運営費国庫負担金の削減と市町村への税源委譲	・児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の削減と相当額の市町村への税源委譲

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(5) 雇用・労働分野（113事項）</b>				
5001	5001014	社団法人全国信用組合中央協会	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。
5001	5001015	社団法人全国信用組合中央協会	企業型年金におけるマッチング拠出の解禁	企業型年金の掛け金拠出において、加入者の自己負担による追加拠出（マッチング拠出）ができるようにすること。
5001	5001016	社団法人全国信用組合中央協会	確定拠出年金の拠出限度額引上げ	既存の退職給付制度からの移行や加入者の自主的な努力を支援するためにも、拠出限度額の引き上げを行うこと。
5001	5001017	社団法人全国信用組合中央協会	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の変更届出書提出とする。
5006	5006008	社団法人信託協会	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の規制の撤廃等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金の代行部分について、免除保険料率（代行することにより免除される厚生年金の保険料率）について上下限が設けられている。加えて、免除保険料率を算定する際の予定利率は5.5%とされており、また予定利率の引下げや死亡率の改善が行われた場合には、代行部分の給付債務について、受給者等を含め過去の期間に遡って積立不足が生じることになるが、免除保険料にはこの不足分は含まれておらず、厚生年金基金に追加負担が生じる。最低責任準備金については、平成11年10月から凍結措置が取られている。</li> <li>・厚生年金基金の財政状況の悪化に歯止めをかけることは喫緊の課題であり、公的年金を補足する企業年金の中核としての意義をもち続けるためにも、次期年金改正において、以下の対応を要望する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・免除保険料率について上下限が設けられているが、厚生年金基金毎に個別に設定できるよう、当該制限を撤廃していただきたい。厚生年金基金の代行部分について5.5%とされている予定利率を厚生年金本体の想定運用利回りを加味した利率とするなどにしていただきたい。また、予定利率・死亡率の変更等による財政上の影響は、免除保険料に反映いただきたい。最低責任準備金について凍結措置を解除願いたい。なお、凍結解除時においては凍結期間中に生じた不足分に相当する部分は免除保険料で手当していただきたい。</li> </ul> </li> </ul>
5006	5006009	社団法人信託協会	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度を向上すること。	<p>キャッシュバランスプランについては、本年5月にも制度設計の弾力化が図られたところであるが、市場インデックス等の資産運用上のベンチマーク指標をも再評価指標としうよう選択肢を拡大していただきたい。</p> <p>制度設計の弾力化全般については、退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、加入者期間・加入待機期間に係る制限の緩和、給付における完全調整の容認、選択一時金の支給上限の制限緩和等、いっそう柔軟な措置を認められたい。</p> <p>ポータビリティの拡充にあたっては、厚生基金から確定給付企業年金に事業所単位の移転承継が可能となる等の適用範囲の拡大、手続面及びコスト面での過大な負担回避の観点に留意して検討を進めていただきたい。</p> <p>給付減額の手続の緩和については、加入者・受給権者等の同意手続き、あるいは、受給権者等への一時金支給といった要件を、緩和いただきたい。</p> <p>財政運営の基準については、経済環境に応じて継続基準・非継続基準が柔軟に適用可能となるよう弾力化することや、非継続基準の経過措置について、確定給付企業年金において給付水準の見直しを行った場合の経過措置期間を厚生年金基金と同様にする等の弾力化や、代行返上を行って移行した確定給付企業年金における経過措置の適用を認められたい。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5006	5006010	社団法人信託協会	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用を拡大すること。	・適格退職年金（適年）を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合において、法人税法施行令により現物移管が認められていない。 ・適年から確定給付企業年金（DB）への移行のうち、確定給付企業年金法施行規則附則第13条に定める方法（適年解除PSL充当）による移行を行う場合において、現物移管を可能としていただきたい。
5010	5010009	社団法人第二地方銀行協会	確定拠出年金における営業職員に係る運用関連業務の兼務禁止ルールの緩和	運用関連業務のうち、情報提供業務については兼務禁止の対象外とする。
5010	5010016	社団法人第二地方銀行協会	確定拠出年金運営管理機関登録申請の簡素化	登録申請手続における「役員の住民票の抄本又はこれに代わる書類」の添付を廃止する。
5018	5018001	社団法人日本商品投資販売業協会	「年金基金運用目録」としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権を解禁する。（再度の要望）	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド（商品投資受益権）による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第136条の3第1項第4号に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。
5021	5021001	社団法人日本経済団体連合会	派遣労働者特定行為（事前面接等）の全面解禁	労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することが可能となるよう、規制を緩和すべきである。
5021	5021002	社団法人日本経済団体連合会	派遣対象業務の拡大と派遣期間制限のさらなる見直し	派遣業務規制の緩和をさらに進めるべきである。なお、総合規制改革会議「規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項に関する答申」（平成15年7月15日）では、「医師・看護師等については、その不足が地域によってはとくに深刻化する中、（中略）紹介予定派遣の方式にとどまらず、通常の派遣方式についても、その解禁を図るべき」とされており、病院・診療所等への医療関係業務の派遣については、全面解禁の方向で早期に結論を得て実施すべきである。派遣期間制限について、専門26業務や自由化された業務、物の製造への派遣業務など、業務別に期間制限を設けるのではなく、制度を一本化し、派遣期間制限は原則撤廃すべきである。とくに、物の製造業務については、法施行後3年を待たずに早期に派遣期間の1年制限を撤廃すべきである。
5021	5021003	社団法人日本経済団体連合会	企画業務型裁量労働制に係る規制の緩和	対象業務を拡大すべきである。例えば、現在認められていない「営業職等」の業務についても、「企画、立案、調査及び分析」に加え、対象業務として取り扱うべきである。導入・運営については、専門業務型裁量労働制と同様に、さらに手続きを簡素化すべきである。
5021	5021004	社団法人日本経済団体連合会	有期労働契約に係る規制の緩和	有期労働契約については、最長5年の契約を誰とでも締結できることを基本とすべきである。当面は、5年の労働契約が可能となる「専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者」の範囲を、極力広く設定すべきである。
5021	5021005	社団法人日本経済団体連合会	ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入	裁量性の高い労働者については労働時間規制の適用除外とすべく、米国で実施されているホワイトカラーエグゼンプション制度をわが国においても導入するため、速やかに具体的検討を開始し、早期に結論を得て実施すべきである。
5021	5021007	社団法人日本経済団体連合会	過重労働による健康障害防止措置の見直し	時間外労働が月45時間を越える場合であっても、労働者への産業医等による助言指導等を受けるか否かについては、各企業の労使の話し合い等に委ねるべきである。
5021	5021008	社団法人日本経済団体連合会	産業別最低賃金の廃止	産業別最低賃金制度は廃止すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021009	社団法人日本経済団体 連合会	フレックスタイム制における時間 外労働時間の計算方法の見直し	平成9年3月31日基発228号の要件のうち、「当該清算期 間の29日目を起算日とする一週間（特定期間）における当該 労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が労働基準法第32 条第1項に規定する週の法定労働時間（40時間）を超えるも のでないこと」を削除すること。
5021	5021010	社団法人日本経済団体 連合会	労災保険の適用事業所に関する規 制	本社等からの一括申請が可能となるよう規制を緩和すべき である。
5021	5021011	社団法人日本経済団体 連合会	雇用保険の継続事業の一括の要件 の見直し	一元適用事業であっても、雇用保険と労災保険それぞれに ついて、別個に、継続事業の一括の適用を受けることができ るようにすべきである。
5021	5021012	社団法人日本経済団体 連合会	労災保険における継続事業のメリ ット制の増減幅拡大	労災保険における継続事業のメリット増減幅を、現行の ±40%よりも増加すべきである。
5021	5021013	社団法人日本経済団体 連合会	障害者雇用調整金・報奨金の授受 方法の拡大	雇用率をグループ算定した場合でも、障害者雇用調整金・ 報奨金は、障害者雇用人数割等で、各企業毎での授受をも可 能とすべきである。
5021	5021014	社団法人日本経済団体 連合会	勤労者財産形成制度の見直し	預入れ機関を自由に変更できるようにすべきである。 財形事務代行の受託に関する要件を緩和すべきである。具 体的には、受託主体については、現行の中小企業関連要件を 廃止し、適正な事務処理を行うことが可能であり、かつ経営 が安定している企業であれば財形事務代行の受託を認めるよ うにすべきである。なお、2003年度中に、事務を委託する ことができる事業主の要件が緩和される見通しであるが、上 記の点についても、早急を実施すべきである。
5021	5021015	社団法人日本経済団体 連合会	ハローワークにおけるフランチャ イズの独立オーナー募集の登録	フランチャイズの独立オーナーの募集を、ハローワークが 求人として受け付けるべきである。
5021	5021016	社団法人日本経済団体 連合会	技能検定における学科試験の免除	業界団体や試験実施団体が開催する所定の講習会を修了し た者について学科試験を免除すべきである。 検定3級試験の受験資格を、工業高校の1年生及び2年生 にも認めるべきである。
5021	5021017	社団法人日本経済団体 連合会	キャリア形成促進助成金（訓練給 付金）の支給対象の拡大	対象職業訓練の講師となった企業の内部者（不正受給防止 のため一定の要件を付す）に対する講師手当について、外部 講師謝金と同様、訓練給付金の支給対象に加えることを 認めるべきである。 内部講師が定年退職者の再雇用による者である場合には、 支給率を一定程度上乘せすべきである。
5021	5021018	社団法人日本経済団体 連合会	移動高齢者等雇用安定助成金の 受給要件の緩和	「議決権の過半数」（雇用保険法施行規則附則第17条の4 第2項第2号）の要件を緩和し、事業再構築事業主またはそ の親会社の連結財務諸表における持分法適用関連会社まで対 象となるよう認めるべきである。 雇用保険法施行規則附則第17条の4第2項第3号の要件を 緩和し、事業再構築事業主あるいはその親会社と同等の定年 制または継続雇用制度を有していることとすべきである。
5021	5021019	社団法人日本経済団体 連合会	60歳定年退職時の手続き簡素化	60歳到達賃金月額証明と離職証明書は、兼用様式とすべき である。
5021	5021020	社団法人日本経済団体 連合会	派遣元事業主から派遣労働者に対 する通知等のEメール等の解禁	派遣元事業主から派遣労働者に対する書面交付にかえて、 FAXないしEメールでの通知を可能とすべきである。
5021	5021021	社団法人日本経済団体 連合会	雇用保険申請（給付金の申請を含 む）事務の電子化	オンライン化の対象となる手続を拡充すべきである。
5021	5021038	社団法人日本経済団体 連合会	確定拠出年金における中途引出し 要件の緩和	脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである（死亡・ 高度障害以外の事由および少額の脱退一時金を容認すべきで ある）。 60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産 を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産 を担保とした融資を受けられるようにすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021039	社団法人日本経済団体 連合会	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦、公務員の加入を認めるべきである。
5021	5021040	社団法人日本経済団体 連合会	確定拠出年金における掛金の拠出 限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引上げるべきである。
5021	5021041	社団法人日本経済団体 連合会	企業型確定拠出年金における掛金 の本人拠出の容認	事業主の拠出に加えて本人拠出ができるようにすべきである。
5021	5021042	社団法人日本経済団体 連合会	確定拠出年金における自社株ファ ンドのインサイダー規制の適用除 外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とする ファンドを運用商品として選択した場合で、それが一定の計 画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項 第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとし、いわ ゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。
5021	5021043	社団法人日本経済団体 連合会	厚生年金基金から確定給付企業年 金への権利義務承継の容認	厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務 承継を可能とするよう認めるべきである。 なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金 基金で裁定することを可能とすべきである。
5021	5021044	社団法人日本経済団体 連合会	厚生年金基金の代行返上に伴う基 本部分の上乗せ部分の一時金清算 の容認	基本部分の上乗せ部分（いわゆる薄皮）等については、年 金支給額と経済的に等価な一時金（財政上の予定利率による 過去分の給付現価）を支給する仕組みを設けるならば、給付 減額の手続きを求めることなく、一律に一時金による清算を 認めるべきである。
5021	5021045	社団法人日本経済団体 連合会	厚生年金基金の代行部分における 免除保険料率の個別化の容認	厚生年金基金の代行部分について5.5%とされている予定利 率は、厚生年金本体の想定利回りを加味した利率とするなど の見直しを行なうべきである。また、予定利率、死亡率の変 更等による財政上の影響は、制度運営上の安定性を確保する 観点から、個別基金の人員構成等の影響を免除保険料率に反 映させ、更に上下限幅を拡大するなどの措置を講じ、個別基 金の事情によらない負担を強いしない免除保険料率の仕組みを 導入すべきである。 最低責任準備金の凍結解除後の取扱いについては、代行返 上した基金と制度を継続している基金との間で不公平な取扱 いとならないよう配慮した上で、年金財政の安定に向けた十 分な準備期間を確保する観点から、可及的速やかに明示すべ きである。
5021	5021046	社団法人日本経済団体 連合会	厚生年金基金の代行返上資産の物 納要件緩和	代行返上資産の物納要件を緩和するとともに、記録突合 終了前の仮納付（概算納付）を認め、物納をしやすくすべき である。
5021	5021047	社団法人日本経済団体 連合会	確定給付型の企業年金における給 付引下げに係る承認基準及び手続 きの緩和	各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合 意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとすべきで ある。
5021	5021048	社団法人日本経済団体 連合会	確定給付企業年金（老齢給付金） における支給要件の緩和	50歳未満で退職（加入者資格を喪失）した者についても、50 歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の 受給開始を可能とすべきである。
5021	5021049	社団法人日本経済団体 連合会	確定給付企業年金の財政検証に伴 う掛金追加拠出の要件緩和	確定給付企業年金制度においても、厚生年金基金制度と同 様の緩和措置を講ずるべきである。
5021	5021050	社団法人日本経済団体 連合会	会社分割による新会社や会社合併 等における基金の連合設立認可要 件の緩和	労働契約承継法による基金の連合設立等に関する認可基準 を緩和し、制度への継続加入について柔軟な対応ができるよ うにすべきである。 更に、事業所編入認可申請時の必要資料等を簡略化し、事 務負荷の低減に配慮すべきである。
5021	5021051	社団法人日本経済団体 連合会	受給権者の給付減額手続きにおけ る最低積立基準額相当の支給の見 直し	給付減額時に受給（権）者が希望した場合の一時金清算に ついては、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきで ある。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021214	社団法人日本経済団体 連合会	船員保険の被保険者資格の見直し	現状の特例による解決ではなく、「船員職業紹介等検討会」が取りまとめた「船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告」の見解に沿って、船員法上の船員の範囲を明確化することにより、外国籍船に雇い入れられる場合も含め船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員等に対して、船員保険の被保険者資格を付与する措置を早急に講ずるべきである。
5021	5021215	社団法人日本経済団体 連合会	船員職業紹介事業等の自由化	「船員職業紹介等研究会」に於いて「船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告（2002年7月15日）」、ならびにILO条約(179号)採択の主旨と陸上における労働者派遣事業、職業紹介事業の自由化の現状を踏まえ、船員についての労務供給事業等についても自由化が図られるよう、早急に制度設計を行い速やかに実施すべきである。
5021	5021230	社団法人日本経済団体 連合会	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃	放射線業務に係る労働時間の延長が2時間である制限を撤廃すべきである。 具体的には、 ・労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務」を外す。 あるいは、 ・労働基準法施行規則第18条に但し書きとして「個人の暴露量を把握し関連法令で定める限度を超えないことが明らかな場合にはこの限りでない」旨追記する。
5021	5021231	社団法人日本経済団体 連合会	女性の放射線業務従事者に係る法令間の整合	女性の雇用機会均等の観点から、職業被ばくに関して明らかに知識があり、かつ個人の意志で「妊娠の意志なし」と申し出た女性に対しては、妊娠可能な女性作業者の線量限度を適用しないものとして「妊娠不能と判断されたもの及び妊娠の意志のない旨を書面で申し出たもの」とし法令間の整合を図るべきである。
5021	5021232	社団法人日本経済団体 連合会	女性の放射線業務従事者の管理に係る不合理な規制の見直し	電離放射線障害防止規則第6条において「事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者が、妊娠と診断されたときから本人の申し出等により事業者が妊娠の事実を知ったときまでの間に受けた線量が第1項に定める値を超えた場合には放射線業務に従事させてはならない。」などとし、事業者が妊娠の事実を知る以前の線量限度超えに対し、事業者が法令違反を問われることがないようにすべきである。
5021	5021292	社団法人日本経済団体 連合会	アウトソーシング事業に対応した衛生管理者選任規制の緩和	第二種衛生管理者の資格を有する者が衛生管理者となりうる事業所内において設置する衛生管理者を、その事業所の社員のみならず、業務委託を受けた会社の社員にも認めるべきである。
5029	5029001	市民団体 日本ゆとり 休暇の会	民間企業の労働者に対する年次有給休暇付与日数と取得方法の変更	民間企業の使用者は、労働者に採用初年度より年間20労働日の有給休暇を付与する。労働者はこのうち年間10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。
5029	5029002	市民団体 日本ゆとり 休暇の会	公務員の年次有給休暇取得方法の変更	公務員に、年次有給休暇のうち年間10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。
5030	5030007	社団法人全国地方銀行 協会	確定拠出年金制度の改善	確定拠出年金制度について、a. 拠出限度額の引上げ、b. マッチング拠出の解禁、c. 加入対象者の拡大、の措置を講じる。
5030	5030008	社団法人全国地方銀行 協会	運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールの廃止	確定拠出年金制度について運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務禁止ルールを廃止する。
5030	5030017	社団法人全国地方銀行 協会	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。
5033	5033029	社団法人日本損害保険 協会	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	1. 「対象業務（「企画・立案・調査・分析」業務）に関する更なる緩和（「創造的かつ裁量的な」業務にまで緩和する）」 対象業務の要件を緩和し、金融サービス業に従事するホワイトカラーが全て対象となるようにして欲しい。2. 「ホワイトカラーイグゼンション制度の導入検討」 金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除外とする制度としてほしい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5033	5033030	社団法人日本損害保険協会	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乘せ拠出の容認	現行の拠出限度額の枠内で企業拠出に対する個人上乘せ拠出を認めていただきたい。
5033	5033031	社団法人日本損害保険協会	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。
5033	5033032	社団法人日本損害保険協会	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。
5033	5033033	社団法人日本損害保険協会	確定拠出年金の拠出限度額の拡大	拠出限度額の拡大を認めていただきたい。特に個人型について少なくとも企業型と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。
5034	5034001	日本商品投資顧問業協会（会長 牛嶋英揚）	厚生年金基金における資金運用業務に係る規制の緩和	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（以下「商品ファンド法」という。）に基づく商品投資顧問業者を年金給付等積立金の契約運用者として認めること。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号における年金給付等積立金の契約運用者の投資顧問業者の定義に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業者を加えること。 年金給付等積立金の運用品目として商品ファンド法に基づく商品投資受益権を解禁すること。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第4号に列挙された項目に、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を追加すること。
5069	5069009	社団法人全日本トラック協会	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	トラック運送事業従事者の約8割は現場作業員であり、貨物の積み込み、積卸し等労働負担が多い。そのような中で、障害者を雇用するに適した職場が極めて少なく、障害者雇用に係わる除外率を少なくともバス・タクシーと同程度にしたい。
5071	5071064	米国	金融サービスに係る個別措置の早期実施（確定拠出年金に係る規制の緩和）	米国は、以下の分野における規制改革が可能な限り早期に実施されることを歓迎する。 雇用者にとって確定拠出年金が退職後の有力な貯蓄手段となるよう、拠出限度額を引き上げる。拠出限度額の引き上げ方法として、事業主の拠出に相応する被雇用者の拠出を認める。被雇用者に確定拠出年金と確定給付年金の選択を与えている企業において、確定拠出年金が確定給付年金の有力な代替案となりうるレベルにまで、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることを確実にする。 いったん認可されたひな型（プロトタイプ）に沿った確定拠出年金プランは、中小企業が当局へ通知し、待機期間経過後は、基本骨格案の審査や認可を改めて求められることなく低コストで採用できるよう、確定拠出年金プラン提供者がそうしたひな型を審査・許可のために申請することを認める。
5072	5072010	欧州委員会（EU）	従業員解雇に係る規定の一層の明確化	EUは、マネジメントの柔軟性と経営の効率性を高めるために、従業員の解雇に関する規定を一層明確化するよう提案する。経済的理由による解雇について、受け入れ可能な根拠を定める明確なルールが導入されなければならない。
5072	5072011	欧州委員会（EU）	年金制度の見直し	年金について、EUは、 免税される拠出金のレベルを引き上げ、従業員の年金拠出に企業が上乘せ拠出するマッチング拠出を許可し、年金加入者が年金資産を担保に資金を借り入れることを許可することによって、確定拠出年金の改善を図ること。 日本を離れる外国人従業員とその雇用者に日本の公的年金制度への義務的拠出金のすべてを還付することを許可すること。 日本の年金に支払われた拠出金と同じ税金控除を条件として、外国を拠点とする年金へ拠出すること。
5072	5072012	欧州委員会（EU）	人材派遣可能職種に係る規制の撤廃	EUは引き続き、職業紹介所や人材派遣会社が扱うことができる職種に対する規制を撤廃することを要請する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5074	5074011	カナダ	職業紹介事業に係る取扱い可能職種 の制限の撤廃	職業紹介事業者が取り扱い可能な職種に関わるすべての制限を撤廃する。
5077	5077015	任意団体	労働者派遣に関する製造業務への 対象の拡大・派遣期間制限の 撤廃	物の製造業務についても、期間の上限を定めずに労働者派遣事業を認めて欲しい。
5078	5078001	東京商工会議所	裁量労働制の見直し	「企画業務型」裁量労働制に関し、「労使協定」による導入を認めるとともに、対象業務を「非定型業務」全般に拡大し、企業の労使に導入の判断を委ねる。
5078	5078002	東京商工会議所	労働時間等の適用除外の拡大	「企画業務型」の職務に携わる、いわゆるホワイトカラー層に関しては、米国のホワイトカラー・イグゼンプション制と同様、労働時間等の規制の適用除外（法第41条）とする。
5078	5078003	東京商工会議所	解雇の金銭解決制度	解雇無効の際、「労働者の原職復帰」でなく、労使双方からの申し立てを受けて使用者の「一定の金銭の支払い」による「裁判上の雇用契約の終了」を制度化する。
5078	5078004	東京商工会議所	最低賃金制度の見直し	「地域別最低賃金」が定着している現在、「産業別最低賃金」はこれに屋上屋を架すもので廃止する。
5078	5078005	東京商工会議所	職場の健康確保充実に向けた産業 医制度の見直し	産業医だけに依存するのではなく、労働者の日常の健康相談や職場の健康教育等は企業が「保健師」に依頼できるように制度を改める。
5078	5078007	東京商工会議所	「雇用保険三事業」の抜本的見 直し	事業の計画から予算・実績、政策評価等の情報開示を行うとともに、各種助成金の合理化・重点化、取扱い機関の統合による事業の効率的運営が不可欠である。また、今後新たに発生する政策需要には国庫負担での対応も視野に入れるべきである。
5082	5082013	社団法人生命保険協会	確定拠出年金制度における支給要 件の緩和	企業型では退職時にも受給できるように要件を緩和する。
5085	5085001	オリックス株式会社	労働者派遣期間規制の撤廃もしく は緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすことを要望する。仮に同規定の撤廃について措置が難しい合理的な理由があるとするれば、少なくとも雇用対策臨時特例法による中高年労働者に対する制限期間の延長措置を恒久化することを要望する。
5085	5085002	オリックス株式会社	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。
5085	5085003	オリックス株式会社	確定拠出年金の中途脱退及び個人 型において専業主婦の拠出を可能 とする規制緩和	確定拠出年金法第28条に規定された給付の種類に脱退一時金を加えることで企業型の確定拠出年金の中途脱退の要件を緩和するとともに、退職によって個人型の確定拠出年金に移行した専業主婦が拠出を行なうことを可能とすることを要望する。その際には確定拠出年金ゆえに受けた税制優遇相当の課税を行うことで貯蓄に関する税制との均衡を図ってはどうか。
5085	5085004	オリックス株式会社	企業型年金における加入者本人の 掛金拠出の自由化	企業型年金において加入者本人が掛金を拠出することを可能にすることを要望する。
5085	5085005	オリックス株式会社	裁量労働制の適用範囲制限の撤廃	裁量労働制の適用範囲制限を撤廃し、業務内容に関わらず雇用者と労働者の合意があれば、一定の成果や業績を約した上で労働時間を定めない雇用形態を認めることを要望する。
5085	5085006	オリックス株式会社	時間外労働の上限規制の緩和	裁量労働制を導入する一方で、労働の対価を時間で管理すべき業務について弾力的な対応を可能にするために、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている36協定による労働時間について、労働者からの不服申立て受付機関の設置を義務付けるなど一定の要件を課した上で、労使間の合意により任意に労働時間を決定できる制度とすることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5085	5085007	オリックス株式会社	就業規則、36協定等に係る届出の一括化	就業規則、36協定等に係る届出について、事業所ごとに内容が異なる場合は本社所轄の労働基準監督署に一括して届出が行なえる制度の導入を要望する。
5085	5085020	オリックス株式会社	年金基金運用品目としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権の解禁	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド（商品投資受益権）による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第136条の3第1項第4号に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。
5086	5086001	社団法人リース事業協会	労働者派遣期間規制の撤廃もしくは緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2の規定を撤廃し、派遣期間制限を完全に無くすことを要望する。仮に同規定の撤廃について措置が難しい合理的な理由があるとすれば、少なくとも雇用対策臨時特例法による中高年労働者に対する制限期間の延長措置を恒久化することを要望する。
5086	5086002	社団法人リース事業協会	派遣社員の事前面接の自由化	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項を廃止し、事前面接を紹介予定派遣以外でも可能にすることを要望する。
5086	5086003	社団法人リース事業協会	確定拠出年金の中途脱退及び個人型において専業主婦の拠出を可能とする規制緩和	確定拠出年金法第28条に規定された給付の種類に脱退一時金を加えることで企業型の確定拠出年金の中途脱退の要件を緩和するとともに、退職によって個人型の確定拠出年金に移行した専業主婦が拠出を行なうことを可能とすることを要望する。その際には確定拠出年金ゆえに受けた税制優遇相当の課税を行うことで貯蓄に関する税制との均衡を図ってはどうか。
5086	5086004	社団法人リース事業協会	企業型年金における加入者本人の掛金拠出の自由化	企業型年金において加入者本人が掛金を拠出することを可能にすることを要望する。
5086	5086005	社団法人リース事業協会	裁量労働制の適用範囲制限の撤廃	裁量労働制の適用範囲制限を撤廃し、業務内容に関わらず雇用者と労働者の合意があれば、一定の成果や業績を約した上で労働時間を定めない雇用形態を認めることを要望する。
5086	5086006	社団法人リース事業協会	時間外労働の上限規制の緩和	裁量労働制を導入する一方で、労働の対価を時間で管理すべき業務について弾力的な対応を可能にするために、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている36協定による労働時間について、労働者からの不服申立て受付機能の設置を義務付けるなど一定の要件を課した上で、労使間の合意により任意に労働時間を決定できる制度とすることを要望する。
5086	5086007	社団法人リース事業協会	就業規則、36協定等に係る届出の一括化	就業規則、36協定等に係る届出について、事業所ごとに内容が異なる場合は本社所轄の労働基準監督署に一括して届出が行なえる制度の導入を要望する。
5086	5086020	社団法人リース事業協会	年金基金運用品目としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権の解禁	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド（商品投資受益権）による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第136条の3第1項第4号に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。
5106	5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	超過勤務手当の割増率の変更	超過勤務手当の割増率を5割としてほしい。
5106	5016002	市民団体 サービス残業をなくす会	時間外労働における賃金割増率の変更	時間外労働の賃金割増率の最低限度を5割としてほしい。
5111	5111001	社団法人日本自動車工業会	一般派遣の事前面接の解禁について	紹介予定派遣の事前面接解禁と同様に、通常の一般派遣においても、派遣先と派遣労働者との事前面接の解禁を要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5111	5111002	社団法人日本自動車工業会	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	改正労働基準法では、対象事業所の限定は緩和されたが、近年のホワイトカラー層に求められる役割の高さからすると、ルーチン業務専従者以外のホワイトカラーへの適用拡大を要望する。更に、エグゼンプト制度の適用も可能となるようにも要望する。
5111	5111003	社団法人日本自動車工業会	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	所定労働時間を基軸として、時間外労働の認定を行う考え方にに基づき、4つの要件を緩和し、完全週休2日制を実施しており、年間で見て週40時間制を満たしていれば、法定労働時間の総枠の考え方を、「1日の所定労働時間（8時間）×清算期間の所定労働日数」とすることを認めるよう要望する。
5111	5111004	社団法人日本自動車工業会	有期労働契約に係る規制の緩和	働き方・雇い方の選択肢を広げ、新たな雇用の創出と企業活動の活性化を図るため、有期雇用契約期間制限を更に緩和し、最長5年の締結が可能となるよう要望する。
5111	5111005	社団法人日本自動車工業会	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し（製造業）	「物の製造」業務においても3年を待たず、派遣期間制限を早期に緩和することを要望する。
5111	5111006	社団法人日本自動車工業会	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し（通常派遣）	特定26業種についての派遣期間の規制は無くなったが、他の業種は3年に規制されている。全ての業種について派遣期間の規制を無くすことを要望する。
5111	5111007	社団法人日本自動車工業会	確定拠出型年金の途中払い出しについて	60歳前の途中払い出しを可能とするよう要望する。
5111	5111008	社団法人日本自動車工業会	企業型確定拠出年金における個人拠出について	企業型確定拠出年金制度において、個人拠出をベースとし、会社がその拠出額に上乘せして拠出する、「マッチング制度」を認可するよう要望する。また、拠出限度額そのものも、引き上げをすべきであると考える。
5119	5119010	長野県	社団法人長野県経営者協会が行う無料職業紹介事業の許可制から届出制への移行	職業紹介事業について、特別の法律に基づいて設立された団体に加え、（社）長野県経営者協会など都道府県経営者協会に対しても、許可制から届出制に移行することにする。
5123	5123004	社会福祉法人靉手会	ハローワークの雇用情報を求人事業者に公開する。	求職者情報が求人事業者に情報が公開されていない場合があり、直接事業者と個人が面談や電話で雇用条件の確認ができない。
5123	5123006	社会福祉法人靉手会	賃金債権と労働者の不法行為により使用者に生じた債権を持って、労働者の賃金債権と相殺することは不当である判例解釈を緩和する	有資格者である労働者が雇用契約違反で、使用者の信用を著しく毀損して、財産的損害を与えた者に対しては、裁判の判決が下り解決するまでは賃金を留保する事を認める。 労働者と話し合いで和解するまでは、賃金を裁判所で供託する。
5143	5143035	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金企業型年金におけるいわゆる「マッチング拠出」の容認	確定拠出年金企業型年金加入者について、加入者の自己負担による追加拠出（マッチング拠出）ができるようにする。
5143	5143036	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金における脱退一時金の要件の緩和	確定拠出年金企業型年金加入者が退職等により資格を喪失した場合に、脱退一時金の請求ができるようにする。
5143	5143037	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金個人型年金の加入資格の緩和	確定拠出年金個人型年金の加入対象者に、専業主婦など第3号被保険者を加えるよう確定拠出年金個人型年金の加入資格を緩和する。
5143	5143038	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れの許容	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れができるようにする。
5143	5143039	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても、個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。
5143	5143040	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	確定拠出年金運営管理業務にかかわる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。また、兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5150	5150002	株式会社東京リーガル マインド	無料職業紹介を許可制から届出制 へ	<p>以下のような条文について、改正する必要があると考える（下線部は、改正後の文言）。</p> <p>第33条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条の規定により行う場合を除き、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 削除 3 削除 4 第30条第2項、第3項、第32条、第32条の4、第32条の7から第32条の10まで並びに第32条の12から第32条の16までの規定は、第1項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第30条第2項中「前項の届出」とあり、第32条の7第1項中「同条第1項の届出」とあるのは「第33条第1項の届出」と、第32条の13中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第32条の16第2項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。</p> <p>5 削除</p>
5150	5150004	株式会社東京リーガル マインド	一般労働者派遣事業を許可制から 届出制へ	<p>以下のような条文について、改正する必要があると考えます（下線部は、改正後の文言）。</p> <p>（一般労働者派遣事業の届出）</p> <p>第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（各号規定略）</p> <p>3 前項の届出書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 削除</p>
5150	5150006	株式会社東京リーガル マインド	「労働者派遣事業関係業務取扱要 領」の改正	<p>「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の「第二 適用除外業務等 三 適用除外業務以外の業務に係る制限」にある次の規定は、これを削除すべきと考えます。</p> <p>二) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）及び行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基づく弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士及び行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う（当該業務については指揮命令を受けることがない）ことから、労働者派遣の対象とはならないものであること。</p>
<b>（6）農林水産業・流通分野（49事項）</b>				
5011	5011001	「学園花の村」 代表 宮城正雄 事務局長 松井道夫	農地法の規制緩和	農地の耕作を希望する個人（非農家）が農地を円滑に賃借できるようまた農家が農地を円滑に賃貸出来るよう農地法及びそれにかかる諸制度の緩和を望むものである。
5015	5015016	日本チェーンストア協 会	農地法関連 農業生産法人設立要件の緩和	・農業生産法人設立の要件について（農業生産法人は、人格要件、事業要件、構成員要件等の要件によりその設立が難しい現状である。これらを緩和し、農業生産法人が増加することにより、競争原理、市場原理が浸透し青果物等の品質レベルが向上し、生活者へ高品質な青果物等の安価な提供を可能とする。）
5021	5021270	社団法人日本経済団体 連合会	外国産小麦の政府売り渡し価格の 引下げ	外国産小麦の政府売渡価格を計画的かつ継続的に引き下げるべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021271	社団法人日本経済団体 連合会	砂糖の価格制度のさらなる見直し	現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げが実現するようにすべきである。
5021	5021272	社団法人日本経済団体 連合会	無糖ココア調製品の関税割当の拡大等	無糖ココア調製品の国産粉乳との抱合せ比率を緩和するべきである。 工場毎に記載が義務付けられている国産粉乳使用台帳、ココア調製品台帳の記載内容等を事業者負担の軽減等の観点から見直し、大幅に簡素化すべきである。
5021	5021273	社団法人日本経済団体 連合会	調製食用脂の関税割当枠の拡大	ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。
5021	5021274	社団法人日本経済団体 連合会	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和	現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合、県知事による農地転用許可を不要とするべきである。 作付確約書の添付が転用許可制度上の措置でないのであれば、転用許可申請の際の添付書類から作付確約書を除くよう、各県への指導を徹底するべきである。
5021	5021277	社団法人日本経済団体 連合会	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税の撤廃	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税を撤廃するべきである。
5021	5021278	社団法人日本経済団体 連合会	JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し	新品種や小ロット品種の米についてはJAS法表示制度の適用除外とするか、あるいはJAS法表示制度が適用される場合であっても産地品種銘柄の認定が容易になされるように措置すべきである
5021	5021279	社団法人日本経済団体 連合会	ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品（嗜好性物質）の輸入解禁	ペットフードの原料に供される肉骨粉等（牛以外の動物由来の内臓加工品（嗜好性物質））について、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合には（例えば、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付、動物検疫所家畜防疫官による加工処理施設の指定、輸入者からの加工記録等の提出及び加工工程上生じる残さの処理並びにその報告を義務づけることにより）、輸入一時停止措置の対象から除外するべきである。
5036	5036003	株式会社武井建設	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設の農地転用許可廃止	中山間地に建設される農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は、その使用目的から農業生産の基となるものであることから畜舎、堆肥舎、飼料製造施設については、農地法の転用許可を要しないこととする。
5073	5073003	オーストラリア	南半球産サラブレッド競争馬に係る負担重量の見直し	2歳の南半球産馬の負担重量の調整を12月までに4kgから5kgに増やすべきである。  南半球の2歳馬が3月の秋の時期に、3歳馬と分類され、JRAのスケジュールでは2200メートルまで2kg、それ以上の距離では3kgの調整を許している。北半球産馬は春3歳で、その時点で最も大きく馬体が成長するので、オーストラリアは、2200メートルまでのレースで3kg、それ以上の距離では4kgの調整を求める。
5073	5073004	オーストラリア	輸入食品における残留農薬違反時の食品検査率引上げ等の取扱いの見直し	日本は残留基準違反の製造業者についてのみ輸入規制を適用することを検討するべきである。 日本は食品製造業者への処罰を適用する際、輸出国の全体の残留監視システムも考慮するべきである。 食品衛生基準違反については、製品に関わる特定の国からの全ての製造業者を検査対象とする前に、日本も(他の国々と同様に)違反に対するスライド制を採用すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5073	5073010	オーストラリア	日本の検疫検査官による輸出前立会の見直し	<p>日本政府は、オーストラリアの輸出基準の完全さと法的に施行される性質、ならびに日本の輸入検査基準を考慮に入れて、オーストラリアにおける日本の検疫検査官の輸出前の立ち会いを求める行政的慣行を見直すべきである。特に、商業的な好みにより、下記の要望のどちらでも受け入れられる。</p> <p>日本の検査官による検査業務の監督に関する要件は、日本到着時に農産物を検査する農林水産省の検査官が行う検査に相当するものと認めて、完全な事前承認の手続きに切り替えるべきである。これによって日本の目的地で重複した検査をする必要が軽減できるであろう。例えば、日本の二十世紀梨は、このような手続きでオーストラリアに輸出されている。</p> <p>または</p> <p>日本政府は、オーストラリアの輸出管理法に基づいて行われている検査と認証業務を、現在の日本の規則と同等のものとして行政上認めるべきである。</p>
5081	5081004	全国農業協同組合中央会、農林中央金庫	備え付け議事録等のIT化	主たる事務所、従たる事務所での議事録・議事録謄本及び事業報告書等の備え付けについて、電子的記録による備え付けも可能とする。
5085	5085023	オリックス株式会社	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	農地法5条1項3号による「あらかじめ農業委員会に届け出」を撤廃する。 あるいは、届出を権利移転後数ヶ月以内の届出に改正する。< *1>
5086	5086023	社団法人リース事業協会	市街化区域内の農地転用のための権利移動に関する事前届出の撤廃、あるいは事後届出への改正	農地法5条1項3号による「あらかじめ農業委員会に届け出」を撤廃する。 あるいは、届出を権利移転後数ヶ月以内の届出に改正する。< *1>
5113	5113003	新潟県	土地改良区が行える事業範囲の拡大	土地改良法第15条に規定する土地改良区が行うことのできるに、「農地の保全及び農村環境の向上に関する業務及び土地改良区相互の機能を補完する業務」という項を追加する。
5114	5114002	兵庫県	農山村地域における土地利用に関する農地転用規制の緩和	市街化区域外の2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地の転用もしくは転用のための権利移動にあたり必要とされている農林水産大臣の事前協議を廃止する。
5119	5119011	長野県	農業体験に係る補助事業	農業体験に係る補助金交付要件に係る全国的な規制緩和
5119	5119012	長野県	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法の全国的な規制緩和
5119	5119013	長野県	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件緩和	農業委員会等に関する法律の要件緩和
5119	5119014	長野県	農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の要件緩和	農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進法施行規則の出資要件等の緩和
5119	5119015	長野県	自作農財産の処分	自作農財産の処分に係る全国的な規制緩和
5119	5119016	長野県	地方競馬全国協会畜産振興事業に係る都道府県負担	地方競馬全国協会畜産振興事業実施要綱における補助事業選定基準の要件緩和
5119	5119017	長野県	農地保有合理化事業の対象となる農用地等の全国的な要件緩和	農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進法施行規則事業対象要件の緩和
5119	5119018	長野県	農業者研修教育施設の専修学校認可取得	農業改良助長法による専修学校化の要件緩和
5007	5007001	中村敏男（個人）	たばこ小売販売に係る距離基準の撤廃	対面販売でのたばこ小売販売に係る距離基準を撤廃する。
5015	5015001	日本チェーンストア協会	大規模小売店舗立地法関連 / 第4条（指針）の早期見直し	第4条（指針）の早期見直し

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5015	5015002	日本チェーンストア協会	大規模小売店舗立地法関連 / 事前協議を届出受理の条件とする運用の撤廃	・届出前の地方自治体への計画書提出、関係部局との事前説明等、届出前の協議を届出前の協議を届出受理の条件とする運用の撤廃
5015	5015003	日本チェーンストア協会	大規模小売店舗立地法関連 / 新設及び変更の届出による添付書類の簡素化	新設及び変更の届出による添付書類の簡素化（交通量調査、予測、音の測定）
5015	5015004	日本チェーンストア協会	大規模小売店舗立地法関連 / 営業時間の延刻を行う場合の手續の簡素化及び添付書類の見直し	営業時間の延刻を行う場合の手續の簡素化及び添付書類の見直し 営業時間変更の届出を行う場合の添付書類は、実際に状況変化する事項のみとしていただきたい。
5015	5015005	日本チェーンストア協会	大規模小売店舗立地法関連 / リース駐車場解約時の調整対象からの除外	リース駐車場の契約解除による駐車台数減少の場合については、調整対象外とする。
5015	5015013	日本チェーンストア協会	酒税法関連 通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和	・通信販売酒類小売業免許に条件緩和及び既存免許の販売条件の緩和 通信販売免許の取扱い酒類の範囲拡大 既存免許付与条件としての「店頭小売販売に限る」等の条件の緩和
5015	5015014	日本チェーンストア協会	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保	・緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保
5015	5015015	日本チェーンストア協会	たばこ事業法関連 小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化	・たばこの小売販売について 小売販売免許の許可書発行までの期間短縮 小売価格の自由化
5015	5015027	日本チェーンストア協会	食品営業許可関連の申請、届出書類の統一	・食品営業許可関連の申請書・届出書様式の統一化 ・市町村によりまちまちな申請書・届出書の様式統一化
5021	5021068	社団法人日本経済団体連合会	「大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針」の見直し（必要駐車台数・騒音基準の見直し）【一部新規】	「指針」については、大店立地法施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うとされたが、その後「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日）において、本「指針」について見直し時期を前倒しする方向が示された。「指針」の見直しにあたっては、それぞれの地域実態に即し、且つ、経済的に許容可能な水準とすべきである。 具体的には 必要駐車台数に関する算出法の見直し、指針に記載されている日來客数原単位を用いることが著しく不適当な例に自動車販売業を明示する、夜間の騒音規制基準の見直し、の3点を求めたい。
5021	5021069	社団法人日本経済団体連合会	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	経済産業省は、都道府県との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るよう、周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を講ずるべきである。
5021	5021070	社団法人日本経済団体連合会	大規模小売店舗の新設・変更者に関する運用の適正化	大規模小売店舗の新設・変更を行う際には、建物設置者として法人格を有する共有者組合を認めるべきである。
5021	5021071	社団法人日本経済団体連合会	「大規模小売店舗立地法施行規則」の見直し（開店時刻・閉店時刻の変更に係る届出基準の見直し）	騒音規制法における「夜間」の時間帯にかからない場合は、開店時刻の繰上げや閉店時刻の繰り下げに係る届出を不要とすべきである。 なお、騒音規制法による地域の指定が行われていない店舗設置地点については、夜間の時間帯を午後11時から午前5時とすべきである。
5021	5021072	社団法人日本経済団体連合会	小売店が実施するオープン懸賞の解禁	小売業者が主体となって実施するオープン懸賞を認めるべきである。仮に全面的な解禁を早期に行うことが困難な場合は、年間に実施することが可能な延べ日数や実施回数等に上限を設けるなどの措置を講じるべきである。
5021	5021073	社団法人日本経済団体連合会	小売店を特定するクーポン券の発行の容認	メーカーが特定の小売店とタイアップすることにより、雑誌やインターネットの広告に掲載されたクーポン券と引き換えに無料サンプルを提供するようなサービスを認めるべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021074	社団法人日本経済団体 連合会	たばこの小売価格の自由化と小売 販売における需給調整規制の廃止	製造たばこの小売定価制を早期に廃止すべきである。 また、需給調整規制については、本年9月に完了した酒類 の小売販売の自由化と同様に、スケジュールを明確に定めた 上で、早期かつ段階的に廃止すべきである。
5021	5021075	社団法人日本経済団体 連合会	たばこ小売販売業における認可基 準の明確化	各財務局は製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程に定 められた環境区分の認定状況を開示すべきである。 許可申請における調査について、東北、中国、九州の各財 務局管内では、新築店舗の申請に係る調査のタイミングが遅 れるケースが散見されるため、可能な限り早期の段階（図面 段階）から調査を行うよう努めるべきである。
5021	5021076	社団法人日本経済団体 連合会	カップ自動販売機で取り扱うこと が可能なカップの見直し	誤認防止措置（ボタンを押すことにより、明示的にカップ 不要の意思確認をするなど）を講じたうえで、未使用 の紙カップだけでなく、日常個人が使用しているカップ（陶 器など）を使用できるようにすべきである。
5021	5021077	社団法人日本経済団体 連合会	一般酒類小売業者などによるイン ターネット上での酒類販売の容認	一般酒類小売業免許や、大型店舗酒類小売業免許を保持し ている事業者には、免許条件を緩和し通信販売を可能とす るとともに、一般酒類小売業免許（全種免許）を保持してい る事業者で「小売販売に限る」のみの免許条件が付されてい る場合においても通信販売が行えることを明確にすべきであ る。 また、通信販売酒類小売業免許では、需給調整規制を廃止 し、現行の品目制限を撤廃すべきである。 なお、酒類の通信販売要件として事業者は、現在、通信販 売免許に付されている「販売対象者を に限る」「未成年 者の飲酒は禁止されている旨表示する」等の措置を徹底す るとともに、年齢確認の徹底（成年者のみの会員制、ICカ ードを用いた厳密な本人認証）等の未成年者飲酒防止手段を講 じるものとする。
5021	5021078	社団法人日本経済団体 連合会	酒類の販売に係る人的要件の見直 し	人的要件の経歴・経営能力については、要実務経験年数を短 縮するとともに、実務経験にかえて講習会などの受講（た とえば、チェーン店加盟時には本部が加盟店経営者への講習 を実施しているが、必要であれば当局の指定する講習項目を これに加える等）で可能とする等の運用緩和を要望する。
5070	5070001	有限会社ソルクオート	タバコ販売の距離制限緩和	タバコ店の営業時間がAM9時からPM9時までのため、コ ンビニの24時間営業の利点を生かし、タバコの販売を許可 して頂きたい。同時に、未成年者の販売に対し、自動販売機 での販売を禁止する意味も含め、対人販売を原則とし、自動 販売機を撤廃して頂きたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(7) エネルギー・運輸分野（151事項）</b>				
5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	森林バイオマスエネルギー供給に係る地方債の特例	第三セクターが森林バイオマスエネルギー源とした特定電気事業を行う場合に限り、当該事業を地方公営企業に準ずる事業と位置づけ、第三セクターが建設する当該事業に係る施設建設費の負担に対して、第三セクター構成市町村が地方債をもって財源とすること、その際の第三セクター要件を撤廃すること。
5020	5020001	岩手県金ヶ崎町	森林バイオマスエネルギー供給に係る国有林の間伐材の譲渡の特例について	国有林が存する市町村が構成員となる第三セクターが行う森林バイオマス発電の資材として供給する場合に限り、国有林の間伐材について、当該第三セクターを随意契約の相手方とする規定を加え、優先的に譲渡できる特例措置を講じようとするもの。
5021	5021246	社団法人日本経済団体連合会	兄弟会社間の電力特定供給	親会社傘下の子会社間での特定供給を可能とすべきである。
5071	5071028	米国	エネルギー市場における規制当局の独立性の明確化	経済産業省電力市場整備課及びガス市場整備課への専門家スタッフ配属の適切性を調査した上で、「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」（以下、「法律」）において規定している監視・実施責任の規模と人員に一貫性を持たせるよう、具体的な手段を講じる。 適切な実施と監視を可能にするよう、これらの部署に独立した予算を配分する。 エネルギー又はエネルギー・サービス供給者からの出向者を控える。またこれらの部署の職員に、エネルギー又はエネルギー・サービス提供者に係る財政的利害がある場合は、それを公表する義務を課し、彼らを財政的利害を持つ案件の意思決定から外す。 「法律」の省令等の実施にあたり、経済産業省におけるこれらの部署と、政策策定部署との間の規制権限と責任の範囲・分担を明確に定義する。
5071	5071029	米国	改革プロセスにおける意見提出機会の確保	米国政府は、電力とガス分野の規制改革プロセスが前進する中で、法改正の際、例えば電気事業分科会の報告書案（「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」）や都市熱エネルギー部会の報告書案（「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」）に対してパブリック・コメントを募集したのと同様に、引き続き（パブリック・コメント手続きなどを通して）有意義な一般からの意見提出の機会を設けるよう、日本政府に対して求める。
5071	5071030	米国	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（公平性と透明性）	「法律」は、送配電分野の公平性と透明性により市場参加者の信頼を促進するよう、日本における規制枠組みの強化を目指している。「法律」のこの側面を効果的に実施するために、米国政府は、以下の事項を実現する具体的に詳細な省令等を探求するよう、経済産業省に求める。 1) 託送業務において知り得た情報の目的外利用を禁止する。 2) 送配電部門と他の電力部門との内部相互補助を防止するため、会計分離を行う。また、会計規則や会計分離の詳細を公表する。 3) 一般電気事業者の送配電部門による、特定の電気事業者に対する不当に差別的な取扱いを禁止する。 4) 供給区域をまたいで送電することに課金を方式（バンケーキング）を廃止し、そのような料金を、パブリックコメント手続きを経て採用された送電料金算出方法に替える。 5) 厳正な市場の事後監視を行い、規制に係る紛争を中立かつ公平な方法で解決し、又、経済産業省がこれらの仕事を遂行するのに必要な人員、専門性及び独立性を所持する事を確保する。 6) 市場参加者の受益と負担の関係を踏まえ、送電設備増強のための費用を分配する。 7) 自由化によってもたらされる利益を需要家が完全に享受するために不可欠な、相互に接続された送電網を通じた多数の電源へのアクセスを、次の方法によって作り出す。 8) -1すべての市場参加者の送電設備に対して、透明性のある接続手順と接続料金体系を提供し、ロードバランスやロードフローなどの送電補助ネットワークサービス（例えばアンシラリー・サービスなど）の価格設定と規定に関する規則を発行する事によって、広域において経済効率の良い送電を可能にするシステムの整備を行い、そのような送電の支援に必要となった場合、送電線関連施設のタイミングの良い建設を行う。 8) -2国内の既存発電能力が、需要変動に対応すべく最も望ましい状態で常時利用された場合（例えば、地域間経済融通）や、送電容量が常に手ごろな価格で入手可能な場合、結果としてどのような発電パターンが得られるかを測定する調査に着手する。具体的には、もし国内電力取引市場が設立された場合、日本が、発電インフラ設備を前述のような最も経済的な方法で運営するにあたって、十分な接続容量がある事を証明するための電力フローの調査に着手する。もしその調査によって、競争力のある国内電力取引市場を支えるために必要な接続容量に不備があると判明した場合、経済的に可能な限り、その不備を改善する具体的な措置を開発する。 9) 行為規制と事後監視の有効性の調査を実施する。 10) もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取扱いを禁止するためのより構造的な方法を規定する。（例えば、多数の送電システムの管理を、単一の送電料金を提供する唯一の送電サービス提供者となる独立した中立のオペレーターに移す、等。）

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071031	米国	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（中立性とアクセス）	<p>「法律」では、市場の中立性とオープンアクセスを促進するための中立機関の設立を規定している。米国政府は、以下の項目を達成するよう、経済産業省が具体的に詳細な省令等を実施するよう勧める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 強力な執行能力に支えられた、中立機関の意思決定過程の公平性と透明性に関する政府の有意義な監視を確保する。</li> <li>2) 中立機関のメンバーについて、特定のセクターが意思決定過程に支配力を持たず、多様な構成からなるよう、メンバー指名に係る執行可能な基準を策定する。（すなわち、メンバーは、一般電気事業者だけでなく、新規参加者、ネットワークに接続している自家発電設置者、卸電力事業者及び専門的知識を有する学識者を含むべきである。）</li> <li>3) 中立機関が、公平かつ透明なプロセスにより、効率的で安定的な送電線の運用と建設を促進するためのルールを策定し、公開する事を義務付ける。</li> <li>4) 中立機関に、あらゆる送電需要家に代わって、送電線の送電可能容量を含む送電ネットワークに関する透明な情報公開システムを運用させることを義務付ける。</li> <li>5) 中立機関の有効性について定期的に調査し、タイムリーで明確な決定を行なえないと証明された場合は、中立機関の解散を検討し、市場参加者を含まない真に独立した偏見の無い機関が取って替わるとの規定を義務付ける。</li> </ol>
5071	5071032	米国	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（新規参加）	需要家の選択肢を増やし、日本の電力市場への新規参加を推進し、市場の競争状況を改善するために、米国政府は日本政府に対して、電源開発株式会社の民営化が市場に与える影響を十分に考慮し、独占禁止法に適法な形で同社が民営化されるよう勧める。
5071	5071033	米国	「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（公平性と透明性）	米国政府は、日本の電力市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府が、スポット市場取引を扱う全国規模の私設・任意の卸電力取引市場を整備するための具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。
5071	5071034	米国	「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（中立性とアクセス）	全ての市場参加者の送電線アクセスを増やすため、現行のバランスルールを30分3%同時同量から、予定電力量と実際の電力注入量の変動範囲を需要の3%から10%まで幅を持たせるよう弾力化する措置や、変動範囲を超えるインバランスに対する事故時バックアップ扱いの廃止などの系統利用ルールの変更を行なうため、米国政府は、日本政府に対し、具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。
5071	5071035	米国	「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（自由化の継続）	<p>日本の電力市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、米国政府は、「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」の中で以下のとおり決められている自由化のスケジュールと一致するように、具体的に詳細な省令等を設定するよう日本政府に求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 500kW以上の高圧需要家を含める事により、2004年4月までに、電力小売自由化範囲を市場の約40%まで拡大する。</li> <li>2) 50kW以上の高圧需要家を含める事により、2005年4月までに、電力小売自由化範囲を市場の63%まで拡大する。</li> </ol>
5071	5071036	米国	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（公平性と透明性）	<p>米国政府は、日本のガス市場の公平性と透明性を確保するため、日本政府に対して、以下の項目を達成する具体的に詳細な省令等を実施するよう求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 料金認可の査定、監査の一層厳格な執行や、市場での自由な競争の結果として生じる紛争の処理を行うための、高度な専門性と独立性を持った中立・公正な事後監視・紛争処理の仕組みを設立、強化する。</li> <li>2) 経済産業省内の当該の仕組みが、このような目的を果たすために必要な職員数、専門的知識、及び独立性を有する事を義務付ける。</li> </ol>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071037	米国	天然ガス分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（中立性とアクセス）	<p>米国政府は、「法律」の目的を履行するため、以下の項目を達成するような具体的で詳細な省令等を公布するよう、日本政府に求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現行制度では一般ガス事業者のみに付与されている公益特権（例えば土地収用権）を、第三者がガス供給用導管を建設する際にも付与することにより、一般ガス事業者以外の者のガス供給用導管の建設と改良を促進する。</li> <li>2) 現行制度では国内大手4社のみに適用されている託送義務を、ガス供給用導管を保有又は運営する全ての者に適用する。</li> <li>3) 原則として全ての導管を保有又は運営する者に対し、託送約款の作成・届出・公表を義務付ける。</li> <li>4) 会計分離、情報遮断、及び特定の託送利用者に対する差別的な扱いの禁止を規定する実施規則等の作成を規制当局に義務付ける。</li> <li>5) 行為規制及び事後監視の有効性の調査を実施する。</li> <li>6) もし行為規制や事後監視が不十分であると証明された場合は、不当に差別的な取り扱いを禁止するためのより構造的な方法を規定する。</li> </ol>
5071	5071038	米国	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令（自由化の継続）	<p>日本のガス市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するために、米国政府は、以下の項目を達成する具体的で詳細な省令等を実施するよう、日本政府に対して求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現行の大口供給の許可制を変更命令又は中止命令付きの届出制に移行する。</li> <li>2) 現在は大口供給のみに要求されている託送約款の作成義務を、卸供給を目的とした託送にも拡大する事で、卸市場を活性化させる。</li> <li>3) 現行の卸供給届出制度を廃止する。</li> </ol>
5071	5071039	米国	「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（中立性とアクセス）	<p>米国政府は、日本政府に対して、全ての市場参加者についてLNGターミナルを含むガス導管システムのあらゆる部分へのアクセスを増やすため、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインを公表する事で、LNGターミナルの保有者（又は運営者）と第三者利用者との間の非差別的な交渉を確保する、具体的で詳細な省令等を実施するよう求める。米国政府は、非差別的アクセスの目的を達成するために、日本政府が以下の事項を行なうよう要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) LNGターミナルの保有者が、すべての利用希望者に対してターミナル利用の条件と手続きを明瞭に説明する文書を作成し、提供する事を義務付ける。</li> <li>2) LNGターミナルの保有者が、利用の申し出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知する事を義務付ける。</li> <li>3) 導管網とLNGターミナルの利用状況の情報開示に関するガイドラインを策定する。</li> <li>4) LNGターミナル保有者による潜在的な利用者への差別を防止するために必要な政府の責務を明記し、執行メカニズムを定義する。</li> <li>5) 競合するガス供給者からの接続要請に対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。</li> </ol>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071040	米国	「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（新規参入）	<p>米国政府は、日本政府に対して、需要家の選択肢を促進し、日本の電力市場に新規参入を推進し、市場の競争状況を改善するために、以下の事項を達成する具体的で詳細な省令等を発行するよう求める。</p> <p>1) 導管網が未整備な地域において新規に敷設された導管や、いくつかの需要地を連結する基幹導管に対して付与するインセンティブを設定する。</p> <p>2) インセンティブ付与と規則において、対象となる導管プロジェクト及び適用期間を明記する。インセンティブには以下のものを含む。</p> <p>3)-1 対象導管の保有者及び運営者に対し、託送約款の作成・届出・公表義務を課さない。</p> <p>3)-2 対象導管の保有者及び運営者に対し、託送料金設定の際、高めの報酬率の設定を認める。</p> <p>4) 既存導管の保有者が、必要な新規導管の建設を妨害したり延期させる手段として当該規定を利用しないよう、新規導管敷設にあたり既存導管の有効利用に関する意思決定過程を用心深く監視する。</p>
5071	5071041	米国	「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化（自由化の継続）	<p>米国政府は、日本のガス市場において需要家の選択肢と投資家の信頼を拡大するため、日本政府に対し、都市熱エネルギー一部の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」の中で以下のとおり決められている自由化のスケジュールと一致するように、具体的で詳細な省令等を制定するよう求める。</p> <p>1) 2004年までに、年間契約ガス使用量50万m<sup>3</sup>以上の需要家を含める事により、小売自由化の範囲を市場の約44%まで拡大する。</p> <p>2) 2007年までに、年間契約ガス使用量が10万m<sup>3</sup>以上の需要家を含める事により、小売自由化の範囲を市場の50%まで拡大する。</p> <p>3) 年間契約ガス使用量が10万m<sup>3</sup>未満の家庭用及び小規模業務用需要の自由化の可否及び手法については、それまでに実施された自由化の成果と問題点を評価、検証するとともに、ガスの調達構造の変化や海外における自由化の経験に留意しつつ、時機を逸することなく結論を出す。</p>
5074	5074016	カナダ	エネルギー分野に係る法規制の整備	<p>特に、カナダは日本に以下の法規制を検討するよう強く要請致します。</p> <p>マイクロタービンや燃料電池などの分散発電用発電機の取扱主任者配備を義務づける電気事業法と消防法</p> <p>メタノールの燃料電池用の使用、給油、取扱主任者配備、製品の表示を規制する毒劇物取締法、労働安全衛生法、消防法</p>
5086	5086026	社団法人リース事業協会	電気事業者及びガス事業者等に認められる「公益特権」のリース会社への適用	<p>電気事業者及びガス事業者には、固定資産税の課税標準特例措置、都市計画法における都道府県知事許可取得の免除等の「公益特権」が与えられているが、当該事業者がリースによって設備を導入する場合には同様の措置をリース会社に講じること。</p>
5109	5109001	民間企業	電力料金区分の合理化	<p>・産業用電力における細かな料金区分の簡素化</p>
5111	5111014	社団法人日本自動車工業会	都市ガスにおける契約単位の見直し（一需要場所、一契約の廃止）	<p>資本関係を有する会社が、一敷地内にてガスの供給を受ける場合、一契約として頂きたい。</p>
5111	5111015	社団法人日本自動車工業会	電力の私設線導入に関する容認	<p>需要家が、電力の私設線を設置しようとする場合でも、電気事業者、卸供給事業者と同様に、公共地の使用を認めていただきたい。</p>
5119	5119007	長野県	電気事業法の事務処理窓口の一本化	<p>・電気事業法の規定による植物の伐採許可に伴う損失補償の裁定申請事務は、伐採許可と一連の事務処理であり、窓口の一本化と事務処理の合理化をするため、裁定申請先及び裁定を行う者を都道府県から経済産業大臣へ変更する。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5149	5149001	知多エル・エヌ・ジー株式会社	R P S 法の対象エネルギーに L N G 冷熱発電を追加	R P S 法の対象となる「新エネルギー等」に L N G 冷熱発電が含まれていないが、資源の有効活用をより進めるため、対象に追加していただきたい。
5003	5003001	個人	小型二輪自動車の初回の車検証有効期間の延長	小型二輪自動車の初回の車検有効期間について他の自家用自動車と同様に2年から3年への延長を要望する。は、平成11年の道路運送車両法の改正により運送の用に供する自動車について初回の車検有効期間が1から2年に、自家用自動車のそれが2から3年になったにも関わらず、2年のままである。
5004	5004002	個人	N P O 等が自家用車を利用して物品輸送サービスを行うことの容認	有償ボランティアや N P O が自家用車を使用して、ごみの戸別収集・運搬を行う場合に必要となる、貨物自動車運送事業法第3条に定める許可（いわゆる緑ナンバーの取得）を不要とする。
5012	5012001	千葉県野田市	自動車等免許取得の県外容認	免許の取得は、住所地の公安委員会でいう運転免許試験を受けることとなっているが他県公安委員会での受験を可能とする。
5016	5016001	社団法人航空貨物運送協会	国際航空貨物輸送に係わるチャーター規制の緩和	日米間を除き「オウンユース」しか認められていない国際航空貨物チャーター規制を緩和して、利用航空運送事業者（フォワーダー）によるチャーターや、複数のフォワーダーによるチャーターも認める。
5021	5021202	社団法人日本経済団体連合会	特殊車両の通行許可申請手続の事務の簡素化および許可有効期間の延長	申請窓口の一本化、申請書類の削減、申請手数料の見直し、申請手続の電子化など、特殊車両の通行許可申請および申請手続等の事務を簡素化すべきである。あわせて、許可証の有効期限を2年に延長すべきである。
5021	5021203	社団法人日本経済団体連合会	フェリー・R O R O 船利用に供するトレーラーシャーンに関する規制の緩和	フェリー・R O R O 船利用を目的として登録しているシャーンに限った上で、シャーン1台の登録車庫に対し複数台の車庫利用を認めるべきである。
5021	5021204	社団法人日本経済団体連合会	貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し	(1) 運転免許制度の見直し 貨物自動車に係る運転免許制度の見直しにあたって、車両総重量11トン以上を「大型」とし、同じく5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設されたい。なお、その際、現行の普通運転免許所持者について、その既得権を確保するとともに、希望者には簡易な手続きで「中間的運転免許」へ移行できるようにするなど、所要の経過措置を講じるべきである。 (2) 運転免許制度以外の規制事項の見直し 貨物自動車に係る運転免許制度の見直しに伴い、その他の規制および有料道路の通行料金等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直すべきである。 (3) 上記(1)および(2)の見直しについては、同時期に実施されるよう関係省庁間において必要な調整を図るべきである。
5021	5021205	社団法人日本経済団体連合会	営業用車両（トラック・トレーラー）の車検期間等の見直し	車両総重量8トン以上のトラック・トレーラーについて、8ト未満のトラックと同様に現行1年の車検期間を2年に延長すべきである。
5021	5021210	社団法人日本経済団体連合会	航海実歴認定を受けた船長が操船する船舶に対する強制水先の免除	期間備船された外国籍船も含め、実歴認定を受けた船長が運航する船舶については、船舶の国籍によらず強制水先を免除すべきである。
5021	5021211	社団法人日本経済団体連合会	内航タンカーに係る20海里航行規制の緩和	内航タンカーの20海里航行規制を緩和すべきである。
5021	5021212	社団法人日本経済団体連合会	引火性危険物積載船に係る規制の緩和	夜間着舷については、投光機の使用等、一定の条件のもとで日没後の着舷を許可すべきである。 また、外航タンカーの夜間入港についても、夜間入港安全対策の事前提示による包括許可を認めるべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021213	社団法人日本経済団体 連合会	内航海運暫定措置事業の適用期間 の明示と早期終了	内航海運暫定措置事業の適用期間を明示し、できる限り 早期に終了させることにより、内航海運業の自由化を促進す べきである。
5021	5021217	社団法人日本経済団体 連合会	保税船用重油の積込承認申請に関 する運用の緩和	保税船用重油について、包括申請の条件を緩和し、包括申 請制度が実務上十分活用できる制度とすべきである。
5021	5021218	社団法人日本経済団体 連合会	危険物積載船舶（外航タンカー） の特定港入港におけるGRT（総ト ン数）制限の撤廃	危険物積載船舶が特定港へ入港する際に受ける港長の許可 について、遵守必要項目から、総トン数（GRT）の制約を外す べきである。
5021	5021219	社団法人日本経済団体 連合会	危険物荷役許可申請の許可制から 届出制（もしくは包括許可）への 移行	危険物荷役許可については、危険物専用岸壁承認を取得し ている事業所については、全て届出制（もしくは包括許可） とすべきである。あるいは、少なくとも危険物専用岸壁承認 を取得し、年間の荷役実績が一定件数以上ある事業所につい ては、届出制（もしくは包括許可）とすべきである。
5021	5021221	社団法人日本経済団体 連合会	中型航空機の事業運航基準の見直 し	事業運航基準について、飛行機の重量・座席数・運航目的に よって細分化し、より運航実態に則したものに早急にすべきで ある。
5021	5021222	社団法人日本経済団体 連合会	ローカル飛行における、フライト プランの提出義務の緩和	ヘリコプターによる農薬散布、機外吊り下げ（スリング作 業）飛行は業務の特殊性もあり、ローカル飛行である。農林 業等形態の合理化に伴ない、散布飛行、スリング飛行も変化し ており、従来の9km範囲を超えた業務が増加している。業務の 現状に合わせ、飛行計画を通報する距離は、従来の倍の当該地 より半径18kmを超える飛行の場合とすべきである。
5035	5035002	社団法人日本船主協会	外貿埠頭公社の埠頭等貸付料の適 正化	原価主義に基づく料金の妥当性の検証及び、荷動きの実態や 公共埠頭料金との格差等を勘案した、より弾力的で国際競争 力のある料金設定を可能とすること
5035	5035005	社団法人日本船主協会	マルシップ外航客船の外国人乗組 員の上陸許可期間の延長	近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上 陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めること。
5035	5035007	社団法人日本船主協会	『限定近海船』の船員配乗要件の 早期具体化	堪航能力の優れた内航船舶については、20海里以遠の航行が 可能となる航行区域（限定近海）が措置されたが、区域に対 応した船員配乗要件が規定されていないので早期に具体化 すべきである。
5035	5035008	社団法人日本船主協会	日本籍船の登記・登録の一元化	わが国においては、船舶のみ登記・登録の二元的制度のもと で煩雑な手続きが必要となっているので、登記・登録の一元 化を図り、速やかで合理的な登記・登録を可能にすること。
5035	5035009	社団法人日本船主協会	船舶原簿と船舶登記簿の変更手続 きの一元化	わが国においては、船舶のみ登記・登録の二元的制度のもと で煩雑な手続きが必要となっているので、登記・登録に共通 する変更事項についても、二度の手続きが必要となる。速やか に変更時の手続きの一元化を実現すること。
5035	5035010	社団法人日本船主協会	国際船舶を海外譲渡する際に提出 する書類の見直し	国際船舶を海外に譲渡する場合、海外譲渡届とともに売買契 約書の添付が求められている。さらに、運輸局において登録 抹消手続きを行う際にも、再び売買契約書の提出が必要とさ れている。登録抹消手続きの際の売買契約書についてはその 提出を不要とすること。また、国際化の流れに鑑み、登録抹 消時に、運輸局に提出する書類のうち、英語を正文とする売 買契約書・受渡議定書・委任状については、和訳の添付を不 要とすること。
5035	5035011	社団法人日本船主協会	船舶の建造許可に当たっての手続 きの一層の簡素化	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が 進められているOECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造 調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うとの ことであるので、同協定発効後速やかな見直しをお願いした い。
5035	5035012	社団法人日本船主協会	船舶運航事業者の提出する報告 書・届出等の廃止を含む抜本的な 見直し	船舶運航事業者に対する各種報告書・届出等について更なる 簡素化を図るべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5035	5035014	社団法人日本船主協会	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	内航輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検制度を現行の1年から3年にする。
5035	5035015	社団法人日本船主協会	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわないため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。
5069	5069001	社団法人全日本トラック協会	貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し	（１）運転免許制度の見直し 貨物自動車に係る運転免許制度の見直しにあたっては、「大型」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設されたい。なお、その際、現行普通運転免許所持者について、その既得権を確保するとともに、希望者には簡易な手続きで「中間的運転免許」へ移行できるようにするなど、所要の経過措置を講じていただきたい。 （２）運転免許制度以外の規制事項の見直し 貨物自動車に係る運転免許制度の見直しに伴い、その他の規制及び有料道路の通行料等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。 （３）上記（１）及び（２）の見直しについて、同時期に実施されるよう関係省庁間において必要な調整を図られたい。
5069	5069002	社団法人全日本トラック協会	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の見直し	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。
5069	5069003	社団法人全日本トラック協会	駆動軸重の軸重規制緩和	軸重規制については、今般フル積載対応海コン用トレーラを牽引するトラクタのうち、必要な条件を満たす2軸トラクタについては、駆動軸重11.5トン以下まで認められたところであるが、物流効率化の促進及び物流コストの低減に資する観点から、その他同程度の条件を満たす車両の駆動軸についても、軸重の10トン規制を欧州並の11.5トンへ引き上げられたい。
5069	5069004	社団法人全日本トラック協会	3軸車25トンまでの規制緩和	建設事業にとって必要不可欠な建設資材等の運搬を行っているダンプカー、コンクリートミキサー車等については、輸送の効率化等に資するため、車長、軸距にかかわらず3軸車25トンまでの車両総重量規制緩和を図られたい。
5069	5069005	社団法人全日本トラック協会	土砂等を運搬する大型自動車に関する規制の緩和	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」等に基づく下記の規制について、物流コストの軽減を図る観点から、早期に緩和されたい。 （１）営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられていることから、二重規制となる営業用ダンプカーへの「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務については、廃止されたい。 （２）ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付け義務については、営業用については運行管理等により、過積載違反が大幅に減少している現状に鑑み、物流コストの低減を図る観点から、早期に廃止されたい。
5069	5069006	社団法人全日本トラック協会	特殊車両の通行許可申請及び更新手続き等の事務の簡素化	従来の申請手続きでは、申請に必要な書類が申請方法、申請区分、申請車種等により異なり、加えて申請窓口も申請経路を管轄する道路管理者によって異なります。また、いったん許可を得ても許可期間の更新が生じた場合は更新申請、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が必要となり、申請費用も別途必要となります。このように、申請事業者の申請に係る事務負担とコストの軽減をするため許可期間の延長を図られるとともに、申請窓口を一本化し、申請書類の必要部数を減らし、申請手数料を見直す等、申請手続きの簡素化を図られたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071095	米国	航空券の I A T A 運賃70%割引下限を強いる慣行の排除	航空券の I A T A 運賃70%割引下限を強いる慣行を排除することにより、インターネットや航空会社による他の公示航空券販売の競争市場を作り出すことを要望する。
5071	5071096	米国	30日前の航空運賃変更届出制の廃止	現在の慣行に規則を合わせるよう、30日前の航空運賃変更届出制を廃止するよう要望する。
5071	5071098	米国	U申告利用の拡大	保税輸送により東京航空ターミナル（T A C T）以外の保税倉庫へ輸送される貨物に関して「U申告制度」が適応されることを求める。
5071	5071099	米国	通関情報処理システム（N A C C S）に関する提言	A i r - N A C C S 料金体系の更改と改善に関する中間報告書（2004年3月頃取りまとめが予想されている）に対するパブリック・コメントの機会を設けるよう求める。 また、日本が最終報告書を完成させ、2004年9月にその提言を実施する前に2004年6月が締め切りとなっている最終報告書の初期草案をパブリック・コメントに付すことを求める。
5071	5071100	米国	フレイトフォワード契約の容認	「ドアからドアまでのサービス」を提供できるよう、外国航空会社が、日本国内の宅配便に関して、日本の航空会社と契約できる権利を認めるよう要望する。
5072	5072040	欧州委員会（E U）	国際航空運賃の設定に係る規制の見直し	日本における公式な国際航空運賃の設定にかかる制度は、市場の現実を反映するような形に自由化されるべきである。航空会社が実際の市場価格を直接消費者に示すことができるような公式料金の公表方法を導入すべきである。日本の国際便運賃の決済方法については、関係者が望むのであれば、一回の操作に簡素化されるべきである。
5072	5072041	欧州委員会（E U）	成田空港の輸送力最大化に向けた規制等の見直し	規制改革プロセスの目的に沿って、成田空港において、特に新滑走路開設後、滑走路の輸送力の割り当てについて、不要な硬直性または障害を避けるために必要な措置を日本政府が実施することを、EUは要求する。このことは、新滑走路には移行できない長距離便の、長い方の滑走路の利用を促進することによって、全体の輸送力を最大限にすることを含む。短距離便の新滑走路への移行は、必要ならば強制的な策をもって、さらに促進されなければならない。 また、成田空港における発着枠に対する市場の需要を満たすため、割り当て枠を大幅に増やすよう、発着枠を制限している現在の規制はできる限り見直されなければならない。
5072	5072042	欧州委員会（E U）	発着枠割当てに係る I A T A ガイドライン準拠に向けた規制改革の徹底	日本の空港における発着枠の割り当ては、I A T A ガイドラインに準拠し、透明性があり、公正で公平な発着枠割り当て制度に従って行われなければならない。日本の国際空港における発着枠割り当て手続きに関して、発着枠コーディネータに、空港の運用上の制約に配慮しながら、市場の需要によりよく対応できる自由を与えるために、徹底的な規制改革を実施すべきである。
5074	5074013	カナダ	国際宅配便の支援に資する措置の実施	羽田空港へ国際線を導入する。 日本への貨物空輸便をカナダの航空会社に開放する。
5077	5077012	任意団体	シャーシ（トラクターヘッドに牽引される車）に関する規制改革	・シャーシの車検証有効期限1年を2年に見直しを要望する。 ・シャーシの車庫に関する規制につき、段積みができるよう改革を要望する。 ・車庫面積が牽引車と非牽引車一対で決められているが、非牽引車だけの場合も設定するよう要望する。
5084	5084002	ソニー株式会社	Sea N A C C S と A i r N A C C S の統合	Sea N A C C S と A i r N A C C S は同じ税関のシステムにもかかわらず、それぞれのシステム構造を持ち、独自の運用形態をとっているため、完全な統合を要望する。
5085	5085021	オリックス株式会社	関係会社間の有償貸渡しの自由化	レンタカー事業者が法人に有償貸渡しを行なった車両について、当該法人が関係法人に有償で貸渡しを行なう場合には、当該法人から関係法人への有償貸渡しについては道路運送法第80条第2項の規定により運輸大臣の許可を要する「業として有償で貸し渡し」には該当しないこととするを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5085	5085022	オリックス株式会社	レンタカーのナンバー登録規制の撤廃	リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とし、外見から特定できるナンバーを交付しないことを要望する。
5086	5086021	社団法人リース事業協会	関係会社間の有償貸渡しの自由化	レンタカー事業者が法人に有償貸渡しを行なった車両について、当該法人が関係法人に有償で貸渡しを行なう場合には、当該法人から関係法人への有償貸渡しについては道路運送法第80条第2項の規定により運輸大臣の許可を要する「業として有償で貸し渡し」には該当しないこととすることを要望する。
5086	5086022	社団法人リース事業協会	レンタカーのナンバー登録規制の撤廃	リース事業者と同様に有償貸渡許可申請は本社所在地管轄運輸支局の1ヶ所とし、外見から特定できるナンバーを交付しないことを要望する。
5111	5111022	社団法人日本自動車工業会	運輸協定締結（トレーラーの相互使用）における車庫義務の緩和	運輸協定にもとづきトレーラーの相互使用を行う際、ひとつの会社が増車した車両の車庫を確保すれば、協定を締結した片方の会社は、車庫の確保を免除するよう制度の見直しをお願いしたい。
5111	5111023	社団法人日本自動車工業会	特殊車両通行許可書手続きの簡素化	96コンテナの走行許可申請を対象外として欲しい。
5111	5111027	社団法人日本自動車工業会	高速道路料金の軽減化	商業車両に対する高速道路料金の軽減を図ってほしい。
5111	5111028	社団法人日本自動車工業会	国際貨物航空輸送の「重量換算率」の設定における透明性の確保	IATAの通知の受け皿となり、通知内容について荷主や有識者等の意向を汲み取るような専門の部局を、国土交通省に設置いただきたい。
5111	5111030	社団法人日本自動車工業会	高速自動車国道等における自動二輪車の2人乗りに関する規制	高速道路（自動車専用道路を含む）における普通自動二輪車および大型自動二輪車の乗車人数制限を解除し、2名乗車を認めていくよう要望。
5111	5111031	社団法人日本自動車工業会	二輪独自の高速道路通行料金設定	二輪車と四輪車とを車両占有面積や道路損傷度の面から比較し、その結果を反映した二輪独自の通行料金を設定されることを要望。
5111	5111032	社団法人日本自動車工業会	自動二輪車の駐車場整備	駐車場法の対象に大型自動二輪車、普通自動二輪車を含ませていただきたい。
5111	5111037	社団法人日本自動車工業会	被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化（自動化）	制限の基準を車名・型式指定から、動力性能ごとのクラス別表示にしていきたい。 《改善効果》 連結変更時の費用及び工数削減 輸送効率化の手段として、牽引車の交換によるロード運行の検討範囲が拡大できる。
5111	5111038	社団法人日本自動車工業会	特殊車両通行許可申請における手数料設定の見直し	・1経路単位で手数料を設定いただけないでしょうか。 例：300円/経路 ・更新（継続）申請の場合は、通行経路数に関係なく一律とし最低手数料である1,500円程度に留め置きをお願い致します。
5111	5111039	社団法人日本自動車工業会	特殊車両通行許可制度における長さの緩和	車両制限令第3条で定められている長さの制限値を「セミトレーラー」については連結長12mから17mに数値の見直しをお願いしたい。
5111	5111040	社団法人日本自動車工業会	車両運搬用セミトレーラーの長さ制限における積荷のオーバーハング規制の緩和	車両運搬用セミトレーラーの長さ制限において、積荷のオーバーハングを1m以内まで認めていただきたい。車両の構造上、トレーラー最後端に車軸が有り、車両自体のオーバーハングはほとんど無いため、危険性はないと考えられる。また、トラクター上に車両を搭載するタイプは前方に50センチほどはみ出すが、同様に危険性はない。 《改善効果》 輸送効率が向上し、配置車両数を削減できる。 車両数の削減効果として、排出ガス削減及び渋滞緩和につながる。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5111	5111041	社団法人日本自動車工業会	高速道路通行料金の徴収制度の見直し	大型車の高速道路通行料金を3軸車料金に統一していただきたい。 《改善効果》 2軸トレーラに変更することで、タイヤサイズを細くでき、製品自動車の積載効率が向上する。 トレーラの内輪差が小さくなるので、安全性が向上する。 トレーラのタイヤ本数が4本となるので、パンク時でもすぐに頓挫することはなくなる。
5113	5113001	新潟県	都道府県が所有する自動車の登録手続き等の際に発行する委任状の委任者（所有者）の明確化	都道府県が所有する自動車の登録等の手続きの際に必要な委任状（所有者）の発行を知事から権限の委任を受けた地域機関の長とすることを求めるもの。
5113	5113002	新潟県	都道府県が所有する自動車の登録名義人表示の弾力化	都道府県が所有する自動車の登録名義人の表示を地方自治体の定めた「物品管理職員」等の所属する組織名称でも登録を可能とするよう通達の改正を求めるもの。
5114	5114001	兵庫県	東京国際空港における小型機離着陸規制の緩和	東京国際空港で実施されている小型機離着陸規制の緩和（羽田 - 但馬便1便の確保）
5139	5139001	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	現在愛知医科大学のドクターヘリは臨時ヘリポートで運用されているが、近い将来非公共用ヘリポートを構築する予定である。救急を行っている病院の周辺にはどこにも救急車のサイレン騒音等に執拗にクレームをつける輩がいる。愛知医科大学のドクターヘリは輝かしい成果を上げているが、非公共用ヘリポートの申請をするに当たり公聴会無しでの申請が認められるべきである。当然ヘリポートとしての要件を満たしていることが前提条件であるが、更に毎月全ての関係者が集まり事後検証会を行っているところに限定されるべきである。
5139	5139002	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	我が国のドクターヘリは運航規程の改定を認められた上で航空法81条-2の救助特例機として扱われているが、あくまでも消防機関の要請が前提である。ところが重大事故の時のように全て要請があるとは限らないし、又ゴルフ場のように消防からの要請を待っている救える命も救えない。このような場合には機長判断による自主運航が許されなければ尊い命が救えない。どうしても消防・防災ヘリと同格の救助特例機の扱いが必要である。
5139	5139003	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	愛知医科大学のドクターヘリの活動範囲内に二つの航空交通管制圏がある。その面積は愛知県の面積の約7%に達する。その中では飛行が航空法で禁止されている。法95条の但書に則りある区域では飛行禁止区域にあるところでは飛行制約区域となっている。この範囲内の住民は命に差別を受けていることは許されない。海外では救急ヘリが最優先運航となっている。英国では女王の乗っている航空機でさえ救急ヘリが空港近くで活動中は上空待機させられたと聞いている。スクランブル体制の空港でない限り愛知ドクターヘリが最優先運航できてしかるべきと判断する。
5139	5139004	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	現状では我国の屋上非公共用ヘリポートではヘリコプターに給油行為が許されていない。そのため屋上でドクターヘリを運用しようと思うと別に給油のために地上ヘリポートを設けなければならない。1基地数百回の実績を誇るドクターヘリ基地では帰投後の機体には各種の作業が待ち受けている。燃料補給のため別の基地まで飛来し燃料補給後戻る時間は全く無駄な時間であるし、又日本の救命センターの多くは大都市内や近郊にありその用地の確保さえ困難なことである。燃料を補給しながら他の作業も並行してできることが必須である。
5139	5139005	愛知医科大学高度救命救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	現在ドクターヘリは航空運送事業の範疇で運航されているが、ドクターヘリの現状が現場救急が多くなって来たことに鑑み航空機使用事業範疇での業務遂行が妥当であると判断する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5027	5027001	特定非営利活動法人福祉交通支援センター	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5037	5037001	ケアサポーターズさわやかとよあけ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5038	5038001	稲沢福祉ネットワークなおい	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5039	5039001	移動サービスネットワークあいち	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5040	5040001	さわやか豊田ひまわり	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5041	5041001	福祉サポートセンターさわやか名城	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5042	5042001	N P O法人絆	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5043	5043001	NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5044	5044001	NPO法人尾張地域福祉を考える会まごころ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5045	5045001	NPO法人東海市在宅介護家事援助の会ふれ愛	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5046	5046001	NPO法人地域福祉サポートちた	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5047	5047001	NPO法人大樹の会	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5048	5048001	NPO法人西三河在宅介護センター	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5049	5049001	NPO法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5050	5050001	NPO法人孝行の会	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5051	5051001	NPO法人介護サービスさくら	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5052	5052001	NPO法人ワークズ かすがい	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5053	5053001	NPO法人りんりん	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5054	5054001	NPO法人ラルあゆみ	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5055	5055001	NPO法人ゆめじろう	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5056	5056001	NPO法人ゆいの会	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5057	5057001	NPO法人もやい	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5058	5058001	NPO法人ベタニア ホーム	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5059	5059001	NPO法人ひだまり	NPOによるボランティア輸送とし ての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動と して柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したが って、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要で ある。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されてい ることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原 則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直 し、実態に合った基準に改めることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5060	5060001	N P O法人ノッポの会	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5061	5061001	NPO法人ネットワーク大府	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5062	5062001	N P O法人たすけあい名古屋	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5063	5063001	N P O法人すけっとファミリー	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5064	5064001	N P O法人さわやかファミリーサポートセンター	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5065	5065001	NPO法人かくれんぼ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5066	5066001	NPO法人あたたかい心	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5067	5067001	N P O法人あかり	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車輛の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5087	5087001	逗子・葉山お出かけサービス ワークスコレクティブくるまやさん	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす	福祉移動サービスに道路運送法80条1項を適用しないよう求めるもの

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5088	5088001	山野上行政書士事務所	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5089	5089001	NPO法人たすけあいあさひ	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5090	5090001	すみれ会	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5091	5091001	あおば	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5092	5092001	岡村道夫	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5093	5093001	はなみずき在宅支援グループ	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5094	5094001	NPO法人ワーカーズコレクティブ「わか」	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項（自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない）の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 運送主体の限定 運送対象者の限定 使用車両の限定 運手者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5095	5095001	移動サービスアクセスワーカーズコレクティブクローバー	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす	白ナンバーの車両で行う福祉移動サービスに道路運送法80条1項を適用しないよう求めるもの。また、構造改革特区法における新たな規制を排除するよう求める。
5096	5096001	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる	道路運送法80条1項に関する特区ガイドラインの規制	使用車両を福祉車に限定せず、一般車両での事業実施を認めてほしい。 運輸支局間で「運転者」や「運送の対価」に対するガイドラインの取扱いに違いがある（例：二種免許の取扱い。料金がタクシー料金の1/2以下の妥当性など）。 営利・非営利の判断は運営協議の場に委ねてほしい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5097	5097001	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ すきっぷ 理事長 去川慶子	移動制約者の外出を支援する、送迎NPOの対する不要・不当な規制をなくす	・白ナンバー車両で行う、福祉分野における市民活動移動サービスに対して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止める事 ・構造改革特別区域法における、以下の新たな規制を廃止する。 送迎主体の限定 送迎対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する
5098	5098001	福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブらら・むーぶ神奈川 理事長 橘 維子	移動困難者に移送介助を実施している非営利団体の活動に沿った改革を望む	移動困難者に対して実施している移送と介助は切り離して考えられない。(道路運送法除外を含めて現活動団体に沿ったガイドラインを示して欲しい)
5099	5099001	移動サービスワーカーズコレクティブらら・むーぶ港北理事長 関口陽子	市民の非営利な外出支援サービスを道路運送法80条で規制しない	1. 車両限定について 活動に使う車両を福祉車両に限定せず、白ナンバー乗用車も可能とする 2. 法人格について サービス実施団体に法人格取得を義務づけせず、関連団体(社会福祉協議会など)・自治体にその判断を委ねる。 3. 利用者制限について 利用は移動困難者とし、地域の助け合いの観点から介護保険認定者に限定しない
5100	5100001	福祉クラブ生活協同組合移動サービスワーカーズコレクティブらら・むーぶ 藤沢 理事長 鎌田麻子	移動困難者に移送介助を行う非営利団体に不当な規制をしない	移動困難者のために実施する移送介助サービスに対しては、道路運送法80条1項(自家用自動車は有償で運送の用に供してはならない)の適用を除外すること。 何らかの枠組みが必要なら厚労省の所管で現実的なガイドラインを作成すること。
5101	5101001	福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズ・コレクティブ「らら・むーぶ・かまくら」理事長 竹本和子	移動困難者の移送介助を行っている非営利団体に、非現実的な規制をしない	・活動に使う車両をしるナンバー乗用車も可能とする ・法人格の枠を拡げる(生協法人等も含める) ・利用者は移動困難者とし、介護保険認定者などの枠で限定しない
5102	5102001	福祉クラブ生活協同組合理事長 田川元子	市民の非営利な外出支援サービスを道路運送法80条で規制しない	1. 車両限定について 活動に使う車両を福祉車両に限定せず、白ナンバー乗用車も可能とする 2. 法人格について サービス実施団体に法人格取得を義務づけせず、関連団体(社会福祉協議会など)・自治体にその判断を委ねる。 3. 利用者制限について 利用は移動困難者とし、地域の助け合いの観点から介護保険認定者に限定しない
5103	5103001	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ キャリージョイ	移動困難者の外出を支援する送迎NPOに対する不要・不当な規制をなくす。	白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動の移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する。 送迎主体の限定 送迎対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5104	5104001	ワーカーズコレクティブ「そよ風」	移動困難者の外出を支援する送迎NPOや非営利市民事業に対する不要・不当な規制をなくす。	・白ナンバーの車両で行う福祉の分野における市民活動移動サービスに関して、道路運送法80条1項(自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない)の適用を止めること。 ・構造改革特別区域法における新たな規制を排除する 送迎主体の限定 送迎対象者の限定 使用車両の限定 運転者への二種免許の義務付け 運送の対価をタクシーと比較して規定する。等を廃止する。
5105	5105001	移動サービス・ネットワークみやぎ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用自体に無理があり、独自の法律が必要である。ただ、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5112	5112001	NPO法人WAC清水さわやかサービス	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士の助け合い活動として柔軟かつ多様性を持って行われるべきものである。したがって、運送法適用には反対するが、特区の特例措置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち(1)原則二種免許取得(2)車両の限定(3)利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5129	5129001	NPO法人友愛しらおい	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5130	5130001	NPO法人友づれワーク	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5131	5131001	NPO法人わっく室蘭	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5132	5132001	NPO法人いぶりたすけ愛	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5133	5133001	特定非営利活動法人介護ホームどんぐりの家	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5134	5134001	NPO法人ケアネット伊達	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。
5135	5135001	NPO法人福祉サポートイブリ	NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業	NPOによる移動・移送サービスは、市民同士のたすけ愛活動として柔軟かつ多様性をもって行われるものである。したがって、運送法適用には反対するが、特別の特例処置が既に全国展開を予定されていることから、その実施にあたっては、許可基準のうち（１）原則２種免許取得（２）車両の限定（３）利用者限定等を見直し、実態に合った基準に改めることを要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>( 8 ) 住宅・土地・環境分野 ( 9 2 事項 )</b>				
5008	5008001	日本ガイシ株式会社	ナトリウム・硫黄 ( N A S ) 電池に係る用途地域規制の緩和	N A S 電池に係る用途地域規制の緩和については所轄官庁から以下の回答が出されている。 「建築基準法は、用途地域ごとにナトリウム、硫黄等の危険物の貯蔵量を制限しているが、NAS電池については、その普及の観点も踏まえ、安全性等の観点から市街地環境を損なわないことを前提として、当該制限の見直しに関して検討し、措置する。(平成16年度中目途)」 前向きな回答に対し、是非早期処置の実現をお願いしたい。
5015	5015006	日本チェーンストア協会	都市計画法・建築基準法関連 / 用途地域内の建築物の用途制限の見直し	用途地域内の建築物の用途制限 第1種、第2種低層及び中高層住居専用地域の店舗面積の見直し 第1種住居地域の店舗面積3,000㎡以下制限の見直し
5021	5021079	社団法人日本経済団体連合会	第1種低層住居専用地区における店舗建築制限の緩和	第1種低層住居専用地区について、第2種低層住居専用地区同様、150㎡までの店舗建設を認めるべきである。
5021	5021080	社団法人日本経済団体連合会	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限緩和	監理技術者、主任技術者の親子会社間の出向についてさらなる規制緩和をすべきである。具体的には、親会社、子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも監理技術者、主任技術者の出向を認めるべきである。
5021	5021081	社団法人日本経済団体連合会	建築業許可要件の緩和	「常勤役員が、許可を受けようとする建設業の管理責任者を5年以上経験していなければならない」という建設業許可要件を緩和し、例えば満2年以上とするなど、経営業務の管理責任者としての経験期間を短縮すべきである。あるいは、同要件の「常勤する役員」について、一定の条件のもとで「執行役員」も明示的に認める、連結子会社であれば「非常勤役員」も認めるなど弾力的な取扱いをすべきである。なお、本件に関しては、政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」において「執行役員」についての弾力的な取扱いを図る観点から審査の取扱い方針を策定するとしており評価するが、改めて早急に取扱い方針を定めるよう求めたい。
5021	5021082	社団法人日本経済団体連合会	工場立地法に係る規制緩和	生産施設の敷地面積に対する上限割合を緩和すべきである。 緑地面積率について、その比率の軽減を要望する(特に太陽光発電設備を設置している場合等)。また、未稼働地(雑草緑地)の緑地面積への算入を認める、対象事業所の敷地外に緑地や環境施設を確保することを認める、といった措置を行うべきである。 新設・変更届受理後の着工可能日を現行の90日から50日程度に短縮すべきである(工場立地法第11条2項が「相当であると認める場合」について日数の短縮を認めているが、あくまでも原則は90日であり、改善が望まれる) なお本件については、政府も「規制改革集中受付月間への対応方針」において、15年度中に所要の措置を行うとしており評価するが、改めて早急に対応することを求めたい。
5021	5021083	社団法人日本経済団体連合会	建築物の耐震改修計画の認定範囲拡大	純粋な床面積の増大を伴う増築についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の対象とし、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても耐震計画の認定が可能とすべきである。
5021	5021084	社団法人日本経済団体連合会	電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大	監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置する。
5021	5021085	社団法人日本経済団体連合会	付置義務住宅制度・開発協力負担金等の見直し	都心の区単位で行われている、大規模建築物への住宅付置義務・開発協力金制度を廃止すべきであり、国においても、各地方自治体に対する指導の徹底を図るべきである。なお、「改革工程表」において、国土交通省が指導要綱の実態把握の調査結果を公表し、指導要綱行政について、法令の趣旨に照らし適正なものとなるよう地方公共団体に見直しを要請する旨明らかにした点は評価でき、今後、本要望の趣旨が着実に実現されるよう、措置を徹底すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021087	社団法人日本経済団体 連合会	共同住宅における屋内駐車場の容 積率緩和限度の見直し	容積率上限の5分の1まで容積率不算入という基準を緩和 し、4分の1程度まで不算入とすることを認めるべきである。
5021	5021088	社団法人日本経済団体 連合会	学校における天井の高さの見直し	規制値を3m以上から2.5m以上に改定すべきである。
5021	5021089	社団法人日本経済団体 連合会	国土利用計画法23条に基づく土地 取引後届出制度の廃止	国土利用計画法23条に基づく土地取引後届出制度を廃止す べきである。
5021	5021090	社団法人日本経済団体 連合会	宅地建物取引業法33条に基づく広 告開始時期制限の緩和	建物について、建築確認前でも広告を開始できるよう認める べきである。
5021	5021091	社団法人日本経済団体 連合会	市街化調整区域内における店舗開 設基準の緩和	「区域内に居住する者自らが営む」という要件の撤廃ない し緩和を認めるべきである。
5021	5021092	社団法人日本経済団体 連合会	駅構内の開発許可基準の緩和	店舗自体の床面積が都市計画法施行令19条1項が定める範囲 内であれば、駅構内全体の床面積に関らず、許可を要しない開 発行為として認めるよう要望する。あるいは、駅構内の店舗 を駅舎そのものの一部として、都市開発法29条1項3号の適 用対象とし、許可を要しない開発行為として認めるべきであ る。
5021	5021093	社団法人日本経済団体 連合会	不動産特定共同事業契約成立前 の書面交付時の説明手段の簡素化	不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付時の説明に ついては、説明書面を開示し、必要に応じて質問を受け付ける ことでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確 化を図るべきである。なお本件については政府も「規制改革集 中受付月間への対応方針」においてビデオ・DVD等の電子機器の 活用を可能とする方向で検討中としているが、これらが説明 手段の簡素化に資するよう措置すべきである。
5021	5021094	社団法人日本経済団体 連合会	宅建業法における取引一任代理の 最低資本金基準の緩和	宅地建物取引業法施行規則19条2の2第1号の最低資本金 額を現行の1億円から引き下げるよう認めるべきである。
5021	5021095	社団法人日本経済団体 連合会	橋梁に添加される管路等の占用料 の合理化・一本化	同一箇所において占用料を重複徴収されることは疑問であ り、占用料を一本化するあるいは、いずれかの占用料を減額す るなどの措置を講じるべきである。
5021	5021096	社団法人日本経済団体 連合会	複合型分譲住宅における店舗の改 修工事の要件緩和	「建物の区分所有等に関する法律」17条1項の決議の必要条 件を(例えば過半数程度まで)緩和すべきである。
5021	5021097	社団法人日本経済団体 連合会	PFI事業における減価償却制度の 見直し	建物・設備の耐用年数をPFI事業期間に応じて変更でき るよう認めるべきである。
5021	5021098	社団法人日本経済団体 連合会	商業地域における道路斜線制限の 緩和	基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた道路斜 線の適用距離について、従前どおり35m上限とする、あるいは 現在1.5と定められている数値を引き上げる、といった措置 をとることで容積率の充足が可能となるよう要望する。
5021	5021099	社団法人日本経済団体 連合会	PFI事業における民間収益施設の 流動化	選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた 第三者にも土地の貸付けを認めるべく、PFI法11条の2を改正 すべきである。
5021	5021100	社団法人日本経済団体 連合会	オフィスの住宅転用を目的と した規制緩和	共同住宅についても、オフィスビル同様、5階以下の部分で は、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える 場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきであ る。 居室面積の7分の1以上を開口部とする採光規定を漸次緩 和すべきである。
5021	5021101	社団法人日本経済団体 連合会	宅建業法上の仲介手数料の規制緩 和	仲介手数料の上限規制を緩和すべきである。
5021	5021102	社団法人日本経済団体 連合会	複合映画館の建設に係る用途地域 規制の緩和	大型商業施設の建設が認められている第二種住居地域、準 住居地域、近隣商業地域、工業地域においてシネマコンプ レックスの建設が特定行政庁の許可なく認められるよう、建 築基準法別表第2を改正すべきである。また、用途のみをもっ て峻別する建築基準法の用途地域規制そのものを、抜本的に 見直すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021103	社団法人日本経済団体 連合会	都市計画法に定める開発行為の適用除外への特定規模電気事業の追加	都市計画法施行令21条1項14号の括弧内の「特定規模電気事業を除く」という文言を削除し、特定規模電気事業を都市計画法の開発行為の適用除外の対象とすべきである。
5021	5021104	社団法人日本経済団体 連合会	公有水面埋立地における権利移転の柔軟化	所有権移転、地上権、質権、賃借権等の設定に関する制限期間の撤廃ないし緩和を要望する。確かに、特区法の改正等によって制限期間は短縮されつつあるが、少なくとも、証券化された部分については適用除外とするなど、更なる措置を講じるべきである。
5021	5021105	社団法人日本経済団体 連合会	要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱い	要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書の添付があるときは、要役地地役権の登記は転写しないよう不動産登記法に特別措置を設けるべきである。
5021	5021106	社団法人日本経済団体 連合会	耐火貫通口の工法における認定手順の簡素化	過去に認定を受けた耐火貫通口・通信ケーブル等と同じ素材の場合、性能評価試験を設計図面による書類審査に簡素化等、耐火貫通口の工法における認定手順を簡素化すべきである。
5021	5021107	社団法人日本経済団体 連合会	再開発促進区における建築基準法上の規制緩和	建築基準法48条を改正し、地区計画等により用途制限の緩和が都市計画決定された場合は、建築審査会、公聴会を不要として、地区計画等の地区における建築行為の事前届け出制度（都市計画法58条の2）、建築確認で対応すべきである。
5021	5021108	社団法人日本経済団体 連合会	自動車整備工場の立地に関する規制緩和	(1)新築の場合の整備工場設置可能面積を拡大すべきである。 住宅専用地域について、50㎡以下を条件に設置を認める（現行は設置不可） 第1・2種住居地域について、150㎡以下であることを条件に設置を認める（現行50㎡以下） 準住居地域について、300㎡以下であることを条件に設置を認める（現行150㎡以下） 近隣商業・商業地域について、500㎡以下であることを条件に設置を認める（現行300㎡以下） (2)第1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建て替えを認めるべきである。
5021	5021109	社団法人日本経済団体 連合会	公有地の信託事業の場合の公共用施設の建設等の制限の緩和	公有地信託事業でも公用・公共用施設を主とする施設が建設可能になるよう、規制緩和すべきである。
5021	5021111	社団法人日本経済団体 連合会	病院施設における避難経路の基準緩和	避難用のエレベータが確保されているといった実質的な防災上の条件を満たす場合、建築基準法ならびに同施行令で定められているオフィスビルの避難経路設置基準をもつて適法とすべきである。（建築基準法施行令121条1項5号口は、オフィスビルの5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が200㎡を超える場合についてののみ2方向避難路の設置を義務付けている）
5021	5021112	社団法人日本経済団体 連合会	市街地再開発事業における建築基準法第86条の地権者全員同意要件の撤廃	都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。
5021	5021113	社団法人日本経済団体 連合会	都市計画法37条制限解除の積極的適用	土地造成後速やかに建築工事に着手することが明らかな場合は、建物の用途によらず、工事の安全性が確認された段階で、都市計画法37条制限解除を認めるべきである。また、国は、37条制限解除が受けられる事例として、その旨、法令上明記すべきである。
5021	5021114	社団法人日本経済団体 連合会	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し	公拡法に基づき届出を要する土地のうち、法第4条第1項第5号に定める生産緑地、ならびに同第6号に定める一定面積以上の土地（市街化区域では5,000㎡以上）については、届出不要とすべきである。
5021	5021206	社団法人日本経済団体 連合会	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和	市街化調整区域において、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に物流事業として開発許可を不要とするよう認めるべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021242	社団法人日本経済団体 連合会	河川法に基づく水利使用許可申請 の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象河川別に提出書類の一部省略を認める</li> <li>・既得水利権の使用水量内であれば、提出書類の一部省略を認める</li> <li>・使用水量が軽微（例えば、0.5? /s以下）の場合には、提出書類の一部省略認める</li> </ul> 等、申請手続きの簡素化を行うべきである。
5021	5021252	社団法人日本経済団体 連合会	都市公園における22(33)kV配電用 変圧器の設置	変電所のうち22(33)kV配電用変圧器については、規制対象から除外し、公園管理者の許可を受けた場合には地上への設置を可能とすべきである。
5021	5021255	社団法人日本経済団体 連合会	ナトリウム・硫黄(NAS)電池に係 る用途地域規制の緩和	高い安全性が認められているNAS電池については、建築基準法の用途地域の規制を廃止すべきである。
5021	5021275	社団法人日本経済団体 連合会	農業用温室の建設に係る適用基準 の緩和	少なくとも農地に建てられる農業用温室については、大規模のものであっても、建築基準法（第2条第1項、第37条）が適用されないことを明確にすべきである。建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用温室向けの基準を定めるべきである。
5032	5032001	社団法人不動産証券化 協会	不動産特定共同事業契約成立前 の書面交付時の説明手段の簡素化	不動産特定共同事業契約の成立前の書面交付時の説明については、説明書面を開示し、必要に応じて質問を受け付けることでもって「説明」とみなすなど、説明手段の簡素化・明確化を図るべきである。なお本件については政府において、ビデオ・DVD等の電子機器の活用を可能とする方向で検討中とのことであるが、これらが説明手段の簡素化に資するよう措置すべきである。
5036	5036001	株式会社武井建設	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設 の建築確認廃止	中山間地に建設される農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設は、その使用目的から人が常住することは無く、また、火災等の発生原因も少なく、周囲への影響もない。よって、畜舎、堆肥舎、飼料製造施設については、建築基準法の建築確認を要しないこととする。
5036	5036004	株式会社武井建設	畜舎、堆肥舎、自給飼料製造の都 市計画法規則の証明廃止	農業用施設の畜舎、堆肥舎、飼料製造施設を旧所有者から引続き経営する時、施設を新築する為に義務付けられている証明申請は、明らかに当該施設が存在していた事が明白である。よって、畜舎、堆肥舎、飼料製造施設について現存していた場所での証明申請を要しないこととする。
5069	5069007	社団法人全日本トラッ ク協会	市街化調整区域における物流施設 開発許可の緩和	市街化調整区域における物流施設の開発について、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に開発許可を不要とされたい。
5072	5072057	欧州委員会（EU）	建築材料のホルムアルデヒド発散 基準に係るEU製品認定における取 組みの迅速化	<p>EUは、EU製品について当該措置の実施を2004年1月1日まで暫定的に猶予するよう要請をしているが、さらに以下を提案する。</p> <p>大臣認定のプロセスがすでに開始してはいるが未認定の製品について、その作業を加速化するために最大限の努力を続けること。</p> <p>原則として、新規製品にかかわる大臣認定の作業は最長6週間以内で完了させることを担保すること。認定は製品のみを単位とし、企業別の取り扱いをしないこと。</p> <p>大臣認定制度における日本の性能評価機関からEUの試験機関への試験機能の下請けを促進かつ円滑化するために、あらゆる努力をすること。</p> <p>中期的には、大臣認定制度における技術評価要件を満たすために、何を基本に関連するCEマーク(EN717-1および717-2に基づく)を使用するかについて、欧州委員会と共に検討すること。</p>
5074	5074017	カナダ	建築基準関連法規に係る透明性の 確保	<p>? カナダは日本に、建築基準法規の変更についてより完全な検討を行うために、パブリックコメント期間を延ばし、利害関係者の公開された場での討論への参加を検討するよう強く要請致します。</p> <p>? カナダは日本に、必要な政府の許認可の取得に要求される試験や基準を明らかにする機関を設立するよう強く要請致します。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5074	5074019	カナダ	VOC規制対象に係る基準の明確化、及び試験期間に対する中立性要件の緩和	どの建材がVOC規制を受けるのかについて、明瞭で包括的な情報をできるだけ早く提供する。 ? 海外の試験機関に対する中立性要件を緩和する。
5074	5074020	カナダ	建築物の防火に係る規制の見直し、及び基準の明確化	木造建築物の大きさ、壁の開口部、敷地境界線セットバックに関する恣意的な仕様基準を建築基準法から除去する。 スプリンクラーシステムやその他の適切なシステムを含め、新しい防火および延焼防止の手法を検討する。 1時間加熱後3時間放置の耐火試験の根拠を正規の基準の中で明確にする。
5077	5077014	任意団体	市街化調整区域における物流施設開発許可の緩和。	・市街化調整区域において、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業及び倉庫業についても、特別積合せ運送事業と同様に物流事業として開発許可を不要とするよう要望する。
5085	5085025	オリックス株式会社	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	商業施設やオフィスビルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴミ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。
5086	5086025	社団法人リース事業協会	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	商業施設やオフィスビルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴミ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。
5111	5111021	社団法人日本自動車工業会	自動車整備工場の立地に関する規制の緩和	新築の場合の整備工場設置可能面積の拡大 番号 用途地域 現行可能面積 要望可能面積 1 住居専用地域 設置不可 50㎡以下 2 第1・2種住居地域 50㎡以下 150㎡以下 3 準住居地域 150㎡以下 300㎡以下 4 近隣商業・商業地域 300㎡以下 500㎡以下  1・2種住居地域、準住居地域における現有面積での建替え
5118	5118001	飛鳥建設株式会社	再生利用認定制度への溶融スラグを用いた特殊地下ごう充填の追加	「再生利用認定制度」において、特定の廃棄物として溶融スラグを固化材および水などと練り混ぜたスラリーにて特殊地下を充填することにより、スラリーは空洞内で固化して地盤を強化し、陥没などの防災対策を講ずることができる。この場合、「廃掃法」では事業者は一般廃棄物処理業の許可を受け、スラリー製造プラントは一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であるが、特例として「再生利用認定制度」を適用してこれらの許可を不要とすることを要望する。
5119	5119019	長野県	地方住宅供給公社の組織形態に係る全国的な規制緩和	地方住宅供給公社法第36条に規定する解散要件に、自主解散を加えるよう法改正を要望する。
5122	5122001	兵庫県尼崎市	国土交通省所管国庫補助事業にかかる補助事務費の用途の規制緩和	国庫補助事業における補助事務費について、人件費率等が設定され、用途基準が細かく規制されている。 人件費率等の設定を撤廃する。 若しくは、少なくとも省内他局と比して人件費率が著しく低く設定されている住宅局所管事業の用途基準（「人件費率は原則として30%以内」）について、省内他局所管事業と同レベルまで引き上げ、事業主体の経費実態に合わせた精算を可能とするよう規制緩和する。 【参考】 例えば、都市・地域整備局所管事業においては「人件費率64%以内(特に必要がある場合は72%まで引上げ可)」とされている。  また、住宅局所管事業においては工事施工にかかる現場監理委託料は事務費扱いされているが、内容的には事業費的性質を有すると考えることから、例えば都市・地域整備局所管事業と同様に事業費扱いとする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5138	5138001	神奈川県相模原市	長期保有土地における住宅地以外の民間処分	土地開発公社が長期保有している土地（主として代替地）の「住宅の用に供する宅地の譲渡に関する事業」以外への処分について可能となるように規制の特例をお願いしたい。
5141	5141001	個人	市街化調整区域内の建築物の再建築に係る規制緩和	市街化調整区域内で、分家住宅、沿道サービス業等の許可で建築された建築物を買い受けた第三者が一定期間経過後に当該建築物を改築する場合には、建築許可を撤廃又は緩和されたい。
5002	5002001	兵庫県三原郡南淡町	一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄行為に関する罰金処理手続の特例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項の規定に基づく不法投棄行為に関する罰金処理手続について、行政手続法第13条第2項第4号に基づく不利益処分として、同法第3条第2項に基づく措置の特例として、裁判を経ずに地方自治体が不法投棄行為者に対して罰金を科せるようにすることで地方自治体の権限を強くし、国に納入された罰金を不法投棄された一般廃棄物回収事業基金の特定財源とする。これに加えて、不法投棄された製品の生産者が拡大生産者責任により、不法投棄行為者から徴収した罰金と同額を基金に拠出していただいて、不法投棄物回収事業に充てる。
5004	5004001	個人	「ごみ出し代行サービス」を廃掃法の許可なく行うことの容認	独居老人や単身者などが排出する一般廃棄物を、NPO等が戸別収集し、ごみ収集ステーションだけでなく一般廃棄物処理施設まで運搬する場合についても、収集・運搬業の許可を不要とする。
5014	5014001	全国びん商連合会 （会長今井一夫）	拡大生産者責任（EPR）の考え方並びにデポジット制の導入	容器包装リサイクル法（容リ法）は平成7年に成立。経過10年で見直しされることになっている。平成17年には改正作業が実施されるが、その際に左記拡大生産者責任の考え方及びデポジット制の導入を検討していただきたい。
5015	5015019	日本チェーンストア協会	廃棄物処理法関連 / 廃棄物処理業者に係る規制の緩和	・廃棄物処理業者に関する緩和 再生資源のみの収集・運搬について都道府県または市町村の許可する処理業者が行なう場合には、都道府県、市町村の枠を越えても可能としていただきたい。 納品後の配送トラックでの再生資源の回収を可能としていただきたい。
5015	5015020	日本チェーンストア協会	廃棄物処理法関連 / 廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止	・廃棄物処理業者の地域許可制度の廃止（緩和） 一般廃棄物は各市町村単位で許可制 産業廃棄物は都道府県単位で許可制
5015	5015021	日本チェーンストア協会	廃棄物処理法関連 / ごみ処理方式の統一化	・地方自治体によるごみ処理方式の統一化について
5021	5021115	社団法人日本経済団体連合会	無価物等のリサイクルを促進するための規制改革	無価あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 まずは少なくとも、有価で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有価物」と同様に扱うべきである。
5021	5021116	社団法人日本経済団体連合会	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。 とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。 また、高規格堤防の築造財に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。加えて、本特例制度の審査期間の短縮を図るべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021117	社団法人日本経済団体 連合会	建設工事で用いられる泥土の脱水 施設に対する廃棄物処理法の適用 除外	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> <p>少なくとも、建設工事における泥土の脱水処理施設の設置に係る許可申請については、申請書類の簡素化すべきである。具体的には、例えば、公共・民間公益企業等の発注者の証明書添付を義務付けたうえで、当該建設工事を行う事業者に係る「株主の登記簿謄本」「役員の住民票の写し」「役員の身分証明書」等の書類の提出については、免除すべきである。</p>
5021	5021118	社団法人日本経済団体 連合会	分社化等に対応した廃棄物処理法 の見直し	<p>近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。</p> <p>(1)少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内（同一敷地内）のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。</p> <p>(2)加えて、排出事業者の連結子会社等が、当該親会社の廃棄物の収集運搬及び処理のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、収集運搬業・処分業の許可を不要とすべきである。</p> <p>(3)また、廃棄物処理法上の許認可を持っていた親会社が、分社化により、廃棄物処理部門を子会社にそのまま引き継ぐ場合には、簡易な手続きによって、廃棄物処理法上の許認可を子会社に継承できるようにすべきである。</p> <p>(4)さらには、グループ会社間で廃棄物処理に係る事業を行う場合や、同一敷地内で廃棄物処理に係る事業をアウトソーシングする場合についても、「自己処理」と位置付け、収集運搬業及び処分業の許可は不要とすべきである。</p>
5021	5021119	社団法人日本経済団体 連合会	再生利用認定制度の対象範囲の拡 大と事務処理の迅速化	<p>(1)平成15年3月28日の規制改革推進3か年計画（再改定）において、2003年度中に、「再生利用認定制度の対象範囲の拡充」を図る旨明記されたところであり、生産施設を活用した燃料化（サーマルリサイクル）、ばいじんまたは焼却灰、パズル条約規制物質についても、再生利用認定制度の対象に含めるべきである。</p> <p>また、「ガス化によるアンモニア原料化学法での再生利用」についても、認定対象とすべきである。</p> <p>(2)当該制度の認定について、合理的な指定基準を定めるとともに、例えば3カ月以内といった標準処理期間を定める等により、事務処理の迅速化を図るべきである。</p>
5021	5021120	社団法人日本経済団体 連合会	多量排出事業者による産業廃棄物 処理計画の策定・報告義務の負担 軽減	<p>多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量（特別管理産業廃棄物発生量）」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。</p> <p>また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。</p> <p>加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021121	社団法人日本経済団体 連合会	廃棄物処理施設の設置・変更の許 可申請手続きに伴う提出書類の簡素 化等	(1) 廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う書 類を簡素化すべきである。 とりわけ、廃棄物処理を業として行わない施設に係る申請 手続の場合には、役員の住民票や登記事項証明書等の個人情 報や、貸借対照表や損益計算書、法人税納付済証明書等の経 理関係書類など、提出書類の削減を図るべきである。 また、一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとする場 合、産業廃棄物処理施設と同様、「役員の住民票等の写し」の 添付については、全ての添付資料を提出後、5年間は変更の あった者のみの写しを添付すればよいこととすべきである。 (2) 当該許可申請に伴う審査期間を短縮すべきである。加え て、申請書受理日の設定条件等を明確化すべきである。
5021	5021122	社団法人日本経済団体 連合会	都道府県等による事前協議制の見 直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止する よう、環境省は地方公共団体に対して通知する等指導すべ きである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であっ て、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクル など資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済む ようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因 となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対 して指導の徹底を図るべきである。
5021	5021123	社団法人日本経済団体 連合会	廃棄物処理施設の設置に伴う都市 計画審議会の開催頻度の増大等	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期 化するとともに、開催頻度を増大するよう、国土交通省は都 道府県に対して指導を徹底すべきである。
5021	5021124	社団法人日本経済団体 連合会	環境対策設備等の新增設に係る環 境アセスメントの運用の弾力化	特に、社会的要請の強い環境対策設備等の新增設にあたっ ては、環境アセスメントの手続きを合理的かつ弾力的に運用 することによって、環境アセスメント手続の期間を短縮する よう、地方自治体に対して、指導を徹底すべきである。 例えば、観測情報網の整備状況（観測点、データ数、蓄積 年数）に応じて、代替データを活用するなど、現地観測調査 を弾力的に実施すべきである。
5021	5021125	社団法人日本経済団体 連合会	海面埋立による最終処分場の建設 に係る規制緩和	埋立の用途のうち「生活環境の向上を図るもの」として廃棄 物の処分場を認め、この場合について「工事の竣工後3年以内 に埋立の処分を完了する見込み確実なるもの」との制約をは ずす等により、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面 埋立申請を可能とすべきである。 取得後10年以内の埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限 を、土地利用用途の審査を付加するなど、一定の条件下で緩 和すべきである。
5021	5021126	社団法人日本経済団体 連合会	貨物駅・港における産業廃棄物の 収集・運搬に係る規制の見直し	(1) 「鉄道コンテナによる一貫輸送を行う場合で鉄道部分の 運搬のみを実施する鉄道運送事業者」については、産業廃棄物 収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 を不要とすべきである。 (2) 少なくとも、貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナ に密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作 業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しな いとする統一した解釈を示し、各都道府県に対し通知すべ きである。
5021	5021127	社団法人日本経済団体 連合会	焼却施設からのダイオキシン排出 量測定方法の見直し	ダイオキシン排出量の測定に関して、石炭助燃など特殊な 条件の炉については、排ガス中の一酸化炭素濃度管理のみな らず、TOX（ダイオキシンの前駆体）計での連続測定管理 の採用についても、選択肢の一つとして認めるべきである。
5021	5021128	社団法人日本経済団体 連合会	建設リサイクル法の対象となる工 事基準の見直し	建設リサイクル法の対象となる「建築物以外の建設工事」に 係る基準について、請負金額で一律に判断すべきではなく、 工事の種類によっては特定建設資材廃棄物の想定発生量を基 準とするなど、建設工事の種類ごとの実態に応じて判断する ようにすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021129	社団法人日本経済団体 連合会	大気汚染防止法・水質汚濁防止法 の申請期間の短縮	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水質汚濁防止 法に基づく特定施設等について、その設置や構造の変更等に 係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいことと し、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場 合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにす ることとすべきである。
5021	5021130	社団法人日本経済団体 連合会	水質汚濁防止法ならびに下水道法 に基づく届出書類の様式の見直し	水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく特定施設の設置 に係る届出書類の様式について、届出者の事務負担を軽減す る方向で、統合化・併用化を図るなど見直すべきである。
5021	5021247	社団法人日本経済団体 連合会	自然公園特別地域内の地熱資源利 用に向けた開発の許可	自然公園特別地域内への小規模地熱発電設備の設置（坑井 及び発電ユニット）を許可すべきである。 自然公園外もしくは自然公園普通地域からの傾斜坑井によ る特別地域内の地熱資源開発を許可すべきである。
5021	5021251	社団法人日本経済団体 連合会	既設火力発電所のリプレース時の 環境影響評価の省略	現況と比較して環境負荷が増加しない場合（リプレース等 の場合）については、環境影響評価の対象事業から除くな ど、環境影響評価の省略を可能とすべきである。
5035	5035013	社団法人日本船主協会	解撤等のために輸出される船舶の パーゼル法に基づく輸出承認手続 きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」（以 下、パーゼル法）を所管する各省庁は、平成11年5月の通達に より、解撤等を目的とした日本籍船の輸出について当該船舶 がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続 きが必要としている。このパーゼル法に基づいた輸出申請等 手続きの廃止を要望する。
5036	5036002	株式会社武井建設	自給飼料製造の産業廃棄物処理施 設設置及び処理業許可廃止	畜産で農業参入を図り健全な畜産経営を維持し国家の自給率 アップと生ゴミの焼却削減を促進する為には、食品循環資源 を飼料化し、自給自足する必要がある。よって食品循環資源 を自家の家畜飼料に製造する場合は、産業廃棄物の中間処理 施設設置許可及び同処理業の許可を要しないこととする。
5079	5079004	社団法人日本化学工業 協会 規制緩和等検討 部会	多量排出事業者の判断規準の合理 化	多量排出事業者の判定規準において、前年度の産業廃棄物発 生量、特別管理産業廃棄物発生量等は「外部への処理委託す る量」とする。
5111	5111017	社団法人日本自動車工 業会	石炭との混焼式廃棄物焼却炉（流 動床炉等）のCO濃度規制の緩和	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する 省令（平成13年環境省令第33号）において、一酸化炭素 濃度が100ppm以下を適用することが適当でないものとして定 められた上記～に加え、新たに「廃棄物と石炭を混焼す るサマルサイトを目的とした廃棄物焼却炉」を追加指定してほし い。
5111	5111018	社団法人日本自動車工 業会	産業廃棄物の多量排出事業者によ る報告等の有効活用	目的、内容が同様な報告書については以下の通りとする。 省庁間で調整しできるかぎり一本化。 報告書に記載する事項はできる限り簡素化。 報告書の内容は、他事業所の参考になることから積極的な 公開を進める。
5111	5111019	社団法人日本自動車工 業会	年間運転時間によるばい煙測定義 務の緩和	年間の運転時間によるばい煙測定義務の緩和 例：排ガス量が4万立方メートル未満で、年間運転時間が500 時間未満（1ヶ月未満）の施設については測定不要
5145	5145006	東京都	ディーゼル車の使用過程車対策の 抜本的な見直し	ディーゼル車の使用過程車が大量の排出ガスを排出してい るとの認識に鑑み、自動車NOx・PM法の緩和措置を廃止 し、速やかに規制を適用するとともに、抜本的な使用過程車 対策を早期かつ強力に実施すること。 自動車NOx・PM法では車検制度によって、違反車両は 対策地域に登録することができなくなるが、当該地域の環境 改善のため、地域外からの流入車を規制の対象とすること。 車検の時の使用過程車規制について、実効性ある対策を実 施するため、大気汚染防止法に基づく基準値を設定するこ と。
5145	5145007	東京都	不正軽油対策	不正軽油の製造等を取り締まる実効性のある対策を講じる とともに、軽油引取税の脱税や不正軽油の製造、販売及び消 費に対する罰則を強化すること。 硫酸ピッチの不法投棄に対する罰則を強化すること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5145	5145008	東京都	自動車排出ガスに係る保健対策の充実	大気汚染の原因であるディーゼル排出微粒子など微小粒子（PM2.5）についての環境基準を設定すること。
5147	5147001	岐阜県多治見市	一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合の委託先の市町村への「通知」の不要化	・一般廃棄物の再生・資源化を当該市町村以外の者に委託する場合は、委託先の市町村への「通知」は不要とする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>( 9 ) 官製市場改革分野 ( 8 事項 )</b>				
5071	5071080	米国	特殊法人改革の推進（透明性の確保、意見表明機会の確保）	特殊法人の民営化および再編を透明な形で行うこと。 特殊法人改革によって影響を受ける、あるいは影響を受ける可能性のある国内外の民間機関に対し、パブリック・コメント手続きの適用などを通して、意見を提出する意義ある機会を確保すること。
5072	5072039	欧州委員会（EU）	信書便事業に係る規制の見直し	信書便サービスの役務に関する義務と要件は、新規参加者による有効競争を可能にする方向に設定すべきである。
5123	5123001	社会福祉法人鞍手会	特区人材雇用確保助成金制度の設立で経済的・社会的効果を上げる	特区人材雇用確保助成金制度の確立で行政が行っている事業を、民間で行い財政負担を25%削減させる。 財政負担を軽減する為に、この制度を利用して公務員を減らす。
5124	5124001	石田幸男	指定統計調査の実施方法の要件緩和（民間経済主体への法定受託事務主体（地方公共団体）の指定統計調査の業務委託及び委託業者からの調査員派遣の特例承認）	指定統計調査について、自治体の管理のもと業務委託により民間経済主体に調査業務の一部または全部を行わせることで、国勢調査のような大規模調査で調査員確保が困難な状況が緩和され安定的に事業が実施できる。加えて登録調査員方式に比べて自治体の事務コストの軽減及び国の経費削減に貢献する。
5145	5145017	東京都	行政財産に対する制限の緩和	行政財産に対する制限を緩和し、民間事業者への貸付け、容積率の移転ができるよう法律の規定を整備すること。
5150	5150034	株式会社東京リーガルマインド	P F I法の改正によるP F I事業対象の拡大	民間事業者が施設等の維持管理・運営等のみ（施設的设计・建築を含まないもの）を行う事業についてもP F I法のP F I事業として認定されるようP F I法の改正を行う。
5150	5150035	株式会社東京リーガルマインド	地方公務員を民間企業に一定期間派遣できるようにする	現在著しく制限されている地方公務員の民間企業への派遣を緩和することを要望します。具体的には、公益性が強く、派遣先企業の業務内容が以前の業務とほとんど変わらない場合等においては、地方公務員の民間企業派遣を認めるようにすることです。その例として、特区でも申請した公立保育所の保育士の私立保育所への派遣等の規制緩和を要望します。
5150	5150058	株式会社東京リーガルマインド	教職員初任者研修実施の民間企業参入	教育公務員特例法二十条の二を改正し、現行法では各自治体の教育委員会が実施している初任者研修を民間事業者にも実施できるようにします。また現行法では1年間で行うと定められている初任者研修も1年間から3年間と幅を持たせ、各学校が弾力的に研修を行えるようにします。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(10) 国際物流・人材交流分野（25事項）</b>				
5021	5021006	社団法人日本経済団体 連合会	外国人研修・技能実習制度の見直し	深夜の研修を行う必要性が認められ、管理体制が整備されている企業については、研修時間帯制限を緩和すべきである。 企業が独自に研修生受入を行う場合においても、適正な研修実施体制が確保されている企業については、商工会議所や協同組合等と同様に、実務研修実施機関の常勤職員数に応じて、受入れ枠を緩和するべきである。
5021	5021208	社団法人日本経済団体 連合会	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたことは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革（BPR）については甚だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、（1）民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、（2）申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、（3）省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。
5021	5021209	社団法人日本経済団体 連合会	税関の執務時間及び臨時開庁手数料の見直し	従来の執務時間（8:30～17:00）以外の通関を、通常の申請と同様に取り扱うべきである。具体的には、事前申請等特別な事務処理は一切なくすべきである。臨時開庁費用も無料、ないしはできる限り低廉化すべきである。コンテナターミナルの運営時間を延長するような施策についても検討すべきである。
5021	5021220	社団法人日本経済団体 連合会	通関手続の見直し	（1）信頼性が高い企業の輸出入貨物については、コンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図るなど、物流効率化の促進を図られたい。具体的には、包括事前審査制度等の適用を受ける信頼性の高い企業の貨物については、輸出申告における税関検査を、保税指定の有無に拘わらず港頭地区の倉庫などでも事前実施できるようにすべきである。梱包資材等の再輸入貨物については届出制などの簡便な方法を認めるべきである。 （2）簡易申告制度において、他法令などにより規制されない一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」すべきである。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和すべきである。
5021	5021260	社団法人日本経済団体 連合会	企業内転勤に関する在留資格要件の緩和	「一年以上継続して」という要件を「一か月以上継続して」という要件に緩和すべきである。
5021	5021261	社団法人日本経済団体 連合会	在留資格認定証明書の申請手続に係る優良事業者への処分の迅速・簡素化	在留資格認定証明書の申請手続に関して、優良事業者（例えば、過去数年間にわたって、今までの申請において不許可となった事例がなく、かつ許可された外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等）を認定する制度を設け、こうした事業者（受入機関）が代理人として在留資格認定証明書の交付を申請をする場合には、特別に迅速かつ簡易な手続により当該申請に対する処分を行なうべきである。
5021	5021262	社団法人日本経済団体 連合会	査証申請手続の優良事業者に対する書類の簡素化	「招聘理由書」や「身元保証書」に求められる代表取締役の押印を、優良事業者（例えば今までに査証の発給が拒否された事例がなく、かつ当該査証を取得した外国人に関して事故が発生した事例もないような企業等）が受入機関となる場合には、例えば招聘する企業の部門長の押印で代替できるようにすべきである。
5035	5035001	社団法人日本船主協会	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）ならびに諸料金（入港料等）の適正化	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに諸料金（入港料等）の徴収の考え方を明確にした上で、諸外国のそれらと比べて適正化を図ること。
5035	5035003	社団法人日本船主協会	港湾・輸入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削除・簡素化するよう要望する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071094	米国	空港着陸料の改革の推進	日本の消費者と産業界に益をもたらすよう、成田空港と関西国際空港の着陸料を速やかに引き下げる。 日本の国際空港の着陸料計算に使用されている計算方法に関してパブリック・コメントの機会を設ける。 着陸料計算は透明性のあるものとし、内部相互補助を禁じる国際航空運送協会（IATA）の指針に従い、空港滑走路と施設利用に関連したコストのみにより構成されるものとする。
5072	5072001	欧州委員会（EU）	対日外国直接投資の促進策の強化	EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政治的対応を一層強化することを要請する。 投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3カ年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。 対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること。24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。
5072	5072013	欧州委員会（EU）	移住、在留資格に係る規制、及び手続の緩和	移住と在留資格に関係する規則と手続きを緩和することが検討されるべきである。
5072	5072043	欧州委員会（EU）	空港着陸料引下げ等に資する施策の実施	日本の国際空港における着陸料、日本の空域における航行援助施設利用料および日本の国際空港における共有スペースの使用料を、市場の現状により合致したレベルまで下げるよう、日本の当局は、担当組織に対して働きかけるべきである。成田空港を民営化する決定が、空港のみならず、航空会社、乗客、輸出入業者にとっても利益をもたらすことを、日本政府は確実なものにすべきである。
5072	5072044	欧州委員会（EU）	港湾サービス等に係る事前協議制度等の見直し	透明、公平かつ迅速な事前協議および別方式による事前協議手続きを確保すること。 日本における港運サービスの供給の自由競争に対する不当な影響を一掃するために、船会社の事業計画変更申請の取り扱いにおける日本港運協会の役割に関し、さらなる見直しを行うこと。
5073	5073017	オーストラリア	港湾・港湾運送等に係る各種規制の見直しの推進	オーストラリア政府は、日本が港湾や港湾運送、マルチモーダル運輸サービスなどの規制緩和に向けて行っている努力を認識している。オーストラリア政府は、日本に次のことを求める。 より弾力性のある労働協定を導入し、一層経済的な港湾の24時間操業を行うこと。 全ての港での許可制による需給調整の廃止。 船主と港湾側の契約再交渉に関する規則を変更すること。 外国のマルチモーダル運輸業者のために日本市場を改善すること。 港湾や港湾運送、マルチモーダル運輸サービスなどに適用される全般的な規制緩和や競争政策、施行慣行などに関する日本の進捗状況を常に関係者に伝え、外国政府や組織を含めて、規制変更に関心を持つあらゆる関係者に、変更の提案についての意見が述べられる十分な機会を提供すること。
5074	5074012	カナダ	移民・居住資格に係る規制の緩和、及び手続の簡素化	移民・居住資格の規制と手続の緩和を検討する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5074	5074014	カナダ	航空運輸政策に係る規制の緩和、及び透明性の確立	<p>航空産業の柔軟性を高め、旅行者の選択肢を広げるために、2国間協定により容量、頻度、目的地に関する自由化を透明性の高い方法でさらに大きく推進する。</p> <p>成田空港の発着枠を増やし、日本国内の輸送力増強を図る。カナダの航空会社は、深刻な危機に見舞われなければ、2002年に与えられた成田空港の発着枠内で、2004年夏に再び運航する予定になっています。発着枠を取り除く交渉がカナダ政府と日本政府の間で行われましたが、合意に至ってはいません。</p> <p>2国間協定を締結し、単一不認可制から二重不認可制に移行する。それにより、航空業界が新しいアクセス技術を駆使して効果的に消費者需要に応えられる体制を整えることにより、市場の需要拡大を図れるようにする。</p> <p>さらに効果的で透明な航空管制を実施する。</p> <p>旅客運航などの市場要因に基づいた空港建設プロジェクトを決定することとし、空港容量を拡充するため、さらには東京発着の旅客増に対応するため、成田空港の全面滑走B滑走路や羽田空港の第4滑走路の必要性を検討する。</p> <p>日本向け貨物輸送機の規制を撤廃する、ないしは貨客機の制限を透明な方法で段階的に取り除くことにより、日加間ビジネス活動を促進する。</p>
5074	5074015	カナダ	港湾に係る規制の緩和	<p>地方自治体が港湾を民営化し、日本全国の港湾間の競争を促すことにより、固定サービス料金や他のインフラ賃料を市場の競争力に基づいた方法で変動させることが可能な体系を整える。</p> <p>規制の枠組みの完全な見直しを行い、規則作成に一方的な（サービス・プロバイダー寄りの）独占権を行使する日本港運協会に取って代わる、競争に前向きな港湾管理機関を設立する。それにより、港湾料金をサービス提供コストに見合ったものとし、需要と供給に基づく資源の配分を促し、最低限度の雇用条件を撤廃することにより新規参入者に対し市場を開放する。</p> <p>外国の海運会社も参加させる形で、2005年以降の「スーパーハブ・コンテナ港」の選定を行う。</p>
5084	5084001	ソニー株式会社	通関における原則24時間365日体制の整備と周知徹底	<p>港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。上記時間外に輸出入通関を行う場合には、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。6月度の最終回答では、「平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する」とあるが、「臨時開庁手続き」の存在自体が、これまで生産体制や物流体制の整備、投資のベースとなり、需要を十分に喚起してこなかった可能性を踏まえる必要がある。そのため「臨時開庁」ではなく、原則24時間365日体制の確立と事業者への周知徹底による需要喚起を要望する。</p>
5111	5111024	社団法人日本自動車工業会	積卸コンテナ一覧表の提出に係る臨時開庁手数料の免除	<p>通関手続の365日24時間対応、昼夜・曜日に関係無く入出港をするコンテナ船への対応が必要な時代でもあり、NACCで処理され、実質的に税関職員の執務を伴わない積卸コンテナ一覧表の提出業務に係る臨時開庁申請は、不要又は手数料の免除をして欲しい。これは、船側のコスト低減ではあるが、これが荷主コスト低減に繋がり、グローバルなコスト競争力UPが図れるもの。</p>
5111	5111025	社団法人日本自動車工業会	CY24時間稼働 CY周辺の道路整備	<p>CY24時間稼働 CY周辺の道路整備</p>
5119	5119009	長野県	出入国管理規制の緩和	<p>技能実習制度において、外国人技能実習生の滞在期間（研修期間を含む）を現行の最長3年から5年以内に延長すること。</p>
5119	5119020	長野県	台湾人、中国人修学旅行生に対する査証免除	<p>修学旅行を目的として訪問する台湾人修学旅行生、中国人修学旅行生及び教師その他引率者の査証を免除する</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5145	5145014	東京都	来日外国人・組織犯罪の防止	入国・在留資格審査の厳格化や資格外活動者に対するペナルティの強化等、入管法の運用・改正を含めた見直しを行うこと。
5145	5145016	東京都	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	外国人旅行者の拡大を図るため、一定の要件の下での観光目的で来訪する旅行者に対する査証の免除、査証申請の際の提出書類の簡素化や発給日数の短縮化など査証発給手続き等を改正すること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(11) 行政手続、行政基準等分野（158事項）</b>				
5021	5021168	社団法人日本経済団体 連合会	ペティション（申立）制度の導入	国民・企業等が、既存の制度・政策等について直接行政に要望でき、これに対し、行政が一定の期間内に回答を公表することを義務づける「ペティション（申立）制度」を導入すべきである。
5021	5021282	社団法人日本経済団体 連合会	情報公開窓口における手続きの透明化	行政文書の開示請求にあたって、開示請求に係る行政文書を特定する際の審査基準を明文化し、公表すべきである。また、行政文書ファイル管理簿には、全ての文書を記載すべきである。 開示請求書の補正の要求にあたっては、上記の審査基準に照らし合わせ不備と認められる事項及びその理由を明記の上、書面により要求すべきである。また、行政文書の特定等において双方の見解に食い違いが生じた場合等においては、書面により、正式に受理拒否等の処分を行うべきである。
5021	5021283	社団法人日本経済団体 連合会	パブリックコメントに提出された意見の全文公表	パブリックコメントを実施した際の意見は、例外なく全文を公表すべきである。
5071	5071076	米国	パブリック・コメント手続の改善 （運用の改善、明確化等）	パブリック・コメント手続の運用を改善し、同手続の有効性の向上と広範な適用を促すため、規制の設定又は改廃の際には、全省庁が同手続を通して幅広くかつ積極的に意見や情報を収集すべく下記の措置を講ずることを要請する。 緊急を要する案件以外は意見募集期間を30日間と義務づけると同時に標準意見募集期間を60日間とするよう勧奨すること。 草案に対して提出されたコメントは、適切な範囲内において、すべて最終規制に取り入れる事を義務づけること。 意見提出にあたり、枚数の制限や80字以内の要約等の過度の要件、ならびに、パブリック・コメント手続の趣旨に反するその他の要件を課すことを禁止すること。 一般市民が容易に（同手続の適用対象の当否にかかわらず、）審議会、研究会、勉強会およびその他の検討会による意見募集案件を含む、意見募集案件を1カ所で行うことができる中央システムを構築すること。 政府設立機関や認可自主規制機関によって提案された規制・規則等はすべてパブリック・コメントに付され、提出された意見が最終案に適切に反映されるよう真摯に検討することを義務づけること。 パブリック・コメント手続を、行政手続法に組み入れるために必要な法的措置を講じ、単なる指針から法律にして強化すること。
5071	5071077	米国	パブリック・コメント手続の改善 （シンポジウム共催の提言）	日本の意思決定過程における公正性や透明性およびパブリック・コメント手続の有効性の更なる向上に向け、米国は、総務省が、一般市民が規制制定過程に参加することの意義に関して議論するシンポジウムを、駐日米国大使館と共催することを提言する。このシンポジウムは、総務省が更新されたホームページ内容、パブリック・コメント手続の運用方法、提出された意見の採用有無の判断、および規制制定過程の改善に向けた今後の取り組み等に関して説明をし、シンポジウムの参加者が総務省に対して、パブリック・コメント手続に関する質問や問題提起、そして同手続の改善に向けた提案を行える場とする。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071079	米国	市民参加による法案策定機会の充実	<p>生命保険契約者保護機構 生命保険契約者保護機構（生保P P C）に資金提供を行なう現行制度は、2006年3月末に失効する。米国は、日本政府に対し、セーフティネットの仕組みを徹底的に見直すために速やかに金融審議会を召集すると約束を実行するよう求め、より効率的で持続的なセーフティネット制度を確立するための法律を、2006年3月に現在の暫定措置の期限がきれる前に制定するよう求める。生保P P Cの改革のための法律は、国内生保および外資系生保の双方の財政基盤、運営、ひいては生保業界に対する国民の信頼にも大きな影響を与える可能性がある。従って、米国は、日本政府に対し、パブリック・コメント手続きを最大限に利用・実施するよう求め、生保業界（国内生保および外資系生保）とすべての利害関係者が、保険業法の改正案、生保P P Cの改革法、または、生保P P Cに係る他の既存の法律や規制に関し、それらが国会に提出されたり実施される前の段階で情報を入手し、コメントし、政府関係者と意見交換を行なう有意義な機会が確保されるよう要請する。これらの機会には、日本政府が召集する可能性のあるワーキング・グループやそれらのグループの構成部分に貢献する等、生保P P Cを改革するための審議に積極的に貢献することを含む。</p> <p>損害保険契約者保護機構 米国政府は、損害保険契約者保護機構（損保P P C）に対する資金提供に関する法律が検討される場合には、日本政府に対し、III-A.の生保P P Cの事例と同様に取り組むよう要請する。</p>
5071	5071083	米国	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター手続）制度の改善（透明性）	<p>米国は、日本の省庁はノーアクションレター手続を通して行われた照会を歓迎するという旨を明確にするとともに、当該照会内容が管轄外であるか、または、すでに回答を得ている（以前の照会を含む）場合を除き、所管省庁はすべての照会を正式に受理し検討することを要請する。また、米国は、所管省庁が照会は自己判断事項であるとの回答を行う場合には、その旨を文書化し公的記録として公表するよう要請する。更に、米国は、新規事業および現行の事業活動に関する照会も同手続の対象となるよう、同手続および法令解釈判断の対象を拡大することを要望する。</p>
5071	5071084	米国	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター手続）制度の改善（効率的規制）	<p>米国は、規制プロセスの効率を高めるために、ノーアクションレター手続きの活用を大幅に拡大するよう日本の省庁に要請する。同手続きは、特定の規制解釈に関して、極めて集中的かつ事実に基づく形で、規制当局者と照会者が合意を得る効率的な機会を提供する。また同時に、同様な状況にある制規企業に対し、一般的な指針を提供することとなる。公式な手続きは、制規事業者に公平な競争の場を確保するとともに、規制当局が法令解釈を公開することを通じて、長期的には企業が当該法令を自主遵守することを促し、結果、規制当局は、より広範な規制作成および政策課題に資源を集中させることが可能となる。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5071	5071085	米国	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター手続）制度の改善（是正措置）	<p>米国政府は、規制政策に関する重要な指針を企業に提供するノーアクションレター手続が広く活用されていない産業について、総務省の行政評価委員会が極秘に評価するよう要請する。同委員会による評価は、ノーアクションレター制度が十分活用されていない理由に焦点を当て、有意義な目標の設定を含めた是正措置を取ることで、多くの照会が規制当局によって処理される効果的な制度を構築すべきである。そのような措置には以下の事項を含む。</p> <p>在日米国商工会議所及び国際銀行協会を含む産業組織及び業界団体が、会員の特別な関心事項に関しノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを可能とする。</p> <p>法律事務所、会計事務所、ビジネスコンサルティング会社、及びその他同種の会社を含む、専門サービス組織が、匿名の顧客に代わりノーアクションレター手続に基づいた照会を行うことを許可する（照会内容が仮説的でなく、また、特定の取引に関する許可申請に際しては、関係者情報の公開が必要であるという認識のもと）。</p> <p>ノーアクションレター制度をいかに改善し、日本の規制制度改善のために活用しうるかについて産業界の意見を聞くため、総務省と規制当局が共同して年次の合同会議を開催することを奨励する。</p>
5072	5072006	欧州委員会（EU）	パブリックコメント制度の見直し	<p>パブリックコメント制度に関し、EUは日本政府に対し以下のことを要請する。</p> <p>パブリックコメント手続の実行を推進するために各省庁による同制度の活用を徹底し、監視すること。特に意見を表明する期間が十分に確保されるように（少なくとも6週間）徹底を図ること。</p> <p>省庁および必要に応じて審議会に対しても、コメントの内容が規制案および報告書案に適切な形で反映されるよう十分な時間を確保するよう徹底すること。パブリックコメントはすべて公表すること。</p>
5072	5072007	欧州委員会（EU）	ノーアクションレター制度の見直し（適用範囲の拡大等）	<p>「ノーアクションレター」（NAL）制度（そして同様に国税庁の「回答文書」制度）に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。</p> <p>要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。ノーアクションレター制度の適用範囲を拡大し、新製品や新サービスのみでなく、現存するものにかかわる規制にも適用されるようにすること。</p> <p>「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。</p> <p>発行機関に対し、必要な場合は名前を伏せた形で、「ノーアクションレター」の公表を義務付け、将来的には信頼性のある前例集が作成できるようにすること。</p> <p>企業が「ノーアクションレター」の内容が自らの事例にかかる事実を適切に反映していないと判断した際、意義を申し立てることができるよう明確なガイドラインを策定すること。</p>
5072	5072008	欧州委員会（EU）	ノーアクションレター制度の見直し（文書による提供の明確化）	<p>特に、「ノーアクションレター」制度の行政慣行について、EUは日本政府に対し、すべての決定と説明は、正式な「回答文書」制度の下で受け取られた要請に対してだけでなく、標準的な慣行として、文書として提供されることを保証するよう求める。これには、特定の取引のための事前確認の要請も含むべきである。</p>
5015	5015017	日本チェーンストア協会	食品品質表示基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品に関する地方条例に基づく品質表示基準の廃止又は国レベル基準との一体化</li> </ul>
5015	5015018	日本チェーンストア協会	細菌の基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体における細菌指導基準の統一</li> </ul>
5015	5015028	日本チェーンストア協会	消防署への申請、届出書類の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署への届出様式の統一化市町村によりまちまちな届出書の様式統一化</li> </ul>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5017	5017001	日本模型ロケット振興会	模型ロケットエンジンの消費許可の緩和	宇宙科学教育・スポーツ・競技会・興行・催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを消費する場合は、同一の消費地において一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケット50機、同火薬60グラム以下の模型ロケット5機、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5機までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を主成分とする火薬0.2グラム以下の点火具（イグナイター）の無制限での消費（使用）については、都道府県知事の許可を受ける制度から、市町村長へ事前に消費の届出をする制度へと見直してほしい。
5017	5017001	日本模型ロケット振興会	模型ロケットエンジンの譲受許可の緩和	宇宙科学教育・スポーツ・競技会・興行・催しの用に供するために火薬20グラムを超える模型ロケットエンジンを譲り受ける場合は、一日につき、硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬30グラム以下の模型ロケットエンジン50本、同火薬60グラム以下の模型ロケットエンジン5本、および同火薬100グラム以下の模型ロケット5本までと、エンジンの点火に使用する硝酸塩あるいは過塩素酸塩を使用した火薬0.2グラム以下の点火具の無制限での譲受については、都道府県知事の許可を受ける制度から、市町村長へ事前に譲受の届出する制度へと見直してほしい。
5017	5017001	日本模型ロケット振興会	模型ロケットエンジン中の延時薬を火薬とすることの指定除外	模型ロケットエンジン中に含まれる延時薬は火薬と指定されているが、非火薬として扱うよう通達を出して、火薬としての指定から除外してほしい。火薬と非火薬が区別できるよう判断基準を設けてほしい。
5021	5021131	社団法人日本経済団体連合会	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないように、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更（維持補修等）については、法令の重複適用を解消すべきである。
5021	5021132	社団法人日本経済団体連合会	特定事業所に課せられる防災要員、防災資機材の確保等の緩和	危険物を全て除去し、特定事業所を休止（生産活動を行わない）し、かつ所轄の消防当局の確認を受けた場合は、特定事業所に課せられる防災要員、資機材の確保等を緩和すべきである。
5021	5021133	社団法人日本経済団体連合会	石油コンビナート等災害防止法の性能規定化	防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から、性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。 本件については、平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」において、平成15年度に検討し結論を得ることとされていることから、早期に結論を得た上で性能規定化を図るべきである。
5021	5021134	社団法人日本経済団体連合会	防災資機材としての大容量泡放射砲の採用	大容量泡放射砲の採用を政令で認めるとともに、他の防災資機材（例えば液面下泡放射方式等、油回収器等）と同様に、事業者が自主的に選択できる仕組みとすべきである。 また、リング火災消火や防油堤内における消火活動に、大容量泡放射砲の仕様を認めるべきである。 平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」では、大型泡放射砲の採用について、平成15年度中に結論を得ることとされており、早期に措置することを求めたい。
5021	5021135	社団法人日本経済団体連合会	ボイラー、第一種圧力容器の検査証有効期間に関する規制緩和	ボイラー検査証の有効期間（基本開放周期）を現行の1年から2年、さらには順次3年に延長すべきである。 落成検査実施後初めて実施される性能検査までの有効期間については、最長1年の間で実施可能とすべきである。 2年連続運転時の性能検査については、検査証の有効期間の満了日の前後各1ヶ月以内に検査を可能とすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021136	社団法人日本経済団体 連合会	労働安全衛生法の認定制度におけ る自主検査の導入	認定制度に自主検査を導入し、自主検査を基準としている 高圧ガス保安法の認定制度との整合化を図るべきである。
5021	5021137	社団法人日本経済団体 連合会	製造業者に係る軽微な変更の工事 等の対象拡大	火薬類を直接に取扱わない施設・設備等の変更工事（改 造、増設等）等、経済産業大臣の許可を必要としない軽微な 変更工事等の対象を拡大すべきである。 （例えば、温湿度調整設備、換気設備、照明設備、配電盤、 操作パネル、配管、監視カメラ、避雷設備、工室外に設置す る付属設備等）
5021	5021138	社団法人日本経済団体 連合会	危険物一般取扱所の設置に関する 規制緩和	既存工場の一部に危険物一般取扱所を設置する場合につい ては、間仕切壁の耐火構造化、出入口の自動閉鎖扉化等、安 全確保に必要な構造基準を明確にし、当該措置を講じること により、部分設置を可能とするべきである。
5021	5021139	社団法人日本経済団体 連合会	危険物施設における「単独荷卸 し」実施の適用対象の拡大	給油取扱所と同条件の設備、取扱上の措置を施した配送先 については、特約店の配送センターや一般工場等の「屋外タ ンク貯蔵所」ならびに「地下タンク貯蔵所」でも単独荷卸の 実施を認めるべきである。
5021	5021140	社団法人日本経済団体 連合会	消防法の認定制度の範囲拡大及び 自主検査の導入	認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃 し、完成検査、完成検査前検査（溶接検査、基礎地盤検 査）、水張検査および保安検査まで拡大すべきである。 さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。
5021	5021141	社団法人日本経済団体 連合会	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、 引火点の上限を93度に引き上げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む 全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分 類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどし ており、各国並みに見直すべきである。
5021	5021142	社団法人日本経済団体 連合会	炭酸ガス(CO2)冷媒に関する高圧 ガス保安法適用除外の拡大	炭酸ガス(CO2)冷媒に関して、適用除外となる上限容量 を、不活性のフロン冷媒と同等の法定冷凍能力5トンに引き 上げるべきである。
5021	5021143	社団法人日本経済団体 連合会	アンモニア冷媒に関する除害方法 の明確化	製造の許可を与える都道府県知事が同一の基準に基づいて 判断ができるよう、除害設備の基準について明示するととも に、統一的基準に則して判断すべきである。
5021	5021216	社団法人日本経済団体 連合会	盗難自動車の海外不正流出に対す る水際阻止対策の推進	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推 進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェク トチームが発足し、盗難自動車の海外不正流出に対する水際 阻止の対策が取られつつある。こうした対策を実効あるもの とするためには、法整備やイモビライザーの普及促進、IT 技術の活用、旅具通関制度の見直し等通関面での対応策の検 討、関係省庁間における情報共有化など、更に総合的な対策 が不可欠である。
5021	5021223	社団法人日本経済団体 連合会	ガス事業におけるメンブレンガス ホルダの認定	「ガス工作物技術基準の解釈例」においてメンブレンガス ホルダに関する基準を追加するなどによって、本審査の省 略・簡略化すべきである。
5021	5021224	社団法人日本経済団体 連合会	核燃料加工事業の変更の許可申請 に対する審査期間の短縮	審査人員数の適正化、審査内容の効率化等により、審査期 間を現状の半分程度に短縮すべきである。
5021	5021225	社団法人日本経済団体 連合会	原子力安全委員会における規制基 準への民間規格の迅速な活用	原子力安全委員会においては、民間規格を積極的に規制基 準として活用するため、その認証制度を確立すべきである。 さらにその際、学協会の技術的専門性を尊重し、また、当 該規格策定に際しての学協会での公正、公平、公開を重視し た策定プロセスを尊重して、合理的かつ迅速な認証手続きと すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021226	社団法人日本経済団体 連合会	原子力発電所の設備利用率に関係 する規制の緩和	定期検査等間隔の延伸：原子炉及びその付属設備の定期検査（定期事業者検査の安全管理審査を含む）の間隔を2年程度に延長すべきである。 官庁立会検査における検査待ち時間発生回避 定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化
5021	5021227	社団法人日本経済団体 連合会	事業所外運搬時の原子力災害特別 措置法第10条の通報対象見直し	原子力災害対策特別措置法施行規則第9条第1項第3号において、L型とIP-1型輸送物は、同法第10条の通報対象から除外されている。 原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないIA型輸送物と、同施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質（IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物）の運搬についても同様に、同法第10条の通報対象から除外すべきである。
5021	5021228	社団法人日本経済団体 連合会	原子力分野におけるクリアランス の法制化	もはや放射性として取り扱う必要のない値は既に算出されているので、管理区域から発生する廃棄物が、性状により適切に取り扱えるよう法令に明確に位置づけるべきである。 具体的には、放射性核種毎に、もはや放射性として取扱う必要のない放射能レベルと、そのレベル以下であれば原子炉等規制法をはずれ廃掃法により適切に規制を受けることをそれぞれの法体系に記載する。
5021	5021229	社団法人日本経済団体 連合会	原子力災害特別措置法の関係隣接 都道府県の定義の見直し	原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の関係隣接都道府県に関する記載「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事」を、防災指針で定められたEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事」のような記載に変更すべきである。 この場合、関係隣接都道府県から関係周辺都道府県と名称を変更する。なお、現在EPZ外の関係隣接都道府県知事については、関係周辺都道府県知事の要件を定める政令で、「当該原子力事業所の防災業務計画に協議対象として記載してあるなど、実質的に関係周辺都道府県知事と同等の扱いを受けている都道府県知事」と記載することにより、現在の関係を維持できるようとする。
5021	5021233	社団法人日本経済団体 連合会	ファイナンス・リースに係る放射 線障害防止法の賃貸業許可	放射線障害防止法上の賃貸業許可について、ファイナンス・リースは適用除外とすべきである。
5021	5021234	社団法人日本経済団体 連合会	ボイラー・タービン主任技術者の 複数事業場兼務要件の緩和	ボイラー・タービン主任技術者が、同一または隣接する敷地内でなくとも、例えば移動距離を制限する等によって、複数の事業所を兼務できるよう要件を緩和すべきである。
5021	5021235	社団法人日本経済団体 連合会	中小規模の地熱発電における主任 技術者の不選任	1000kW未満の地熱発電所におけるボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とすべきである。
5021	5021236	社団法人日本経済団体 連合会	エネルギー管理者の兼任	日常の維持管理業務に支障のない範囲であれば、複数の事業場のエネルギー管理者（員）の兼任を認めるべきである。 平成15年9月19日に閣議報告された「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」では、平成16年度中にエネルギー管理者の外部委託を行う場合の要件を明確化する旨が記載されており、日常の維持管理業務に支障のない範囲で自社の社員が複数の事業場におけるエネルギー管理者（員）を兼任できることについても併せて検討し、容認すべきである。
5021	5021237	社団法人日本経済団体 連合会	第一種電気工事士の定期講習受講 義務の見直し	定期的な社内研修等により、適切に最新の電気工事および保安に関する知識、関係法令等に関する知識を更新していると認められる電気工事士については、定期講習の受講義務を免除する等の緩和措置を講じるべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021238	社団法人日本経済団体 連合会	電気主任技術者委託契約の相手先の 要件緩和	平成15年9月19日に閣議報告された「規制改革集中受付月 間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針 について」では、平成16年度中に電気主任技術者の外部委託 に関する要件を明確化する旨が記載されており、その際 には、騒音計、振動計、回転計をリースにより保有する、また は発電設備の計器盤の情報により騒音、振動、回転数を計測 できれば委託先の電気主任技術者が所有していなくても良い ことにすべきである。
5021	5021239	社団法人日本経済団体 連合会	電気主任技術者の監督範囲及び免 状交付に必要な実務経験	第2種電気主任技術者の監督範囲を以下のように拡大す べきである。 構内に設置する275kV以下の電気設備 構外に設置する110kV未満の電気設備 免状交付に必要な実務経験の電圧レベルを引き下げるべき である。 第1種 1万V以上 第2種 5千V以上
5021	5021240	社団法人日本経済団体 連合会	維持流量発電設備の安全管理審査 対象からの除外	維持流量発電設備は、新たなダム開発を伴わない、既設水 力発電設備の水路から分岐した小容量（数百～千数百kW程 度）の発電設備であり、上記安全管理審査対象外とすべきで ある。
5021	5021241	社団法人日本経済団体 連合会	水力発電所の制御方式変更に伴う 届出の廃止	水力発電所の制御方式変更時の工事計画届出を廃止すべ きである。
5021	5021244	社団法人日本経済団体 連合会	自家消費を目的とするC重油の備 蓄義務の軽減	備蓄義務を軽減すべきである。
5021	5021245	社団法人日本経済団体 連合会	民間規格の規制基準への充足性の 迅速な確認と活用	民間規格の積極的な活用の実現のため、従来から規制基準 として引用されている民間規格については、その実績を十分 に尊重したり、当該規格策定に際しての学協会での公正、公 平、公開を重視した策定プロセスを尊重するなど、合理的かつ 迅速に規制に反映させる認証手続きを整備すべきである。
5021	5021248	社団法人日本経済団体 連合会	内燃ガスタービンの法定定期自主 検査及び安全管理審査	内燃ガスタービンの法定定期自主検査と安全管理審査は廃 止すべきである。
5021	5021249	社団法人日本経済団体 連合会	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査 周期の延長	炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94 条の2第2項「...前項に規定する時期に定期自主検査を行う 必要がないと認めて、...定期自主検査を行うべき時期を定め て承認したとき」の趣旨を鑑み、通常ガスタービンと同 様、同規則同条第1項に定める定期自主検査時期を実質的に 延長（1ヶ月程度）できる通達とすべきである。
5021	5021250	社団法人日本経済団体 連合会	火力設備における定期自主検査周 期延長の拡大	ボイラーにも、蒸気タービンと同様に3ヶ月延長条項を追加 規定すべきである。 （一定の条件を満足すれば、1月または3ヶ月の延長が認めら れるようにする。）
5021	5021253	社団法人日本経済団体 連合会	マイクロガスタービン発電設備の 小出力発電設備扱い	300kW未満のマイクロガスタービン発電設備を小出力発電設 備とすべきである。
5021	5021254	社団法人日本経済団体 連合会	常用防災兼用ガスタービン発電設 備に係る技術指針の見直し	都市ガス専焼の常用防災兼用ガスタービン発電設備に関し て、地震時に都市ガスの供給安定性が確保される場合で、設 備の起動時にのみ予備燃料を使用する設備の予備燃料の保有 量については、定格負荷における連続運転可能時間より短い 時間の連続運転に足る量でも可能となるよう、技術指針等 の中で明確にすべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021256	社団法人日本経済団体 連合会	ナトリウム・硫黄(NAS)電池の常 用・非常用電源兼用にに向けた法整 備	平成15年3月28日に閣議決定された「規制改革推進3か年 計画（再改定）」では、平成15年度中に新型蓄電池（レドッ クスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池）を消防法上の消 防用設備等非常用電源として取り扱うことについて検討し、 結論を得ることとされていることから、以下の事項につい て、早期に措置することを求めたい。 「蓄電池設備の基準」にNAS電池等の新型蓄電池を非常用 電源に適合するものとして追加すべきである。 「常用電源が復旧した時は、自動的に非常電源から常用 電源に切り替える」とする規定を撤廃し、NAS電池等の新型蓄 電池の常用・非常用電源の兼用を認めるべきである。
5021	5021257	社団法人日本経済団体 連合会	固体高分子形燃料電池の不活性ガ スパージレスに係る義務付けの廃 止	不活性ガスパージの義務付けを廃止すべきである。
5021	5021258	社団法人日本経済団体 連合会	燃料電池発電設備の消防法に基づ く設置届出の廃止	家庭用燃料電池発電システムについては設置届出を不要と すべきである。
5021	5021259	社団法人日本経済団体 連合会	燃料電池の建築物からの離隔距離	燃料電池の建築物からの離隔距離を、家庭用ガス給湯器 （12～70kw）と同等の、上方60cm、側面15cm程度とすべ きである。
5021	5021264	社団法人日本経済団体 連合会	輸出規制品目の項番の国際標準化	欧米先進国と同様のコード（ECCN等）に体系化すべ きである。
5021	5021265	社団法人日本経済団体 連合会	民間通信衛星の輸出許可不要化	輸出貿易管理令別表1の13項で輸出許可を必要とする規制 品の対象から、民間用周波数帯を使用し、民間需要者（衛星 運用会社、通信事業者、放送局等）向けに輸出される純粋な 民間通信衛星を除外すべきである。
5021	5021266	社団法人日本経済団体 連合会	需要者要件中の過去の行為に対す る規制緩和	需要者要件中の過去の行為に関して、当該需要者が現時点 では核兵器の開発等に関与していないことが客観的に明白で ある場合は、需要者要件には該当しないとして輸出許可を不 要とすべきである。
5021	5021267	社団法人日本経済団体 連合会	一般包括輸出許可における規制地 域以外を仕向地とする「その他の 軍事情況規制」に関する規制緩和	「一般包括輸出許可等取扱要領」に関して、上記制度の下 線部に該当するワッセナー・アレンジメント参加国に対する 輸出（別表第4の2の地域以外の地域を仕向地とした輸出） で、大量破壊兵器以外のその他の軍事情況に用いられる場合 若しくはその疑いがある場合については、個別許可ならびに 届出の対象から除外すべきである。
5021	5021268	社団法人日本経済団体 連合会	「許可を要しないもの」に関する 確認の廃止	一定の要件を満たす優良事業者については、「許可を要し ないもの」に関する輸出貿易管理令第5条に基づく税関による 確認を不要とするか、少なくとも許可を要しないものである 旨の誓約書の提出があれば十分とすべきである。
5021	5021269	社団法人日本経済団体 連合会	外国ユーザーリスト及び明らかガ イドラインの明確化	外国ユーザーリストの充実（懸念ユーザーである理由、懸 念を払拭するための措置等、掲載企業に関する詳細な情報の 公開）、明らかガイドラインの明確化（基準の明確化）を行 うべきである。
5021	5021280	社団法人日本経済団体 連合会	公共工事等のコスト削減に向けた 官公需法等の見直し	官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方 針」における中小企業者向け契約目標額・目標比率を段階的 に適正化すべきである（例えば、官公需法施行当初の25%程 度）。あるいは、契約目標額・目標率の対象を、契約の直接的な請 負（納品）業者に限定せず、二次以下の請負（納品）業者も 対象とすべきである。 また、分離・分割発注については、コスト削減・工期短縮 に資する場合を前提とすべきである。
5021	5021281	社団法人日本経済団体 連合会	公共工事に係わる入札参加資格 （地域要件）の見直し	公共工事の入札参加資格に係わる地域要件の設定につい ては、入札参加を過度に制限することのないよう速やかに改善 すべきである。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5021	5021285	社団法人日本経済団体 連合会	電子式複合計器の最大需要電力計 の検定試験方法の見直し	現在、電子式複合計器の最大需要電力計の検定について は、機械式計器の分離型の試験方法を準用して実施している が、電子式複合計器の構造、動作原理に応じた試験方法を採 用すべきである。
5021	5021286	社団法人日本経済団体 連合会	定格電流60 Aの電子式単独計器の 検定有効期間の設定	現行の規定によれば、定格電流60 Aの電子式単独計器の有 効期間は7年となるが、定格電流30 Aおよび120 A計器と同様 に有効期間を10年とすべきである。
5021	5021287	社団法人日本経済団体 連合会	計器用変成器の有効期間の延伸	特定計量器検定検査規則第4条で定める変成器のデータを 書面で添付することにより検査を受けることが認められてい る期間である10年を延伸すべきである。
5021	5021288	社団法人日本経済団体 連合会	時間帯別計量の検定の見直し	1つの検出部で計量した値を時間帯毎に区分するような機 能を持つ（検出部と一体となった表示機構を有する）電子式 計器については、全日計量値を除き、時間帯別計量値の検定 を廃止すべきである。
5021	5021289	社団法人日本経済団体 連合会	電気計器の表示規制の緩和	消費者宅に施設された計器（検出部）から遠隔検針で収集し た計量データをもとに、営業所システムで時間帯別に振り分 け、その結果については消費者が宅内表示端末やインター ネット、電話等を通じて容易に確認できる計量システムが実 現可能となるよう電気計器の表示に関する規制を緩和すべき である。 具体的には、 - 「計量値」の定義を、現行の計器の表示値に加え、デジタル データの出力値でもよいこととすべきである。（検則第2条緩和） - 計器本体以外で消費者が計量値を確認する手段がある場合 は、電気計器に必ずしも表示機構を設置しなくてもよいこと とすべきである。（検則第11条） - 電気計器の検定試験方法における器差試験等については、 表示値の検査ではなく、検出部の出力値によってもよいこと とすべきである。（検則712条他）
5021	5021290	社団法人日本経済団体 連合会	国及び地方公共団体におけるリース 契約の見直し	国及び地方公共団体を一方の契約当事者とするリース契約 について、地方自治法の不動産の賃貸契約等と同様に長期継 続契約とすることを認めるべきである。また、早期に措置す ることが困難な場合については、当面の措置として、債務負 担行為に関する手続きの簡素化を図るべきである。
5021	5021291	社団法人日本経済団体 連合会	地方公共団体における入札手続の 統一化	官民双方の過度な事務負担を軽減する観点から、地方公共 団体における入札・開札手続きの電子化を図るとともに、入 札申請手続きに係る様式の統一化を講じるべきである。
5021	5021293	社団法人日本経済団体 連合会	機器と一体的に使用されるACア ダプター及び電源コードセットの 一部見直し	電気用品安全法の対象外であるパソコンなどと一体的に使用 される汎用性の無いACアダプターや電源コードセットについ ては、同法の対象外とすべきである。 仮にそのような措置が困難な場合については、製品そのも のでなく包装箱や一体的に使用する製品本体に表示義務とな る内容を付すことを認めるべきである。
5021	5021294	社団法人日本経済団体 連合会	電気用品の事故に係る報告義務の 緩和（製品寿命に達した電気用品 に関する事故要因調査の義務緩和）	電気用品を製造した企業がその安全性を保障できる期間と して寿命を公告し、その寿命を超えて使用された製品が事故 を起こした場合については、その事故の原因特定、および報 告を簡略化し、「製品寿命による現象」として処理できるよ うにすべきである。
5025	5025001	鳥取県倉吉市（倉吉市 長 長谷川稔）	選挙権年齢の18歳以上への引き 下げ	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の 選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする。
5025	5025002	鳥取県倉吉市（倉吉市 長 長谷川稔）	住民の直接請求権の拡大	住民の直接請求権に地方税の賦課徴収等に関する条例の制定 又は改廃を加える。
5033	5033037	社団法人日本損害保険 協会	盗難自動車の海外不正流出防止の ための旅具通関対象の制限	貿易管理令改正基本通達改正（旅具通関制度の廃止ないしは 台数削減）

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5068	5068001	佐藤貿易	新規おもちゃ花火の認定制度	既存商品以外に、新規の商品に対してもおもちゃ花火（がん具煙火）に該当するか判断・試験する制度・基準を設けてほしい。
5069	5069008	社団法人全日本トラック協会	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	トラック運送事業者によるフォークリフトの安全管理は、日々の作業前点検及び毎月の定期自主点検等によって適正に処理されている。加えて、コスト負担が莫大であり、フォークリフトの特定自主点検期間については、道路運送車両法、施行規則自動車検査証の有効期間と同様に2年にしていきたい。
5071	5071101	米国	課税計算に関してCIF価格（FOB価格、保険料、運賃）からFOB価格（本船積み込み渡し価格）への移行	税関および関税局の担当者の処理効率を促進し、日本への輸入コストを低減させるために、入力の際にFOB価格方式を採用するよう要望する。
5072	5072014	欧州委員会（EU）	政府調達透明化の推進	入札資格基準の透明性と（成否等の）予測可能性を高め、年一度の「経営事項審査」制度との調和を図ること。
5072	5072015	欧州委員会（EU）	政府調達透明化の推進	「経営事項審査」制度を改正し、具体的に行われる公共工事とより密接な関係を持たせた仕組みを導入すること。
5072	5072016	欧州委員会（EU）	政府調達透明化の推進	公共工事の業種区分と、一業種区分のなかでの種類別許可の基準決定に透明性と客観性を導入すること。
5072	5072017	欧州委員会（EU）	政府調達透明化の推進	すべての公共工事の調達に、入札および契約のための標準規格様式を含む調和されたガイドラインを段階的に導入すること。
5072	5072018	欧州委員会（EU）	政府調達透明化の推進	焦点を、入札資格の簡素化、（成否等の）予測可能性、外国企業入札の無差別的取扱い、に絞ること。特に、下記の提案をする。 経営審査のなかで、煩雑な政府の認定を必要としない形で、子会社や親会社の証明された実績を含む、海外での実績を考慮することを保証する。 可能な限り、経営事項審査（経審）、建築業許可、プロジェクトごとに要求される入札資格、を調和する。 異なった調達機関の間でも、経営事項審査（経審）において、調和された基準の使用を促進する。 プロジェクト施行に必要な企業の技術的能力を査定するために、より高い予測可能性をもち、かつ自動的な仕組みを導入する。 手続きの透明性を向上させる（選考基準と重点の置き方の明示、審査の結果の公表）。 審査の専門化と審査官の独立性を確保する。
5072	5072055	欧州委員会（EU）	国際基準との整合化の推進	日本の関係省庁が規制手続きを簡素化し、より多くの国際基準および性能規格を参照し、適合評価機関承認の基準について、（外国の試験・検査機関の無差別化を含む）ISO/IEC基準と慣行との調和を図ることを要望する。
5072	5072056	欧州委員会（EU）	外国の適合評価機関の指定に関する情報の明示	外国の適合評価機関の指定を認めているすべての法律に関して、包括的な情報の提供を望む。その情報は、使いやすい形式で作成されることを望みたい。すなわち、承認・指定に関する日本の基準と該当するISO/IEC基準を対応する形でリストにまとめ、ISO/IEC基準に対して追加的な日本の要件が明確にわかるようにされたい。そのような重要な情報が確実に公表されるひとつの方法は、日本政府が、（i）所轄大臣が外国の適合評価機関を承認できることを規定する法律あるいは施行令、（ii）適合評価機関の承認に適合される基準、（iii）当該基準のISO/IEC基準/ガイドラインとの整合性の度合いを一挙に示したデータベースを作成することであろう。
5072	5072058	欧州委員会（EU）	JASに係る手続きの簡素化等	JASの製造過程承認にかかわる申請の手続きを簡素化かつ加速化し、欧州の製造業者自身によるJASマークの付与を可能にすること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5072	5072059	欧州委員会（EU）	JASおよびJISにおける登録外国認定機関となるために必要な手続の簡素化、迅速化	JAS およびJIS規則のもとで登録外国認定機関（RFCO）となるために必要な手続を簡素化・加速化すること。
5072	5072060	欧州委員会（EU）	CEマークが付与された建築材料に係る基準の見直し	CEマークが付いた建築材料に関しては、そこに謳われている特性が日本の規制要件を満たしている限り、意図された用途に応じた設置を自動的に認めるための検討を欧州委員会と共に行うこと。
5072	5072061	欧州委員会（EU）	UN-ECE規則の採択の推進	EUは長い間日本がUN-ECE規則を早期に採択することを要望している。日本が2003年度までに30の規則の採択を目指していることに留意する。EUは次の点を要望する。 2003年度以後、年間の規則採択を大幅に加速する。 採択の決定には、EUの優先順位を考慮する。すなわち、日本が未採択の照明関係規則（R4、R20、R37、R48、R87、R98、R99、R112、R113）をすべての採択、安全を優先させる論理的結果として、R14、およびR16の包括的採択、さらに、他の重要な規則として、R43、R44、R46、R59、R90、R97、R103の採択を望む。
5072	5072062	欧州委員会（EU）	認可食品添加物に係る基準の国際整合化の推進	EUは日本政府が適用可能な国際的な規格 コーデックス規格 に沿って認可食品添加物のリストを近代化し、食品添加物に関するFAOとWHOの共同専門家委員会（JECFA）、ECの食品に関する科学委員会または欧州食品安全機関のような評価機関によって安全であると認可された香料を受け入れることを強く要望する。 日本が国際規格と慣行にできるだけ早く追いつくために、EUは日本政府が、早期に承認すべき物質を掲げた厚生労働省のリスト（2003年1月9日）にある38の食品添加物および香料を優先的に承認することを要望する。一つひとつ、あるいはグループ毎の承認では、検討プロセスが非能率的なので、これらの物質は一括承認されるべきである。
5072	5072063	欧州委員会（EU）	非検疫生物リストの拡充	EUは日本側の非検疫生物リストが拡大され、切り花、承認済培養土で育成された鉢植植物、果実および野菜に付着するすべての無害生物を含むようになることを要請する。第一段階としてEU側から特にリクエストのあった9生物がリストに追加されるべきである。同時に非検疫リストに含まれていないクオリティー・ウィルスに対する許容レベルも引き上げられるべきである。これらの許容レベルはすべてのEU加盟国に便益をもたらすものでなければならない。
5072	5072065	欧州委員会（EU）	SPS認証の迅速化	日本が、特にいくつかの未解決の現要望（スペイン産のクレメンティーナとサルスティアーナ、フランス産の林檎、イタリア産果実と野菜＜特にオレンジのタロコ種＞およびベルギー産トマトなど）に関して不当に遅延することなく、輸入要請の手続きを進めることをEUは要望する。SPS認証は、今後速やかに、遅滞なく行われるべきである。
5073	5073011	オーストラリア	植物防疫法の見直し	国際植物保護会議（IPPC）の基準が植物検疫制度見直しの根拠であり、もしこの基準が適用されたとき、日本が検疫有害動植物（quarantine pests）に対する適切な保護のレベルを維持できるかどうかについて検討する旨の、衛生植物検疫委員会に対する日本の回答を、オーストラリアは歓迎しているが、次のことを要望する。 日本が、上記のことを含めて、SPS協定に基づく日本の義務に沿わない植物防疫法の条項の、即時かつ広範な見直しを開始すること。 病害虫がすでに日本国内に存在していて、国際植物保護会議で定義された"official control"（公的防除）が行われていない場合は、輸入された生産物に対し、水際で何らの措置も講じないことを確認する政策上の声明を行うこと。
5074	5074010	カナダ	入札資格基準の透明性の向上、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成	カナダは日本に、入札資格基準の透明性向上や、公共事業・建設事業における政府調達のための統一ガイドラインの作成を検討するよう強く要請致します。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5074	5074018	カナダ	建築関連法規の性能規定化の推進、及び国際的整合化の推進	<p>? 引き続き国際規格および慣行を適用し、この方向で告示を改定する。</p> <p>? 規格、試験方法や手続きに関する告示の「同等性」条項により、日本の性能基準を満たしていると判断された製品の認可が効率的に行われるようにする。これは主に防火試験方法およびJAS規格の樹種の同等性に適用される。</p> <p>? 同等性条項は、第三者認証を受け入れる基礎として、ISO/IECガイド65アクレディテーションを遵守するものです。すでにISOの認証を受けている外国機関の承認を検討する。</p> <p>? 海外の試験およびアクレディテーション機関の相互承認を拡大する。</p> <p>? 他の規制当局と整合性を持つ「曲げヤング係数」を公布する。</p>
5074	5074021	カナダ	特殊建築物に係る規制の性能規定化の推進、及び国際的整合化の推進	<p>特殊建築物に関する建築法規を性能規定に基づいて再検討する。</p> <p>特殊建築物に関する国際的な建築法規の慣行を評価する。</p>
5074	5074022	カナダ	日本農林規格（JAS）に係る運用等の見直し	<p>複合製品の規格など、新しい技術が急速に進歩している分野の規格の見直しをより頻繁に行う。</p> <p>JAS111の下で製材の樹種の同等性を決定するための基準を作成する。</p> <p>JAS規格審議会部会へのカナダの正式な委員としての参加を確認する。</p> <p>一定して低水準が実証された製品について、ホルムアルデヒド試験の頻度を低減する。</p>
5074	5074024	カナダ	外国の環境サービス提供企業の参入を促進するための措置の実施	<p>フロンガスシリンダーに関する経済産業省の検査手続きを変更する。フロンガスの輸出業者は、経費と時間のかかる通関手続きに直面している。</p> <p>水苔から作る油吸収剤に関する国土交通省の型式認定過程を変更する。現段階では、「ピロウ」タイプと「マット」タイプの油吸収剤に限って認められており、「ルーズ」タイプの油吸収剤は認められていません。</p>
5074	5074025	カナダ	乳幼児用衣料におけるホルムアルデヒド含有量の検出基準の見直し	<p>カナダは、日本政府が整合的な結果が得られる試験方法を規定するとともに、国際的に認められた基準に合わせてホルムアルデヒド含有認可基準を変更するよう強く要請致します。</p>
5076	5076002	愛知県津島市	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	<p>地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例による制定が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの</p>
5077	5077001	任意団体	保安規制の一元化	<p>石油コンビナート事業所の保安確保のあり方について、つぎの観点から関係各法の枠を超えた検討を行う整合化委員会を発足させ、石油コンビナート等に係る保安規制のより一層の合理化を進めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際整合性のとれた保安規制とする。</li> <li>・性能規定化のもとに民間規格の積極的活用を推進する。</li> <li>・一層の自主保安を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行する。</li> </ul>
5077	5077002	任意団体	レイアウト規制の性能規定化促進による化学産業の活性化	<p>1つの製造プラントに係わる入出荷施設、事務管理施設（計器室等）、用役施設（電気室等）を同一の製造施設地区に設置する場合、500m<sup>2</sup>の制限を適用除外とする。</p> <p>また、7000m<sup>2</sup>未満の小規模製造施設地区の特定通路（6m以上）は、周囲2辺のみとし、残りの2辺は、4m以上の通路であれば可とする。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5077	5077003	任意団体	コンビナート地区における移送取扱所の距離規制等の撤廃	<p>石災法の適用を受けているコンビナート内の事業所に対しては、消防法に基づく規制の緩和を要望する。競争力強化の切り札として進められているルネッサンス計画では原料、製品等の効率的かつ効果的な移送が求められており、この視点からも特に連絡配管類の規制緩和をお願いしたい。</p> <p>消防法に基づく規制緩和地区として石油コンビナート指定地区（例えば市原地区）の内の下記のものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同防災組織に加盟している事業所が存する地区において石油コンビナート指定地区で相互応援協定、又は保安防災に関する契約を締結している事業所</li> </ul> <p>指定された地区については移送基地の構内設置扱いと同等の解釈とし、保安距離、保有空地の規制は行わない。</p>
5077	5077004	任意団体	高機能性（多品種・少量）化学製品プラントに対するレイアウト規制の合理化による化学産業の活性化	<p>2000年代になりエチレン・汎用合成樹脂の需要は減少に転じており、コンビナート化学企業の各社は生き残りをかけて1970年代に想定していなかった多品種・少量生産である高機能性化学製品のプラントが既に設置され、または設置の検討が行われている。その代表例を次に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性特殊樹脂</li> <li>・複合樹脂（コンパウンド）</li> <li>・光学・電子材料</li> <li>・医薬品/農薬中間体、パイオ</li> <li>・添加剤、安定剤</li> </ul> <p>【要望内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多品種・少量生産プラントについては施設地区の混在500m<sup>2</sup>の規制を除外する。</li> <li>2. 設備の規模の基本として別紙に掲げる例を（石災法の第2種事業所に相当しないレベル程度）提案する。ただし、設備規模の基準を越えるものであってもリスクアセスメントの結果、周辺施設等への影響が少ないと判断されるプラントも多品種・少量生産プラントに含める。</li> </ol>
5077	5077005	任意団体	大型泡放射砲による大型化学消防車等3点セットの代替に対応したレイアウト規制の見直し	<p>現状の3点セットと同等な性能を有するものとして、大型泡放射砲の採用が検討されているが、早急に3点セットの代替として認可願いたい。</p> <p>これとあわせ、大型泡放射砲に対応した防災活動用の施設配置規制（特定通路の幅・接する面、セットバック、分割道路幅等）や防災要員の配置規制についても合理化願いたい。</p>
5077	5077006	任意団体	第一種圧力容器の適用範囲	<p>第一種圧力容器適用を受ける容器として許認可が必要な容器は、容器内圧力が0.5BarG（50KpaG）を超える容器とする。</p>
5077	5077007	任意団体	消防法の認定制度の合理化及び適用範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設に関する認定事業者制度は、変更工事に係る完成検査において、事業者が検査した結果を活用して市町村長等が合否を判断する制度となっている。認定対象範囲にタンク容量1万kl未満までの特定屋外貯蔵タンクを含める。</li> <li>・上記認定対象内であれば保安距離又は保有空地に変更を伴うものも認定制度対象に含める。</li> <li>・c)を「製造プロセスの新設又は製造施設の貯蔵取扱指定数量の増加が20%を超えるもの」に変更する。</li> </ul>
5077	5077008	任意団体	労働安全衛生法の認定制度の合理化（自主検査化、検査時期の適正化及び対象機器の整合化）	<p>ボイラー等の連続運転を認定された事業場は、運転時検査を自主検査ベースで実施可能とする。なお、検査結果については性能検査代行機関への報告を義務化することでも安全担保できると考える。</p> <p>ボイラー等の連続運転を認定された事業場において実施される性能検査の時期は、一律に実施時期を限定せず、検査証有効期間満了日を変えらることなく、満了日の前2ヶ月および後1ヶ月の範囲で可能とする。（例えば、満了日は5/1のまま、ある年は3/1に、またある年は6/1に検査を実施できるようにする。）</p> <p>ボイラー等の連続運転を認定された事業場が、機器の追加・変更等を行う場合も、既に認定されている機器と同程度の（またはそれ以上の安全性を持つ）形式・材料・性能・使用条件等であれば、連続運転が可能な制度とする。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5077	5077009	任意団体	コンビナート内事業所間の境界に対する保安距離規制の合理化	コンビナート地区において、一体的防災管理が行われ、かつ非常時の緊急措置権の帰属が文書等により明定されている複数の事業所であって、各事業所間の土地利用に関する協定等によって事業所境界における保安の確保が担保されている場合は、各社間境界線は無いものみなし、コンビナートと外部（周囲地区）との共通敷地境界線に係る規制のみの適用とする。
5077	5077010	任意団体	保安距離の合理化および対象設備の明確化	1. 保安距離は、危険物施設のハザードに応じて縮小する。 2. 保安距離はつぎの基準により確保することとし、周知する。 危険物の製造所等のサイドは、（外壁やこれに相当する工作物ではなく）危険物を保有する塔、貯槽等の機器の外表面を起点に測定 対象となる高圧ガスの製造施設等の場合は、高圧混在の有無に関わらず、特定設備の外表面までの距離を測定
5077	5077011	任意団体	ボイラー等の連続運転要領に基づく運用の見直し	コンビナート事業所においては、管理部門の人員減は変更申請扱いと規定されているが、軽微な変更扱いにする。（現に運転管理部門の1ポスト減が変更扱いで手続きを行った） 自動制御装置の変更も変更申請に該当するが、安全サイドに変更する場合は軽微な変更扱いにする。
5077	5077013	任意団体	フォークリフト定期自主検査、特定自主検査の検査頻度の規制改革	・フォークリフトの定期自主検査（月例点検）を半年に1回にするよう見直しを要望する。 ・特定自主検査（年次点検）は隔年とするよう要望する。
5079	5079001	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	JRコンテナ輸送の危険物品規制緩和	JRで本州～北海道間 ISOタンクコンテナで危険物品・劇毒薬品を輸送する場合、関門及び青函トンネルが通れない。
5079	5079002	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	ボイラー及び第一種圧力容器の補修時の変更届について	ボイラー及び第一種圧力容器の補修時において、工事着工の30日前の届出が必要であるため、早期に補修が実施できない。
5079	5079003	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	ボイラー及び第一種圧力容器の最小厚さの見直し	ボイラー及び第一種集圧力容器の最小厚さは腐れ代を含んだ値で管理することが義務づけられている。一方、高圧ガス機器（高圧ガス保安法）は腐れ代を含まない値で管理することが認められている。高圧ガス保安法の考え方に統一してもらいたい。
5079	5079005	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	工業用水の責任水量変更の件	責任水量の減量を認めてほしい。
5079	5079006	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	エネルギー管理の一元化	省エネ法に基づき、エネルギー指定工場では、定期報告書を各地産業局に提出して管理を受けている。一方、環境省の指導の下各地方自治体は、地域推進計画を作り、地域事業者に温室効果ガスの排出量の実績をもとめることを開始した。このエネルギー管理と温室効果ガス管理は、事実上同一であり、管理の一元化を求める。
5079	5079007	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	工業用水メーターへの計量法適応緩和	従量契約のない工業用水契約に対して、計量法が適用され、8年ごとの検定が義務化されている。
5079	5079008	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	輸出許可取得の緩和	外為法輸出貿易管理令別表第1の16の項、いわゆるキャッチオール制度に該当する貨物には輸出許可特例（小額免除）が設定されていない。条件を付して小額特定を設けることを希望する。
5079	5079009	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	輸出承認取得の緩和	輸出貿易管理令別表第2に該当する貨物の輸出に際しては包括許可制度が設けられていないため、出荷の都度輸出承認申請業務が必要となり、企業に負担がかかっている。一方、別表第1該当貨物については一定の要件を満たした場合には包括許可が認められている。別表第2該当貨物に対しても同様に包括許可制度を設けてほしい。もしくは閾値変更の検討をお願いしたい。
5079	5079010	社団法人日本化学工業協会 規制緩和等検討部会	化学物質輸入通関時の手続き簡素化	化学物質の輸入時に税関に対し化審法番号を申告しなければならないが、輸入者が当該化学製品を構成する全ての化学物質は化審法に登録済みであることを宣言することで通関できる制度に変更して欲しい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5084	5084003	ソニー株式会社	通関業の許可、営業所への通関士 必置規定の全国的見地からの見直し	「通関業を営もうとする者はその地を管轄する税関長の許可が必要」、また、通関士の設置場所について、「通関業務を行う営業所ごとの設置」という規定がある。これまで税関が行ってきた通関業務の簡素化、NACCSのWEB化などの実績を踏まえ、地域ごとに分断した状態ではなく、全国的オペレーションの観点から許可体制を見直して欲しい。6月度の回答では「税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができる」とあるが、これも「技術的に可能」であるならば、地域レベルではなく、全国レベルの承認へと見直しを要望する。
5085	5085016	オリックス株式会社	国の機関向け長期リース契約に関する規制緩和	国の機関向けのOA機器等の物品、自動車の賃貸借契約を予算決算及び会計令第102条の2に規定された契約担当官等が翌年度以降にわたる長期継続契約ができる対象に加え、電気、ガス、水、電気通信役務と同様の扱いとすることを要望する。
5085	5085024	オリックス株式会社	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。
5086	5086016	社団法人リース事業協会	国の機関向け長期リース契約に関する規制緩和	国の機関向けのOA機器等の物品、自動車の賃貸借契約を予算決算及び会計令第102条の2に規定された契約担当官等が翌年度以降にわたる長期継続契約ができる対象に加え、電気、ガス、水、電気通信役務と同様の扱いとすることを要望する。
5086	5086024	社団法人リース事業協会	住民票の写しの交付請求に係る運用の統一	法人が債務者などの住民票の写しの交付請求をする際には、法人の押印が必ずしも必要ではないはずであり、その運用を全国で統一することを要望する。
5086	5086027	社団法人リース事業協会	放射線障害防止法について	放射線障害防止法における賃貸業規制、放射線発生装置の取り扱いについて、ファイナンス・リースの取引実態を踏まえ、法の適用除外とすることを含めて検討すること。
5086	5086029	社団法人リース事業協会	官公庁等における請求書様式の統一化等	官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。
5086	5086031	社団法人リース事業協会	地方公共団体向け長期リース契約について	OA機器のリース契約については長期継続契約の対象とするよう措置される予定となっているが、自動車等のリース契約についてもその対象とするよう要望する。
5108	5108001	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	「見本持出許可申請書」手続きの包括申請化	関税率表の輸入原油は、「石油化学製品の製造用に使用するもの」と「その他のもの」とに分類され税番は2709に固定化されている。一方、輸入石油製品は、性状により統計細分が異なることから輸入当事者の分析器による分析結果で税番・統計細分を得るべき「当事者分析成績採用申請書」を提出している。しかし、輸入原油は、税番が確定しているため「当事者分析成績採用申請書」を提出する必要が無いことから、輸入される原油のサンプルを都度採取しなければならず、その持出し許可を得るべき本申請書を税関に2部提出している。目的は、輸入原油の密度と硫黄の分析用サンプルである。
5108	5108002	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	「事前検査願」の包括申請化	関税法基本通達67-3-8の(1)のロ及びハの該当貨物を対象とした「事前検査願」を本船入港都度申請を行っている。年間を通じて恒常的に輸入される原油及び石油製品の同一積み出港からの同一輸入貨物（油種名）の性状はほぼ一致している。
5108	5108003	株式会社ジャパンエナジー水島製油所	「執務時間外貨物の積卸届」を他申請用紙への併記化	税関の執務時間外に、外国貿易船に貨物の積卸しを行うとときに予めその旨を税関に届け出なければならないとされている。荷役が執務時間外になる場合、又は、時間外になるおそれのある場合に限り届けを行っている。
5111	5111013	社団法人日本自動車工業会	複数の発電設備における集中監視の容認	一箇所の遠隔運転センターから、集中的に、複数の発電設備を監視することを容認いただきたい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5111	5111016	社団法人日本自動車工業会	高圧ガスの受け入れ立会検査の見直し	モニター等による遠隔からの監視立会いでも可能となるよう認めていただきたい。 （高圧ガス以外の原動力工程（変電所、圧縮エア、ボイラー設備、排出処理等）は、モニター等による遠隔監視が認可されており、高圧ガスでも遠隔監視が認可されれば、モニター室での複数設備の管理が可能となる。）
5111	5111020	社団法人日本自動車工業会	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画、定期報告書と愛知県生活環境保全条例に基づく地球温暖化対策計画書の1本化（各省庁と地方自治体の情報の共有化）	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画、定期報告書と愛知県生活環境保全条例に基づく地球温暖化対策計画書の報告様式および提出先を一本化してほしい。また愛知県条例では基準年度を'03年度としており、COP3による対'90年比低減目標との整合性を図ってほしい。
5111	5111026	社団法人日本自動車工業会	輸入申告に関わる課税価格の算定方法の見直し	関税率0%の輸入貨物については、加算要素を考慮しないこととしていただくとともに、CIFでの輸入申告を改め、輸出申告と同様にFOB（Free On Board、本船積み込み値段）での申告としていただきたい。
5111	5111029	社団法人日本自動車工業会	リターナブルラック輸入手続の簡素化	貨物（ラック）の管理体制が確実かつ、現品にマーク等が付され本邦製であることが明示されているものについては、輸入者の自主管理に任せ、輸入の際の輸出許可書の提示を省略する扱いとして欲しい。
5111	5111033	社団法人日本自動車工業会	C02冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和	次の1又は2のいずれかにより、C02冷媒の充填に係る規制を緩和して頂きたい。 1. C02冷媒サービス缶の規格を定め、その規格に適合するサービス缶を用いる場合は、高圧ガス保安法の適用を除外する。 2. C02冷媒充填装置の規格を定め、その規格に適合する充填装置を用いる場合は、高圧ガス保安法の適用を除外する。
5111	5111034	社団法人日本自動車工業会	自動車型式指定申請に先駆けた装置型式指定申請（制動装置等）のみの申請容認	自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシステム装置に係る装置型式指定申請のみ単独で申請することも認めて頂きたい。
5111	5111035	社団法人日本自動車工業会	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準の明確化及び提示車両の削減	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準を公知していただきたい。
5116	5116009	有限責任中間法人	信書の範囲の縮小	ダイレクトメールなど、内容の秘匿の必要性が高くないと見られるものについては、信書の対象から外しても良いのではないかと。
5119	5119004	長野県	商工会議所法・商工会法における商工団体の合併規定の未整備について	「商工会議所法への合併規定の整備」及び「商工会議所法及び商工会法への商工会議所と商工会の合併規定の整備」
5119	5119005	長野県	市町村合併による中小企業等協同組合定款記載事項変更に係る届出方法について	中小企業等協同組合の定款変更については、行政庁の認可を受けることにより効力が生じるよう規定されている。市町村合併に伴う変更に関し、組合住所及び地区について行政庁への届出で足りることとする。
5119	5119006	長野県	猟銃用火薬類の譲渡規制の緩和	・猟銃の所有者の死去や疾病等により不要となった猟銃用火薬類の譲渡については、猟銃用の火薬類販売店への譲渡を条件に無許可数量を定め、その数量以下であれば譲渡許可を不要とする。
5121	5121002	埼玉県戸田市	市に対する宝くじ発売権限の付与	現在、都道府県、指定都市及び総務大臣が指定する特定の市だけに認められている当せん金付証券（宝くじ）を、市にも適用する。
5125	5125001	埼玉県所沢市	地方債活用によるESCO事業の普及促進	ESCO事業（ギャランティード・セイビングス方式）の実施にあたって、地方債許可・協議を不要とし、かつ充当率を100%とする。
5136	5136001	青森県弘前市	懲戒減給処分の公平化（企業職員、単純労務職員）	地方公営企業法第39条第1項と地方公営企業労働関係法附則第5項による地方公務員法第58条第3項の適用除外を緩和することで、企業職員と単純労務職員についても、地方公務員法第58条第3項を適用し、一般行政職員と同様に労働基準法第91条の減給処分についての制限を受けず、公平な取扱い（懲戒処分）が可能としてほしい。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5139	5139007	愛知医科大学高度救命 救急センター 中日本航空株式会社	愛知ドクターヘリ特区	病人を搬送する最中に使用する酸素は我国ではボンベに圧縮して詰められた酸素を使用している。米国等では液体酸素を気化させて使用しているのが一般的である。我国の病院等の現場では大きなタンクに液体酸素を貯蔵し気化させて使っているが航空機や救急車の現場ではオープンによる液体酸素救急システムは認可されていない。詰め換えの簡便さや酸素供給時間が長い等の利点があり、ぜひ我国でも使えるようにしてほしい。特に重量は航空機には重大関心事であるのと、長時間搬送の場合に対応できるよう図ってほしい。
5144	5144001	静岡県掛川市	住民基本台帳法で定められている 住民基本台帳カードの交付について 緩和を求める。	住民基本台帳法第30条の44で、住民基本台帳カードは、申請者に交付することになっているが、有権者には申請が無くても無料で配布できるものとした。
5147	5147002	岐阜県多治見市	還付加算金・延滞金の乗率を条例 で定める	地方公共団体が、議会の承認を受け、条例により還付加算金・延滞金の乗率を制定することができるものとする。
5148	5148001	熊本経済同友会	入札参加者資格審査手続の国・地方 を通じた様式等の統一化とオン ライン化推進	競争入札参加者の資格に関する地方自治法施行令の規定について、審査に必要な項目、申請様式、申請方法等をより細かく規定することにより、国・地方公共団体毎に微妙に異なる取扱いを統一化する。また、究極的には、インターネットを利用したオンライン申請をすべての地方公共団体で可能となるよう環境整備を行う。
5150	5150052	株式会社東京リーガル マインド	中小企業診断士試験への改革提言	現行の中小企業診断士試験の改善と情報公開を求めます。試験委員の公表、1次試験問題の質の改善と配点の公表、2次試験不合格者への評点の通知、受験者の属性の公表、実務補習の改善を要望します。
5150	5150053	株式会社東京リーガル マインド	不動産鑑定士試験改革の提言	不動産鑑定士有資格者の大幅増加
5150	5150054	株式会社東京リーガル マインド	税理士制度改革	税理士資格の付与条件について、見直しを求めます。  税理士の紛争処理手段への参入拡大を認めることを求めます
<b>(12) アクションプラン関連（46事項）</b>				
5021	5021026	社団法人日本経済団体 連合会	営利法人による保険医療機関の経営	構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経営の参入規制を解除すべきである。 また、構造改革特区における株式会社の医療参入に係るガイドラインについては、制度の趣旨を踏まえて、地方公共団体が求める「高度な医療」が広く認められるように、速やかに法令の整備を行うべきである。
5021	5021027	社団法人日本経済団体 連合会	営利法人が経営する病院の地域医療 支援病院としての承認	営利法人が経営する病院についても、地域医療支援病院の要件を満たす場合には、開設を許可すべきである。
5021	5021028	社団法人日本経済団体 連合会	いわゆる「混合診療」の容認	高度先進的な医療サービス等を患者が選択しやすくするため、例えば、特定承認保険医療機関など、質の高い医療サービスを提供できる医療機関においては、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず、いわゆる「混合診療（保険診療と保険外診療の併用）」を包括的に認めるべきである。
5021	5021032	社団法人日本経済団体 連合会	新医療用具の保険適用時期の適正 化、及びいわゆる「混合診療」の 容認	保険適用区分C2に当たる新医療用具の場合でも、C1区分と同様に、保険適用の機会を年2回とすべきである。 また、医療用具として認められていながら、保険収載がなされていない医療用具については、保険診療の上乗せとして、患者の一部負担による使用を認めるべきである。
5078	5078006	東京商工会議所	労働者派遣法の改正	「物の製造」業務に限り当面上限が1年に限定されているが、3年に延長すべきであり、「医療」（一部は解禁済）、「警備」、「建設」も原則対象業務に加えるべきである。また、派遣労働者からも撤廃要望の強い「労働者の特定行為の禁止」についてもさらなる見直しが必要である。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5015	5015007	日本チェーンストア協会	薬事法関連 / 一般小売店での医薬品販売の容認	<p>・医薬品販売に関する規制緩和 医薬品販売の拡大 特例販売業や配置販売業において、薬剤師の関与なしに販売できる医薬品のうち、解熱鎮痛剤・かぜ薬・整腸薬・乗り物酔い薬・健胃薬・ばん創膏等については「一般市販薬」として、一般小売店での販売を可能とする。 全てのドリンク剤、ビタミン剤についても一般小売店での販売を可能とする。</p>
5021	5021059	社団法人日本経済団体連合会	医薬品の一般小売店における販売	<p>医薬品の一般小売店における販売については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（2003年6月27日閣議決定）において、「利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする」とされた。 従って、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる緩和な内外用剤など人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品群については、一般小売店での販売を早急に認めるべきである。</p>
5076	5076001	愛知県津島市	保育園調理室の必置規制の撤廃	児童福祉施設の最低設置基準第32条中調理室の必置に係る規制の撤廃
5085	5085008	オリックス株式会社	保育所に関する制度改正	保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくするための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。
5086	5086008	社団法人リース事業協会	保育所に関する制度改正	保育所について、夜間保育や休日保育の実施を含めた保育時間の延長、入所時期の弾力化、夕食の提供を含めたサービス内容の多様化、待機期間をなくするための保育園と幼稚園の一元化、発病時の保育サービスの拡充を図る政策を早期に実施することを要望する。
5146	5146001	東京都千代田区	幼稚園と保育所の機能を統合した第三の制度（幼保一元化施設）の創設	未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう第三の制度（幼保一元化施設）を創設する。
5146	5146002	東京都千代田区	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。
5146	5146003	東京都千代田区	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格が一貫した方針のもとで育成できるよう「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を一元化する。
5146	5146004	東京都千代田区	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一と柔軟化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の配置基準を柔軟化する。
5146	5146005	東京都千代田区	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一と柔軟化	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために「幼稚園」と「保育所」の施設基準を統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。また、地域事情等に応じて、自治体等が多様な住民ニーズに機敏に応えられるよう、全国画一の施設基準を柔軟化する。
5146	5146006	東京都千代田区	三位一体改革を視野に入れた幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助の措置	未来を担う子ども達を、年齢や家庭環境等で区分することなく、一貫して育成できるよう幼保一元化施設における「保育に欠ける」児童に対する補助を保育所並みに行う。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5150	5150031	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準における設備基準の緩和	現行法令上、満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場(保育所付近にある屋外遊技場をに代わる施設を含む。)、調理室及び便所を設けることとされていますが、ベビーホテル(宿泊を伴う保育)を設置するにあたって、この規定から屋外遊技場、調理室を除外し、保育室または遊戯室、便所を設けることで足りるとします。
5150	5150036	株式会社東京リーガルマインド	文部科学大臣による学校設置基準の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、保育所設置要件(児童福祉法、児童福祉施設最低基準等)と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。
5150	5150037	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準の一部適用除外	新たに保育所を設置する場合、学校教育法第三条による基準と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。
5150	5150038	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準の一部適用除外	児童福祉施設最低基準第五条規定の「必要な施設」のうち学校教育法第三条による基準と重複する部分については、この規定を適用しないこととします。
5150	5150039	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準の一部適用除外	新たに保育所を設置する場合、学校教育法第三条による基準と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。
5150	5150040	株式会社東京リーガルマインド	幼稚園設置基準第八条の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十二条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。
5150	5150041	株式会社東京リーガルマインド	幼稚園設置基準第九条の一部適用除外	新たに幼稚園を設置する場合、児童福祉施設最低基準第三十二条と重複する部分について、この規定を適用しないこととします。
5150	5150042	株式会社東京リーガルマインド	学校教育法第八十一条の一部適用除外	近隣の保育所と幼稚園の設置管理者が同一人物の場合、管理者を一元化し、園長を配置しなくてもよいこととします。
5150	5150043	株式会社東京リーガルマインド	児童福祉施設最低基準第三十三条の要件緩和	保育士の配置基準を緩和し、幼稚園教員にも一定の条件のもと保育士業務を行い、保育士の補助を行うことができることとします。
5150	5150009	株式会社東京リーガルマインド	学校設置会社による大学についての建築基準法の緩和	学校設置会社による大学を建築基準法第2条第2号に定める特殊建築物から除外し事務用途のまま大学運営を可能にし、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114条第2項の規定する「学校」から学校設置会社による大学を除外するよう要望します。
5150	5150010	株式会社東京リーガルマインド	学校設置会社による大学についての消防法の緩和	別表第一(七)の「大学」から学校設置会社による大学を除外、別表第一(十五)の「その他の事業場」に学校設置会社による大学を含むとします。
5150	5150013	株式会社東京リーガルマインド	学校設置会社による学校設置事業	株式会社が学校教育法第1条に定める学校を設置できるようにするため、学校教育法第2条第1項等を改正し、株式会社を学校設置者として認めること。
5150	5150014	株式会社東京リーガルマインド	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	株式会社が大学等を設置する場合の認可にあたっては、校地・校舎は、負担付又は借用であっても差し支えないこと。
5150	5150015	株式会社東京リーガルマインド	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	株式会社が大学を設置する場合には、大学設置基準第37条に規程する基準を下回る校地の面積でも(収容定員上の学生一人あたり5平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積程度)、大学の設置を行うことができること。
5150	5150016	株式会社東京リーガルマインド	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能化	学校教育法5条は、学校の設置者はその設置する学校を管理しなければならないと定めています。規制改革によって学校の設置者は、その管理を民間の事業者やNPOなどに委託することができるものとします。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5150	5150017	株式会社東京リーガルマインド	学校の管理権等の特区長への権限の委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、公設学校の組織編成、教育課程、施設・設備等に関する管理権限は、教育委員会にあります。しかし、規制改革によってこれを公設学校の設置主体である地方公共団体の長の権限とします。
5150	5150018	株式会社東京リーガルマインド	校長・教員の資格に関する規定の適用除外	学校教育法8条は、校長及び教員の資格に関する事項は、文部科学大臣が定めるとしています。しかし、規制改革によって公設民営学校においては、設置者が定めるものとします。
5150	5150019	株式会社東京リーガルマインド	教育職員免許状制度の適用除外	学校教育法3条1項は、教育職員は同法により授与する免許状を有するものでなければならないと定めています。しかし、規制改革によって公設民営学校においては教員職員に免許状を不要とします。
5150	5150020	株式会社東京リーガルマインド	教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲	学校教育法13条は、校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、大学附置の学校以外の公立学校においては校長及び教育委員会の教育長の選考により行うと定めています。しかし、規制改革によって校長の採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等ができるものとし、教員採用及び昇任については、校長ができるものとします。
5150	5150021	株式会社東京リーガルマインド	教職員の任命に係る権限の校長への委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条は、教育委員会の所管に属する学校の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、教育長の推薦により教育委員会が任命すると定めています。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者・NPO等又は校長ができるものとします。
5150	5150022	株式会社東京リーガルマインド	県費負担職員の任命に係る権限を校長に委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条は、県費負担職員の任命権は都道府県委員会に属すると定めています。しかし、規制改革によってこれらの採用は、公設学校の包括的な管理・運営を委託された民間の事業者が採用した校長ができるものとします。
5150	5150024	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準緩和	文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十四条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。」と規定しています。この校地の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。
5150	5150025	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準緩和	文部科学省が定めている「日本語教育施設の運営に関する基準について」第十五条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。」と規定しています。この校舎の自己所有義務を緩和し、賃借でも良いとすることを提案します。
5021	5021086	社団法人日本経済団体連合会	共同住宅・オフィスビルの容積率算定基準のさらなる合理化	共同住宅・オフィスビルのエレベーターシャフト、パイプスペース、ゴミ処理スペース、地域冷暖房施設引込部分の機械室、太陽光発電設備スペース、燃料電池設備スペース、CO2冷媒ヒートポンプ給湯機を容積緩和の対象とすべきである。また、既に容積率の緩和制度が適用されている事項については、その旨特定行政庁に周知徹底すべきである。
5150	5150003	株式会社東京リーガルマインド	求職者からの職業紹介手数料徴収を可能とする	職業安定法32条の3では、職業紹介手数料については、原則として求職者からの徴収を禁止している。この例外として、芸能家・モデル・科学技術者・経営管理者（科学技術者と経営管理者の場合、賃金の額が就業後1年間に於いて1,200万円を超える者又はこれに相当するもの）の職業に紹介された求職者からは、就職後6ヶ月以内に支払われた賃金の100分の10.5以内に相当する額以内の手数料の徴収が可能である。これを以下のように改正すべきである。  （改正の案） 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し、適切な実費その他手数料又は報酬を受けることができる。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5150	5150005	株式会社東京リーガル マインド	有料職業紹介事業を許可制から届 出制へ	<p>以下のような条文について、改正する必要があると考えます（下線部は、改正後の文言）。</p> <p>（有料職業紹介事業の届出）</p> <p>第30条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（各号規定略）</p> <p>3 前項の届出書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>
5021	5021276	社団法人日本経済団体 連合会	農業生産法人以外の株式会社の農 業への参入	<p>農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。</p> <p>少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。</p> <p>現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>
5021	5021024	社団法人日本経済団体 連合会	国保連によるレセプト審査・支払 業務のアウトソーシング化	国保連によるレセプト審査・支払業務の効率化と精度向上を図るため、アウトソーシング化を進めるべきである。
5119	5119021	長野県	自動車検査制度の廃止	自動車の性能は、耐久性等の品質が向上し、安全性が保たれている。自動車の故障などによる整備は、自己責任において行うことが必要であり、車検制度を廃止する。
5021	5021110	社団法人日本経済団体 連合会	定期借家制度の見直し	<p>定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。</p> <p>定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。</p> <p>床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。</p>

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
<b>(13) 特区特例の全国展開等（7 事項）</b>				
5071	5071062	米国	厚生労働省に係る特区提案の実現	米国政府は、構造改革イニシアティブで提案されている特区を支持する。そして、厚生労働省に、提案されている重要な関連分野についての特区を、真剣に考慮する事を求める。
5071	5071078	米国	構造改革特区制度の一層の活用	<p>今後も特区が透明な形で選定され設立されること。 市場参入機会の拡大に焦点を当てること。 国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。 特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用すること。 米国企業も含め外国企業が特区提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わる全ての過程に参加するにあたり、構造改革特別区域推進本部はこれらの企業と引き続き協力すること。 評価委員会が特区の成功の是非および全国展開すべき特区の判断を行う際に、以下の事項を担保すること。 1) 特区の成功の是非を判断するにあたり開催した会合および利用した情報を公開し、適切であれば、評価プロセスの中で一般市民から意見を募ることにより特区の評価プロセスの透明性を確保すること。 2) 評価が決定した際には、一般市民や特区に携わる者の評価プロセスに対する十分な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開すること。</p>
5071	5071097	米国	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	2003年4月から開始された国際物流特区における時間外手数料の削減は、日本の国際港の競争力を強化した。成長へ向け、通関時間外手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。
5145	5145018	東京都	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること。
5150	5150055	株式会社東京リーガルマインド	地方公共団体に直接利害関係のない場合には、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請をできるよう、特区法を改正すべきである。	<p>第四条の2の加筆及びこれに伴う改正 (民間事業者による直接申請) 第四条の2 構造改革特別区域計画が、自治事務の民間開放・内容の変更等、地方公共団体の事務に関するものではなく、民間事業者に対する事業規制について、単純に緩和・撤廃するものである場合には、民間事業者は、直接内閣総理大臣の認定を申請することができる。 2 前項の適用がある場合、前条各項を、その申請主体を民間事業者置き換えてこれを準用する。</p>
5150	5150056	株式会社東京リーガルマインド	株式会社立大学について、地方公共団体が関与するセーフティネットは不要とする。	現行第12条7項を削除する。
5150	5150057	株式会社東京リーガルマインド	前出に掲げるほか、株式会社立大学について学校教育法等既存大学に関する法制度を適用するにあたっては、構造改革特別区域法の目的及び株式会社の本質に適合するように解釈しなければならない。	現行第12条に新たに第3項を加筆する。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
(14) その他 ( 21 事項 )				
5015	5015022	日本チェーンストア協会	高関税の是正 / 繊維製品の輸入関税の見直し	・ 繊維製品の輸入関税の見直し
5015	5015023	日本チェーンストア協会	高関税の是正 / 小麦粉、乳製品の関税率引下げ	・ 小麦粉、乳製品の関税率引下げガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定関税相当量を支払えば、誰もが任意に輸入できるが、実際には 関税が高く輸入メリットがない。
5015	5015024	日本チェーンストア協会	高関税の是正 / 牛肉、加工鰻、乳製品、加工食品、食肉調整品等の見直し	・ 高関税率の是正 牛肉、加工鰻、乳製品、加工食品、食肉調整品等
5015	5015025	日本チェーンストア協会	高関税の是正 / 豚肉差額関税撤廃	・ 豚肉差額関税撤廃
5015	5015026	日本チェーンストア協会	輸入割当品目（IQ）の廃止	・ 輸入割当（IQ）制度の撤廃 ・ 水産物（ニシン、たら、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、ホタテ、貝柱、煮干）
5021	5021243	社団法人日本経済団体連合会	ハイサルファーC重油の関税の見直し	ハイサルファーC重油に課せられている関税を早期に見直すべきである。
5035	5035006	社団法人日本船主協会	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。
5072	5072019	欧州委員会（EU）	公的機関が行う報道向け行事への外国報道機関特派員参加制約の撤廃	外国報道機関特派員に発行されている外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国内記者と平等の立場でのアクセスを可能にすること。 記者クラブ制度を廃止することにより、情報の自由貿易にかかわる制限を取り除くこと。
5072	5072038	欧州委員会（EU）	郵便分野における規制当局の独立性の確保	現行の郵便分野の改革に関し、日本政府は規制当局の独立性の確保を目指すべきである。
5072	5072064	欧州委員会（EU）	EUにおける動植物製品の単一市場の存在の容認	EUは、地域主義に関して欧州レベルで取られた法的な決定を信頼し、EUからの産品に対して輸入措置を適用する場合は、これらの決定によって承認された疾病・害虫のない地域を考慮に入れることを要請する。地域主義に関するEUの措置は、国際獣医事務局（OIE）、コーデックス（CODEX）および欧州・地中海植物防疫機構（EPPO-European and Mediterranean Plant Protection Organization）の国際基準に十分に整合する。各加盟国による15（近い将来25）の個別の承認を必要とすることは、排除されねばならない。
5073	5073001	オーストラリア	国家貿易機関の役割の見直し	日本は国家貿易機関の役割、特にこれらの機関による独占的輸入を、次のような観点から見直すべきである。 食料市場に及ぼす歪められた影響を検討し、こうした影響を消滅させる見直しを検討すること。 食料消費者が、世界市場価格に近い価格で、輸入品と国内産品を自由に選択出来ることによって、食料品の自由貿易による恩恵が受けられるのを確実にすること。 こうした見直しの結果を公表すること。

規制改革 要望 管理番号	規制改革 要望事項 管理番号	要望主体名	規制改革要望事項（事項名）	具体的規制改革要望内容
5073	5073002	オーストラリア	国家貿易機関の役割の見直し	オーストラリアは、日本が次の様な施策を講じることを期待する。 日本の消費者が支払う価格は、できる限り、市場力に制約を与えない運営で、決められるべきである。この枠組みの中で、政府は、国内産品が国際価格に近い価格で市場で販売されるのを認めるべきである。 確実に南北両半球からの新鮮なコメを輸入できるように、コメの売買同時入札(SBS)の時期を再調整すべきである。 “主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律”を改正して、ミニマム・アクセス米に対する標準販売価格の廃止を認めるべきである。標準販売価格は、消費者がより安い輸入米から恩恵を受けるのを妨げている。
5073	5073018	オーストラリア	履物に関する関税割当配分、割当枠総量の見直し	未使用の関税割当量は、新規の供給業者が、年度内の定められた割当使用期間内に、充分時間的余裕を持って注文に対応できるように、当該年度の初期に新規供給業者への再配分が行われるべきである。
5110	5110001	今野 一	地方公務員の給与の支払いを通貨（円貨）以外でも可能にする。	地方公務員のいわゆる給与支払い三原則である「通貨払い」「直接払い」「全額払い」に例外規定を設け、給与の一部の支払いを通貨（円貨）以外でも可能にする。
5115	5115001	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会（設立準備中）	名古屋エアフロント・プロジェクト	現在、自衛隊では土木工事等一部の事業に限って訓練を兼ねて行っている。自衛隊の実施できる事業の中に航空運送事業、航空機使用事業を含め、民間事業もできるようにしてほしい。例えば民間のヘリコプターでは約3トン以下の荷物しか運べない。ところが風力発電等国立公園の中にまで設立認可になってきているがプロペラ1本だけでも5～10トンもあり民間では対応できない。いきおい林道等改修しているがプロペラは40M以上もあり改修工事は自然破壊にもつながっている。社会的に意義あるものは民間事業でも自衛隊で負担してほしい。
5115	5115002	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会（設立準備中）	名古屋エアフロント・プロジェクト	自衛隊が実施できる事業の要請者は各省庁の長や地方公共団体の長（又は委任を受けたもの又は準ずるもの）となっているが非特定営利法人のNPOにも認めてほしい。自衛隊機には実行可能で民間機では能力的に対応できない事業で社会的に意義ある事業は一定のルールのもと民間事業も受けてほしい。
5115	5115003	非特定営利法人：名古屋エアフロント協会（設立準備中）	名古屋エアフロント・プロジェクト	自衛隊機を借用して事業を行う場合時間当たり料金が明示できないと需要家に説明できない。民間では固定費・変動費とそれにその他経費に分けて算出している。自衛隊法式の料金表示を民間方式に変えてほしい。
5123	5123002	社会福祉法人鞆手会	カジノ・ハウス特別法の早期設置（刑法賭博罪）の規制	カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーシング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。 現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある
5123	5123003	社会福祉法人鞆手会	敗者復活制度の拡充で人権問題（あらゆる差別）を解決する	過去の人生で犯罪者や破産者であった人は、受勲が難しい。人権問題の相談責任者や教育委員会の委員長に、その地域の人が就任することで過去の秘密を知られ相談がしにくい。
5123	5123005	社会福祉法人鞆手会	敗者復活制度の拡充で人権問題（あらゆる差別）を解決する	過去の人生で犯罪者・破産者・障害者等の人々で、文化、経済、科学、スポーツ、教育等の分野で成功した人や、高額納税者の人を表彰して、一生涯年金を保証する仕組みを作る（1万人に一人の割合）
5145	5145015	東京都	カジノ実現に必要な特別法の制定などの法整備	カジノを実現するために、所管官庁を決め、必要な特別法の制定などの法整備を行うこと。